

# 加東市障害者基本計画

## ・第3期障害福祉計画

(素案)

本案の内容は、現時点での素案であり、国の今後の動向や策定委員会での協議内容等により変更があり得るものです。

加東市

表紙 裏

「障害」の表記について

「障害」の表記については、現在、国において検討されていますが、結論が出るまでの間は、法令等では当面「障害」が使用されることから、本計画においては漢字表記とすることが委員会で決定されました。

# 目 次（案）

## 第 1 部 計画の基本的な考え方

第 1 章 計画策定にあたって .....	2
1 計画策定の趣旨 .....	2
2 計画の位置づけ及び性格 .....	3
3 計画の期間 .....	4
4 計画の策定体制 .....	5
第 2 章 本市の障害のある人を取り巻く状況 .....	6
1 人口の動向 .....	6
2 障害のある人の状況 .....	7
3 アンケート調査による障害のある人の現状とニーズ .....	13
4 関係機関への調査による現状と課題 .....	36
5 障害福祉サービスの利用状況の比較 .....	42
6 障害者福祉を取り巻く課題 .....	43

## 第 2 部 障害者基本計画

第 1 章 計画の基本方針 .....	47
1 計画の基本理念 .....	47
2 基本的視点 .....	47
3 基本目標 .....	48
4 計画の施策体系 .....	50
第 2 章 障害者施策の推進	
1 とともに育ち、ともに学ぶために ～一貫した教育・療育～ .....	51
2 生きがいを持って働くために ～雇用促進～ .....	56
3 すこやかにくらしのために ～保健・医療～ .....	60
4 自立した生活をおくるために ～福祉サービス～ .....	63
5 安全で快適な暮らしのために ～福祉のまちづくり～ .....	69
6 共感しあえる地域づくりのために ～意識啓発・人づくり・社会参加～ .....	73

## 第 3 部 障害福祉計画

第 1 章 第 2 期計画期間におけるサービスの利用状況 .....	78
1 障害程度区分の認定及びサービス支給決定の状況 .....	78
2 障害福祉サービス .....	80
3 地域生活支援事業 .....	84
第 2 章 地域生活または一般就労への移行の数値目標 .....	86
1 施設入所利用者の地域生活への移行 .....	86
2 福祉施設から一般就労への移行 .....	87

第3章 障害福祉サービスの見込み	89
1 訪問系サービス	89
2 日中活動系サービス	90
3 居住系サービス	95
4 相談支援	97
第4章 地域生活支援事業の見込み	99
1 必須事業	99
2 任意事業	103

#### 第4部 計画の推進体制

第1章 計画の推進に向けて	108
1 進行管理体制の確立	108
2 計画の点検・評価の方策	108
3 県・近隣市町等との広域連携の方策	108

#### 資 料 編

資 料	110
加東市障害者計画策定委員会設置要綱	110
加東市障害者計画策定委員会委員名簿	111
加東市障害者計画策定委員会審議経過	112

## **第1部 計画の基本的な考え方**

# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

### 〔1〕計画策定の背景

国では、平成21年（2009年）12月に「障害者の権利に関する条約(仮称)」の締結に向けた国内法の整備を始めとする障害者に係る制度の集中的な改革を行うため「障がい者制度改革推進本部」を設置し、同本部の下で「障がい者制度改革推進会議」を開催し障害者制度改革に向けた検討が行われています。平成22年（2010年）6月には「障害者制度改革の推進のための基本的な方向（第一次意見）」が、また平成22年（2010年）12月には「障害者制度改革の推進のための第二次意見」が障がい者制度改革推進会議に提出され、第一次意見を踏まえ、「障害者制度改革の推進のための基本的な方向」が閣議決定されました。この閣議決定では、「障害者自立支援法」に替わる「(仮称)障害者総合福祉法」について平成25年（2013年）8月までの施行を目指すこととされています。

また、平成23年（2011年）6月17日に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法、平成24年（2012年）10月施行）が可決成立し、障害者に対する虐待行為を禁止するとともに、虐待行為を見つけた場合には通報を義務づけ、その通報先として、市に「障害者虐待防止センター」を設置することが求められています。

その後、平成23年（2011年）8月には、「障害者基本法の一部を改正する法律」が一部を除いて施行され、全ての国民が障害の有無にかかわらず、基本的人権が尊重され、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現すること、障害を理由とした差別の禁止などが明文化されています。

### 〔2〕本市の計画策定の趣旨

本市では、障害者基本法の考え方を踏まえ、平成18年度に平成23年度までを計画期間とする「加東市障害者基本計画」を策定し、「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の理念の下、障害者施策を推進しています。

障害者基本計画による総合的な障害者施策を推進する中で、国においては、平成17年10月に「障害者自立支援法」が成立し、この法律を踏まえ、本市では平成19年3月に「加東市障害福祉計画（第1期：平成18～20年度）」を、平成21年3月に「加東市障害福祉計画（第2期：平成21～23年度）」を策定しました。

これまで両計画の推進を通じ、障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスや相談支援等の数値目標を設定し、計画的なサービスの提供のための基盤整備に努めています。

現在、国において障害者制度改革が進められている状況の中、本市の障害のある人が円滑に地域に移行し自立した生活を送ることができるよう、引き続き、障害福祉サービス及び相談支援、地域生活支援事業を提供するための体制の充実を計画的に推進することが必要です。

このため、次期「加東市障害者基本計画（平成24～29年度）」及び「加東市障害福祉計画（第3期：平成24～26年度）」では、国の制度改革の動向を注視しながら、

第1期及び第2期計画での成果や課題を踏まえ、障害福祉サービスの提供体制を一層充実するため、平成26年度における数値目標及び障害福祉サービス見込み量を改めて設定し策定するものです。

なお、先般改正・施行された「障害者基本法」の考え方を踏まえ引き続き障害者施策を推進しつつ、今後予定されている「(仮称)障害者総合福祉法」の制定など、本計画の根拠となる関係法の動向に合わせ必要な見直しを実施し、計画の充実に努めます。

## 2 計画の位置づけ及び性格

### 〔1〕計画の位置づけ

加東市障害者基本計画は、障害者施策を推進するための基本理念、基本方向を定めることにより、その方向性と内容を明らかにし、今後の障害者施策推進のための指針(基本計画)となるものです。

加東市障害福祉計画は、障害者基本計画を上位計画とし、基本理念「障害のある人が自分らしく暮らせる福祉のまち 加東」を実現するための具体的な実施計画と位置づけられます。

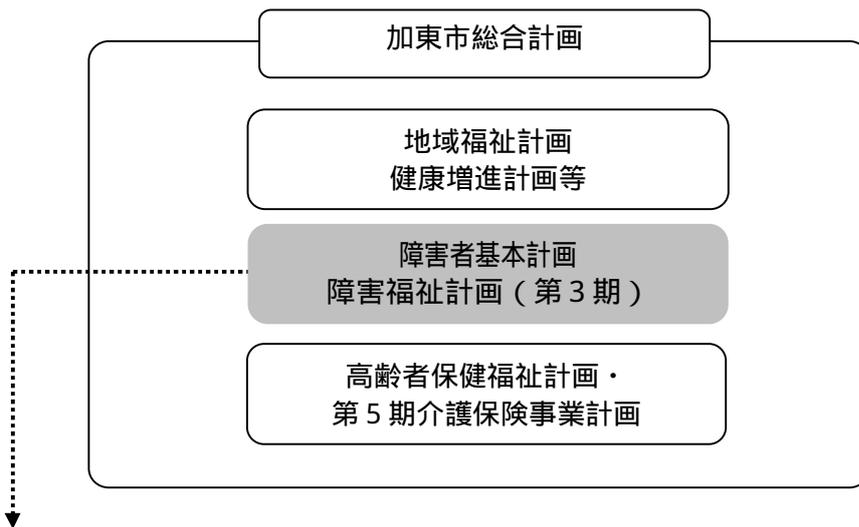
なお、両計画は、本市のまちづくりの最上位計画である「加東市総合計画」の部門別計画として、障害のある人の総合的な保健・福祉施策について目標を掲げることにより、計画の推進を図るものです。

### 〔2〕計画の性格

加東市障害者基本計画は、障害者基本法第11条第3項に定める市町村障害者計画であり、障害福祉計画は、障害者自立支援法第88条第1項に定める法定計画です。

加東市障害者基本計画・第3期障害福祉計画は、「加東市地域福祉計画」「加東市高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画」など、その他関連計画との整合性を図り作成しています。

### 【計画の位置づけ】



### 【「加東市障害者基本計画」と「加東市障害福祉計画」との関係】

#### 加東市障害者基本計画

障害者基本法（第11条第3項）に基づく、障害者のための施策に関する基本的な事項を定める基本計画

多分野にわたる計画（広報啓発、相談・情報提供、保健・医療・福祉サービス、教育、雇用・就労、スポーツ・レクリエーション・文化活動、バリアフリー・福祉のまちづくり、防犯・防災対策 など）

#### 加東市障害福祉計画

障害者自立支援法（第88条）に基づく、障害福祉サービス等の確保に関する実施計画

各年度における障害福祉サービス・相談支援の種類ごとの必要量の見込み、及び確保の方策、地域生活支援事業の実施に関する事項等を定める計画

### 3 計画の期間

障害者基本計画の計画期間は平成24年度から平成29年度までとし、障害福祉計画等関連計画の改訂に合わせて、必要に応じて見直しを行うものとします。

また、障害福祉計画（第3期）の計画期間は、平成24年度から平成26年度までとし、国及び兵庫県の基本指針に基づき、「各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要なサービス量の見込み及びサービス見込み量の確保のための方策」「地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項」などに関し、数値目標を設定し、目標達成に向け計画的にサービス基盤の整備を図るものとします。

#### 4 計画の策定体制

計画策定にあたり、次に掲げる方法等により、障害福祉関係者、学識経験者、市民の参画を求め、幅広い意見の聴取に努めます。

##### 〔1〕障害のある人の現状を把握するための実態調査の実施

障害のある人の地域移行や一般就労の促進などに向け、障害のある人の現状を把握するとともに、障害福祉サービスなどの計画的な基盤整備を進めるため、平成23年3月に「加東市障害者基本計画及び障害福祉計画策定のためのアンケート調査」を行い、計画策定の基礎資料としました。

##### 〔2〕障害者計画策定委員会の開催

計画策定にあたっては、障害福祉関係者、学識経験者、市民の参画を求め、障害者計画策定委員会を開催し、幅広い意見の反映に努めました。

##### 〔3〕市民意見の聴取と計画の反映

計画策定において、上記〔1〕の障害のある人の現状を把握するための実態調査に加え、市民ニーズを十分に踏まえながら多様な意見を反映させるため、計画に対するパブリックコメントを実施しました。

平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
<b>加 東 市 障 害 者 基 本 計 画</b>					
<b>加東市障害福祉計画（第3期）</b>					

\* 本計画で記載している計画の名称について

- ・ 障害者基本計画  
〔計画期間：平成 18 年度（2006 年度）から平成 23 年度（2011 年度）〕  
〔計画期間：平成 24 年度（2012 年度）から平成 29 年度（2017 年度）〕
- ・ 第 1 期計画：加東市障害福祉計画（第 1 期）  
〔計画期間：平成 18 年度（2006 年度）から平成 20 年度（2008 年度）〕
- ・ 第 2 期計画：加東市障害福祉計画（第 2 期）  
〔計画期間：平成 21 年度（2009 年度）から平成 23 年度（2011 年度）〕
- ・ 第 3 期計画：加東市障害福祉計画（第 3 期）  
〔計画期間：平成 24 年度（2012 年度）から平成 26 年度（2014 年度）〕

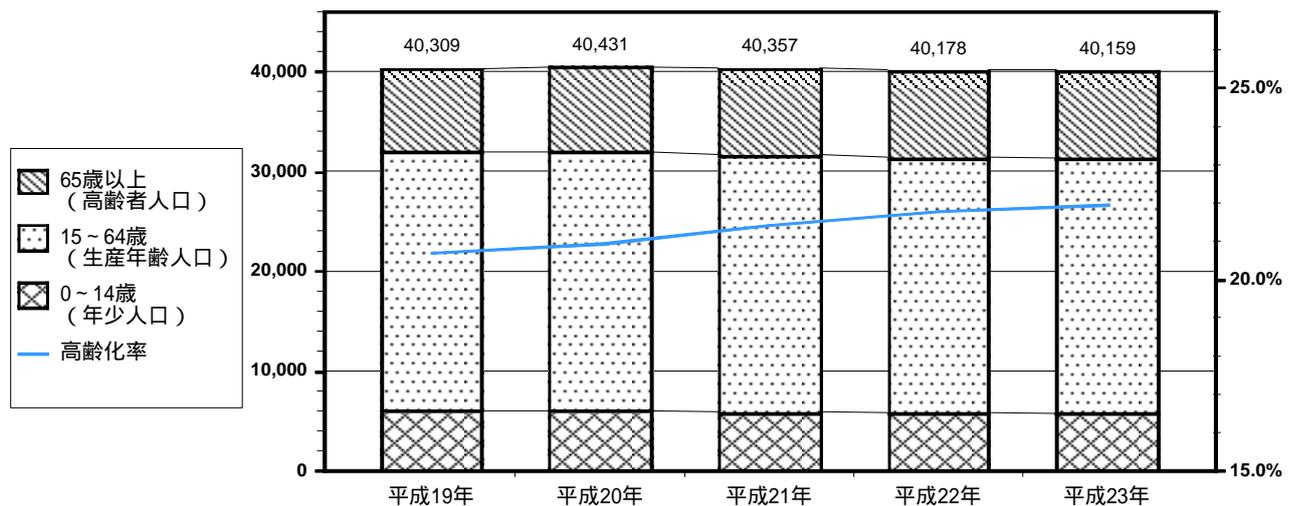
## 第2章 本市の障害のある人を取り巻く状況

### 1 人口の動向

本市の総人口は、横ばい状態から微減傾向で推移しており、平成23年には40,159人となっています。

年齢3区分で見ると、高齢者人口が増加しており、平成19年には高齢化率（総人口に対する高齢者人口の割合）が20.7%でしたが、平成23年には22.0%と、この5年間で1.3ポイント上昇しています。

【総人口及び年齢3区分別人口の推移】



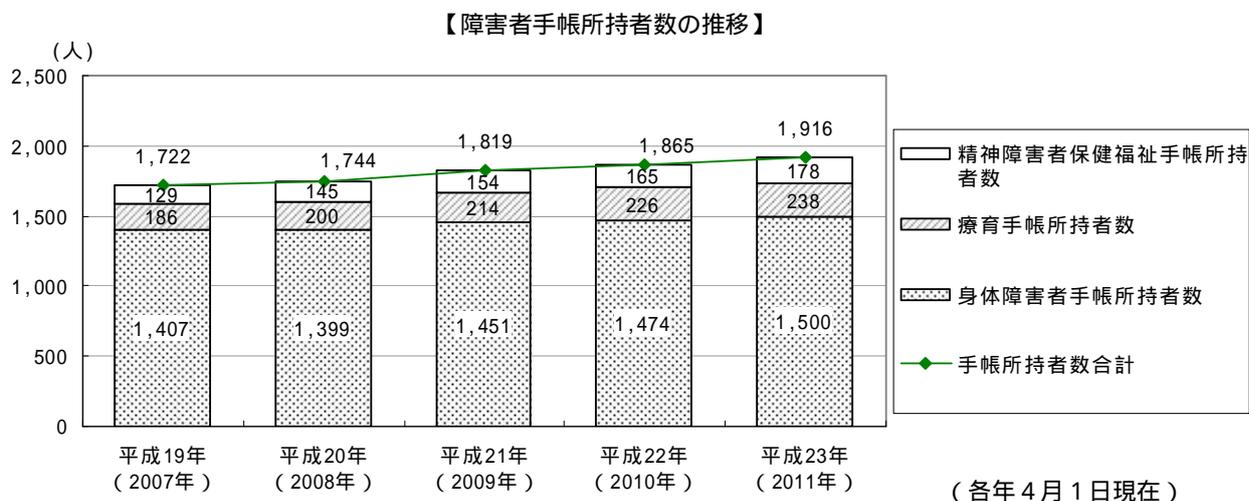
項目	平成19年 (2007年)	平成20年 (2008年)	平成21年 (2009年)	平成22年 (2010年)	平成23年 (2011年)
総人口	40,309人 100.0%	40,431人 100.0%	40,357人 100.0%	40,178人 100.0%	40,159人 100.0%
0~14歳 (年少人口)	6,016人 14.9%	6,022人 14.9%	5,944人 14.7%	5,823人 14.5%	5,768人 14.4%
15~64歳 (生産年齢人口)	25,945人 64.4%	25,945人 64.2%	25,773人 63.9%	25,595人 63.7%	25,576人 63.7%
65歳以上 (高齢者人口)	8,348人 20.7%	8,464人 20.9%	8,640人 21.4%	8,760人 21.8%	8,815人 22.0%

資料：住民基本台帳及び外国人登録（各年10月1日現在）  
表の下段は総人口に対する構成比

## 2 障害のある人の状況

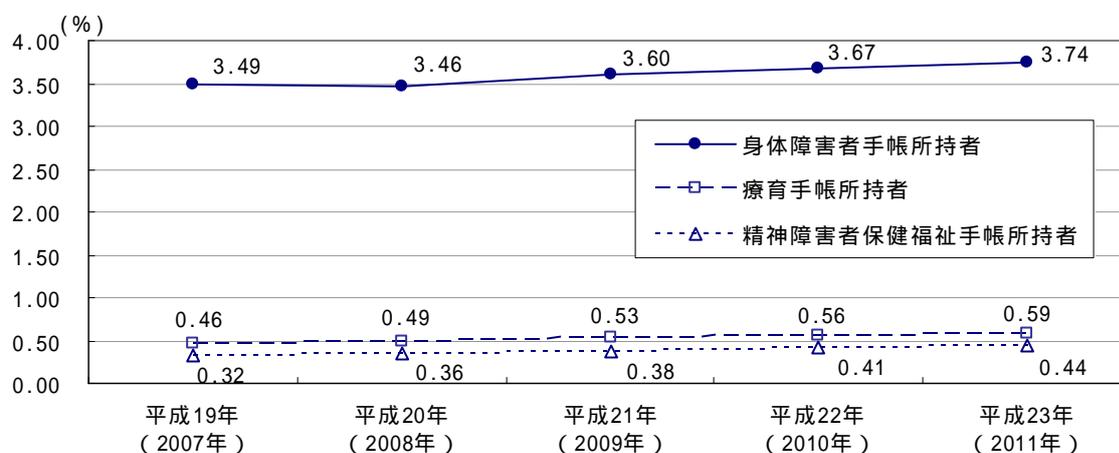
### 〔1〕障害者数の推移

身体障害者・知的障害者・精神障害者数の推移をみると、いずれの手帳所持者数も増加傾向にあり、平成23年（2011年）は身体障害者手帳が1,500人、療育手帳が238人、精神障害者保健福祉手帳が178人となっています。平成19年（2007年）と比較すると、身体障害者手帳は1.07倍（93人増）、療育手帳は1.28倍（52人増）、精神障害者保健福祉手帳は1.38倍（49人増）、それぞれ増加しています。



総人口に占める各障害者数の割合の推移をみると、いずれの手帳所持者の割合も上昇傾向にあります。特に身体障害者手帳は平成19年（2007年）の3.49%から平成23年（2011年）は3.74%と0.25ポイント上昇し、知的障害者及び精神障害者に比べ手帳所持者の伸び幅は大きくなっています。

【障害者手帳所持者数の推移（総人口に占める割合の推移）】



資料：住民基本台帳及び外国人登録  
算出に用いた各手帳所持者数は前掲のグラフと同様

## 〔 2 〕 障害別・等級別障害者の状況

### ( 1 ) 身体障害者

#### 年齢別身体障害者手帳所持者数

身体障害者手帳の所持者数を年齢別にみると、18歳以上は年々増加傾向にあり、平成18年度(2006年度)の1,366人に比べ、平成22年度(2010年度)は1,462人で、7%上昇しています。一方、18歳未満は微減となっています。

【身体障害者手帳所持者数の推移(年齢階層別)】

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
18 歳未満	41 人	41 人	41 人	39 人	38 人
18～64 歳	435 人	426 人	438 人	435 人	433 人
65 歳以上	931 人	932 人	972 人	1,000 人	1,029 人
合 計	1,407 人	1,399 人	1,451 人	1,474 人	1,500 人

(各年度3月31日現在)

#### 身体障害者手帳所持者の等級別構成比

等級別構成比をみると、近年大きな変化はないものの、1級、2級、4級の割合がやや増加し、3級、5級、6級の割合がやや減少傾向にあります。

【身体障害者手帳所持者の等級別構成比の推移】

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
1 級	364 人	363 人	375 人	399 人	409 人
2 級	201 人	191 人	206 人	207 人	214 人
3 級	242 人	234 人	244 人	235 人	238 人
4 級	385 人	399 人	410 人	421 人	432 人
5 級	125 人	121 人	128 人	122 人	118 人
6 級	90 人	91 人	88 人	90 人	89 人
合 計	1,407 人	1,399 人	1,451 人	1,474 人	1,500 人

(各年度3月31日現在)

### 身体障害者手帳所持者の障害種別構成比

障害の種別構成比をみると、肢体不自由の割合がいずれの年度も6割を超え、次いで内部障害が高くなっています。構成比の推移をみると、肢体不自由は上昇傾向、内部障害は微増の状況にあります。

【身体障害者手帳所持者の障害種別構成比の推移】

	全 体	視覚障害	聴覚障害・ 平衡機能	音声・言語 機能障害	肢体不自由	内部障害
平成18年度	1,407人	90人	104人	19人	880人	314人
平成19年度	1,399人	85人	100人	19人	889人	306人
平成20年度	1,451人	86人	97人	18人	935人	315人
平成21年度	1,474人	87人	91人	19人	950人	327人
平成22年度	1,500人	87人	88人	19人	972人	334人

(各年度3月31日現在)

### 身体障害者手帳所持者の障害種別の等級の分布

身体障害者手帳所持者の障害種別の等級の分布をみると、視覚障害と内部障害は1級が最も多く、聴覚障害は6級、音声・言語機能障害は3級、肢体不自由は4級が最も多くなっています。

【身体障害者手帳所持者の障害種別の等級の分布】

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚障害	29人	23人	4人	11人	14人	6人	87人
聴覚障害・平衡機能	5人	24人	13人	17人	1人	28人	88人
音声・言語機能障害	0人	2人	13人	4人	0人	0人	19人
肢体不自由	155人	161人	162人	336人	103人	55人	972人
内部障害	220人	4人	46人	64人	0人	0人	334人
合 計	409人	214人	238人	432人	118人	89人	1,500人

(平成23年3月31日現在)

## ( 2 ) 知的障害者

### 年齢別療育手帳所持者数

療育手帳所持者数は年々増加し、平成22年度(2010年度)は18歳未満が108人、18歳以上が130人で、計238人となっています。平成18年度(2006年度)に比べ52人増、1.28倍の伸びとなっています。

【年齢別療育手帳所持者数の推移】

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
18 歳未満	80 人	93 人	99 人	105 人	108 人
18 ~ 64 歳	99 人	99 人	106 人	111 人	120 人
65 歳以上	7 人	8 人	9 人	10 人	10 人
合計	186 人	200 人	214 人	226 人	238 人

(各年度3月31日現在)

### 療育手帳所持者の障害程度別構成比

障害の程度別構成比をみると、平成22年度(2010年度)はA(重度)が35.3%、B1(中度)が31.1%、B2(軽度)が33.6%となっています。構成比の推移をみると、A(重度)が減少傾向、B1(中度)、B2(軽度)がやや増加傾向となっています。

【療育手帳所持者の障害程度別構成比の推移】

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
A	76 人	75 人	76 人	80 人	84 人
B 1	53 人	59 人	67 人	70 人	74 人
B 2	57 人	66 人	71 人	76 人	80 人
合計	186 人	200 人	214 人	226 人	238 人

(各年度3月31日現在)

### (3) 精神障害者

#### 精神障害者保健福祉手帳所持者数

精神障害者保健福祉手帳所持者数は年々増加し、平成22年度(2010年度)は18歳未満が1人、18歳以上が177人で、計178人となっています。平成18年度(2006年度)合計に比べ49人増、1.38倍の伸びとなっています。

【精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
18歳未満	0人	0人	0人	1人	1人
18～64歳	99人	116人	123人	131人	134人
65歳以上	30人	29人	31人	33人	43人
合計	129人	145人	154人	165人	178人

(各年度3月31日現在)

#### 精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別構成比

手帳所持者の等級別構成比は、各年度とも2級が最も多く過半数を占めていますが、その割合は年々下降傾向にあり、平成18年度の67.4%から平成22年度(2010年度)は62.4%(111人)となっています。これに対し、平成18年度以降(2006年度)、1級はほぼ横ばい、3級は上昇傾向で推移しています。

【精神障害者保健福祉手帳所持者等級別構成者の等級別構成比の推移】

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
1級	31人	38人	35人	38人	41人
2級	87人	93人	99人	104人	111人
3級	11人	14人	20人	23人	26人
合計	129人	145人	154人	165人	178人

(各年度3月31日現在)

### 〔 3 〕 障害程度区分認定者

#### 障害程度区分

障害者に対する介護給付の必要度を表す 6 段階の区分で、介護給付の必要度に応じて適切なサービス利用が可能

障害程度区分認定者は年々増加し、平成22年度（2010年度）は106人で、平成20年度（2008年度）に比べ5.30倍（86人増）に増加しています。区分内訳では、「区分4」及び「区分5」が25人で最も多く、それぞれ23.6%を占めています。これに次いで「区分3」が21.7%（23人）、「区分6」が19.8%（21人）となっています。

【障害程度区分認定者数（全体）の推移】

	平成20年度 (2008年度)	平成21年度 (2009年度)	平成22年度 (2010年度)
区分6	4人	20人	21人
区分5	1人	18人	25人
区分4	8人	15人	25人
区分3	5人	14人	23人
区分2	2人	9人	9人
区分1	0人	2人	3人
非該当	0人	0人	0人
合計	20人	78人	106人

（各年度3月31日現在）

主な障害種別で障害程度区分認定者数をみると、知的障害者の認定者数が52人で最も多くなっています。内訳をみると、身体障害者は「区分6」が17人で最も多く、知的障害者は「区分4」（16人）及び「区分5」（15人）が多くなっています。精神障害者は「区分3」（5人）及び「区分2」（4人）が多くなっています。

【障害程度区分認定者数（主たる障害種別）の推移】

	身体障害	知的障害	精神障害	合計
区分6	17人	4人	0人	21人
区分5	9人	15人	1人	25人
区分4	9人	16人	0人	25人
区分3	6人	12人	5人	23人
区分2	2人	3人	4人	9人
区分1	1人	2人	0人	3人
非該当	0人	0人	0人	0人
合計	44人	52人	10人	106人

（平成23年3月31日現在）

### 3 アンケート調査による障害のある人の現状とニーズ

#### 〔1〕調査の概要

##### (1) 調査の種類及び対象者

アンケート調査（身体障害者、知的障害者が対象）

平成23年3月1日現在、加東市にお住まいで身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方の中から無作為抽出。

アンケート調査（精神障害者が対象）

平成23年3月1日現在、加東市にお住まいで精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方の中から無作為抽出。

調査期間：平成23年3月4日（金）～平成23年3月25日（金）まで

調査方法：調査票による本人記入方式（本人が記入できない場合は家族等の代理による）  
郵送による配布・回収

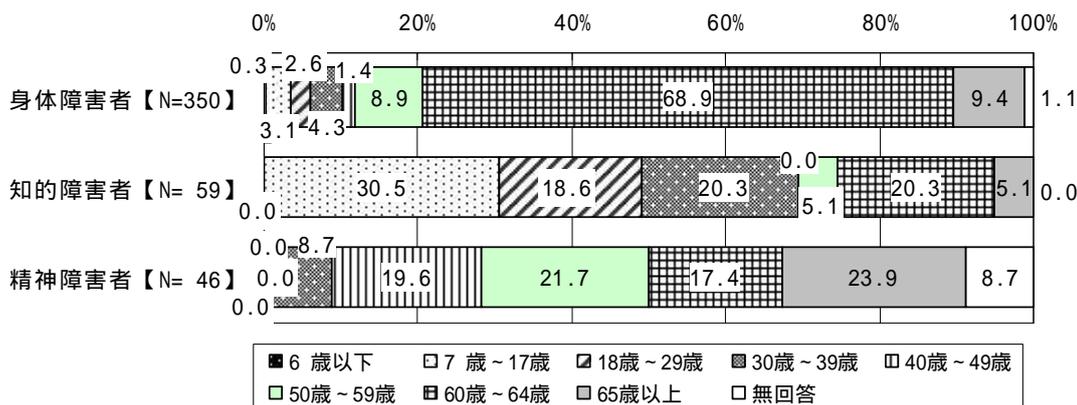
##### (2) 回収結果

	配布数	有効回収数	回収率
アンケート（身体障害者手帳、療育手帳保有者が対象）	725	388	53.5%
アンケート（精神障害者保健福祉手帳保有者が対象）	75	46	61.3%

アンケートの配布数725票中、身体：625票、知的：100票 となっています。

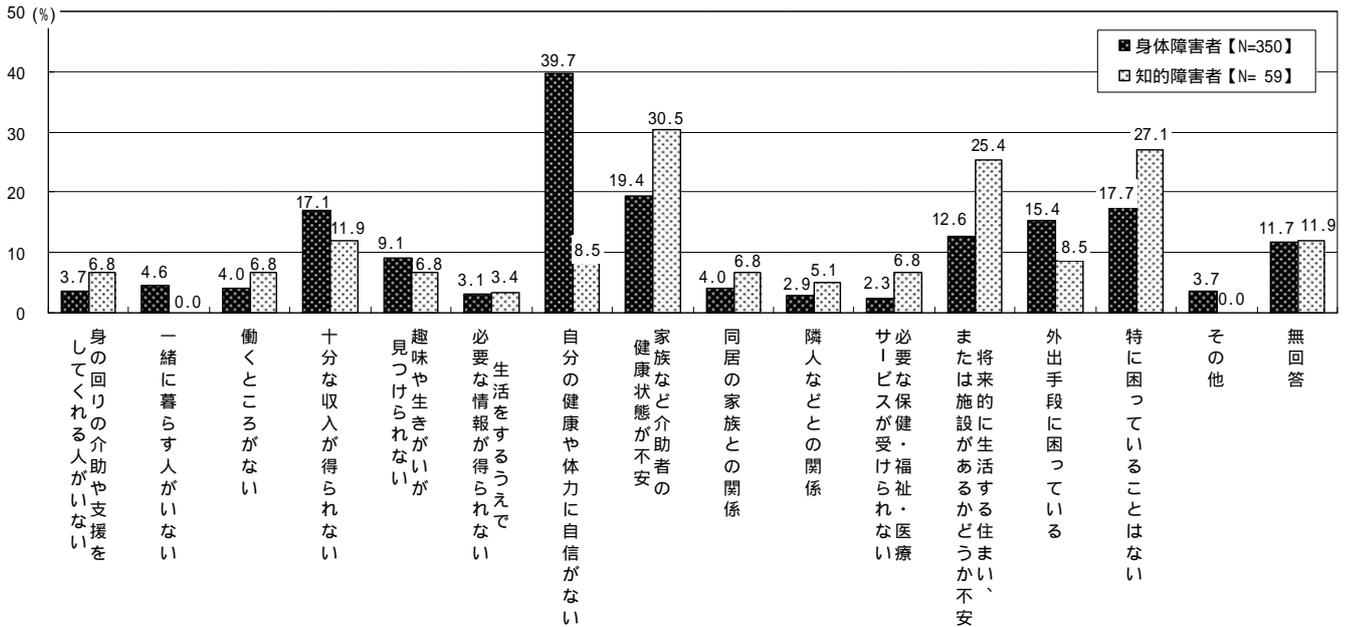
#### 〔2〕調査結果の抜粋

##### (1) 年齢構成



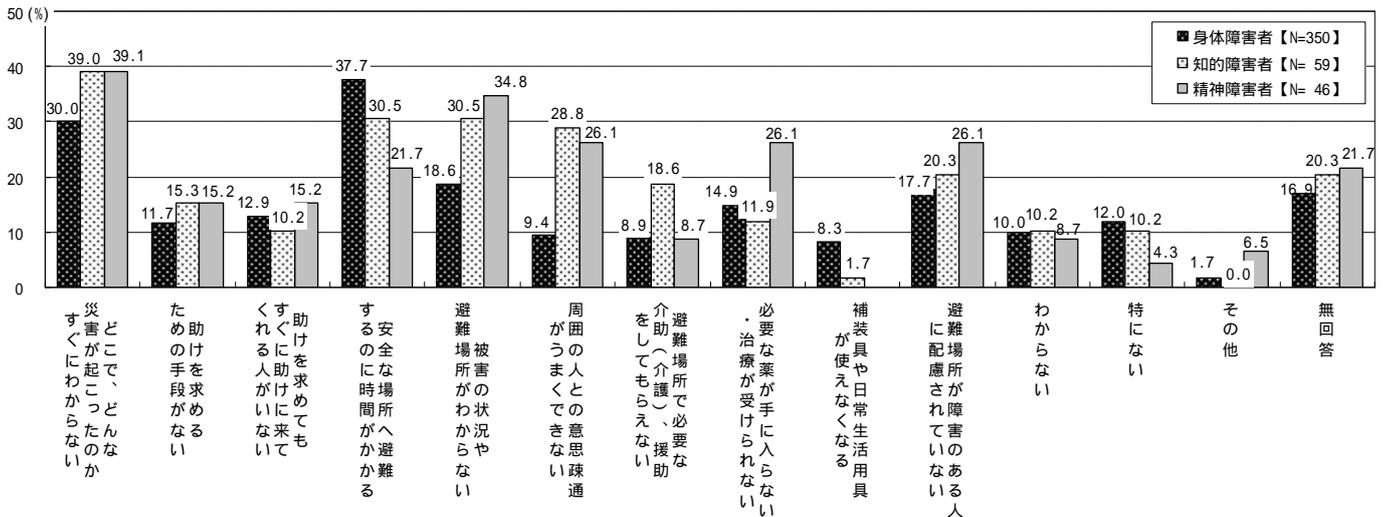
年齢については、身体障害者では「60～64歳」が最も多くなっています。一方「59歳以下」の割合は約2割となっています。知的障害者では「7～17歳」が最も多く、「18～29歳」と合わせると、ほぼ半数となっています。精神障害者では「40～49歳」「50～59歳」「60～64歳」「65歳以上」がそれぞれ2割前後となっています。

## (2) 現在の生活で困っていることや不安に思っていること



生活上での不安や困っていることについては、身体障害者では「自分の健康や体力に自信がない」が最も高くなっており、次いで「家族など介助者の健康状態が不安」、「十分な収入が得られない」が続いています。知的障害者では「家族など介助者の健康状態が不安」が最も高くなっており、次いで「特に困っていることがない」、「将来的に生活する住まい、または施設があるかどうか不安」が続いています。

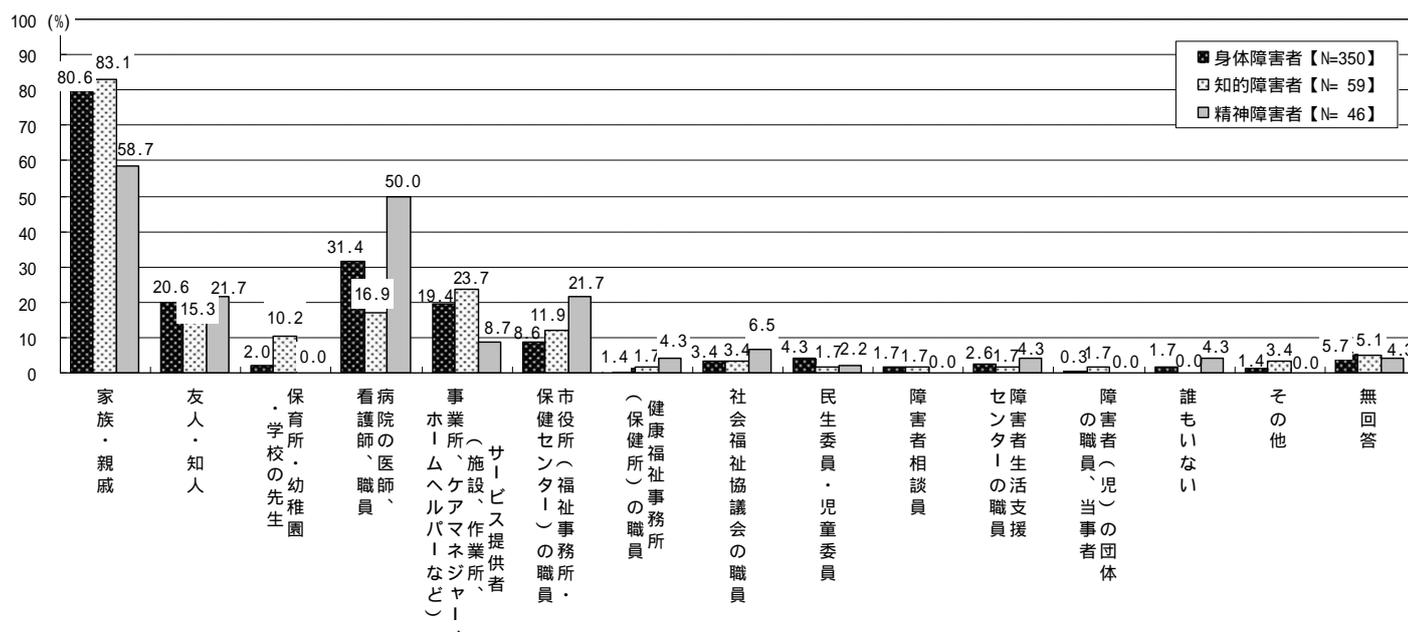
## (3) 緊急災害時に困ると予想されること



災害等緊急時に困ると思われることについてみると、「どこで、どんな災害が起こったのかわからない」が身体障害者で3割、知的障害者、精神障害者でおよそ4割となっています。

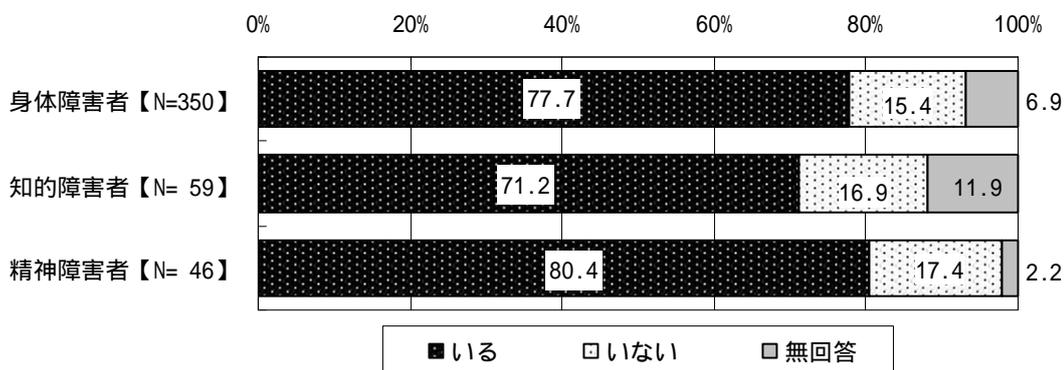
障害種別によって差が大きいのは「安全な場所へ避難するのに時間がかかる」で、身体障害者が37.7%であるのに対して、精神障害者では21.7%となっています。

#### ( 4 ) 悩みや困ったことを相談する相手



悩みや困ったことを相談する相手についてみると、「家族・親戚」がいずれの障害でも最も多くなっていますが、身体、知的障害者で8割以上であるのに対し、精神障害者は58.7%と2割以上低くなっています。代わりに精神障害者は「病院の医師、看護師、職員」が5割にのぼります。

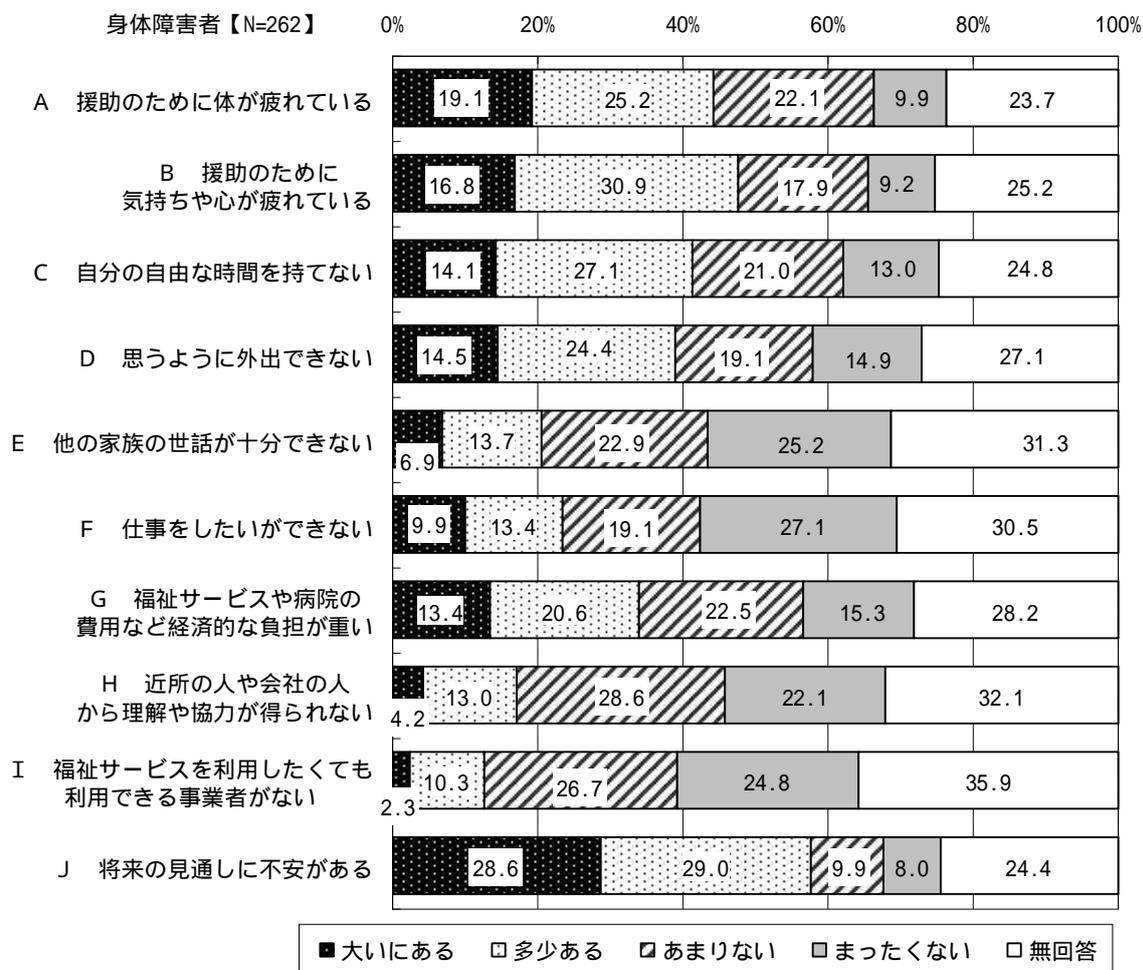
#### ( 5 ) 毎日の生活における介助者の有無



毎日の生活の介助（援助）者があるかについては、身体障害者では「いる」が77.7%、知的障害者では「いる」が71.2%、精神障害者では「いる」が80.4%となっています。

(6) 介助者が困っていること

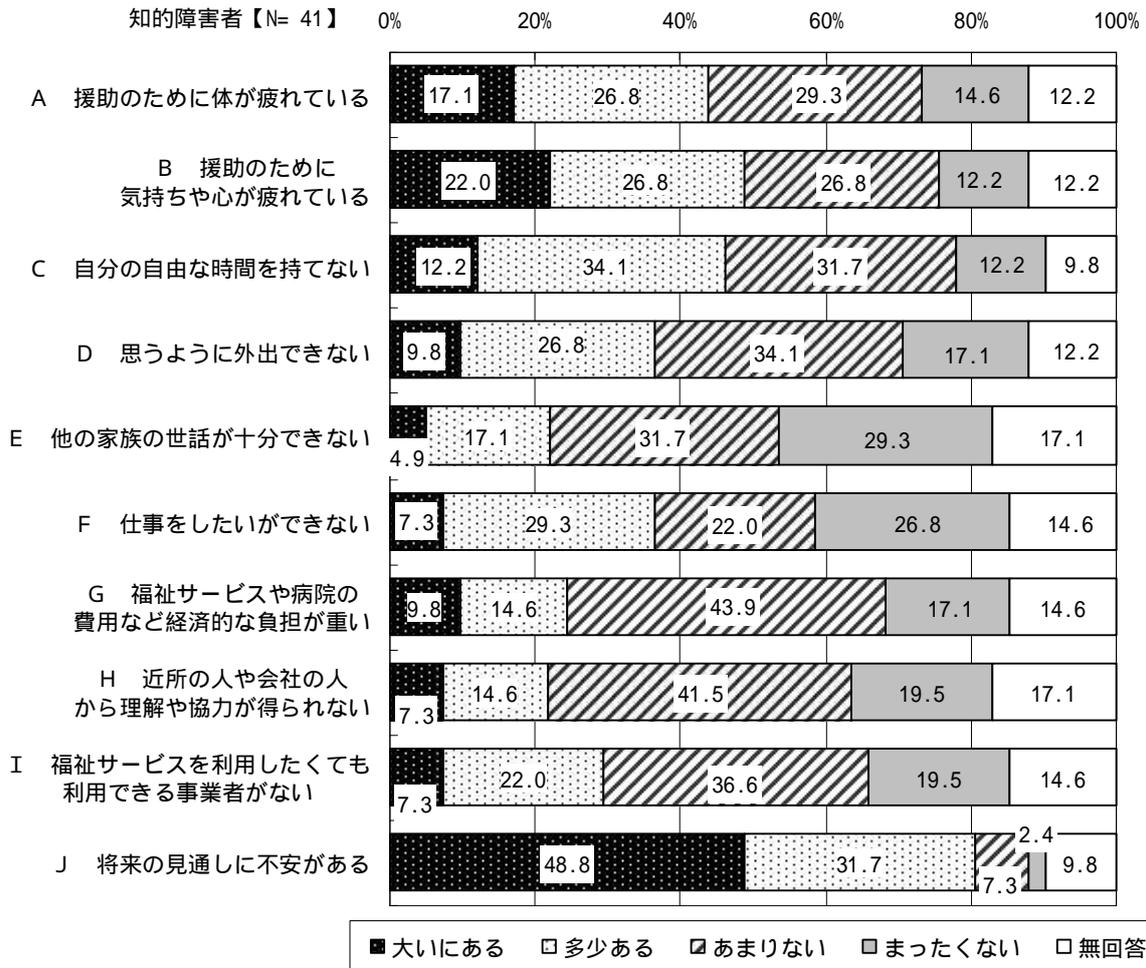
身体障害者の介助者が困っていること



身体障害者を主に介助している人が困っていること(困っているのではないかと思うこと)をみると、「大いにある」「多少ある」を合わせた割合が他の障害と比べて小さいのは「I 福祉サービスを利用したくても利用できる事業者がない」の12.6%となっています。

「大いにある」と回答した割合が、身体障害者の中で最も多かったのは「J 将来の見通しに不安がある」の28.6%ですが、知的障害者の48.8%、精神障害者の64.3%と比べると小さいといえます。

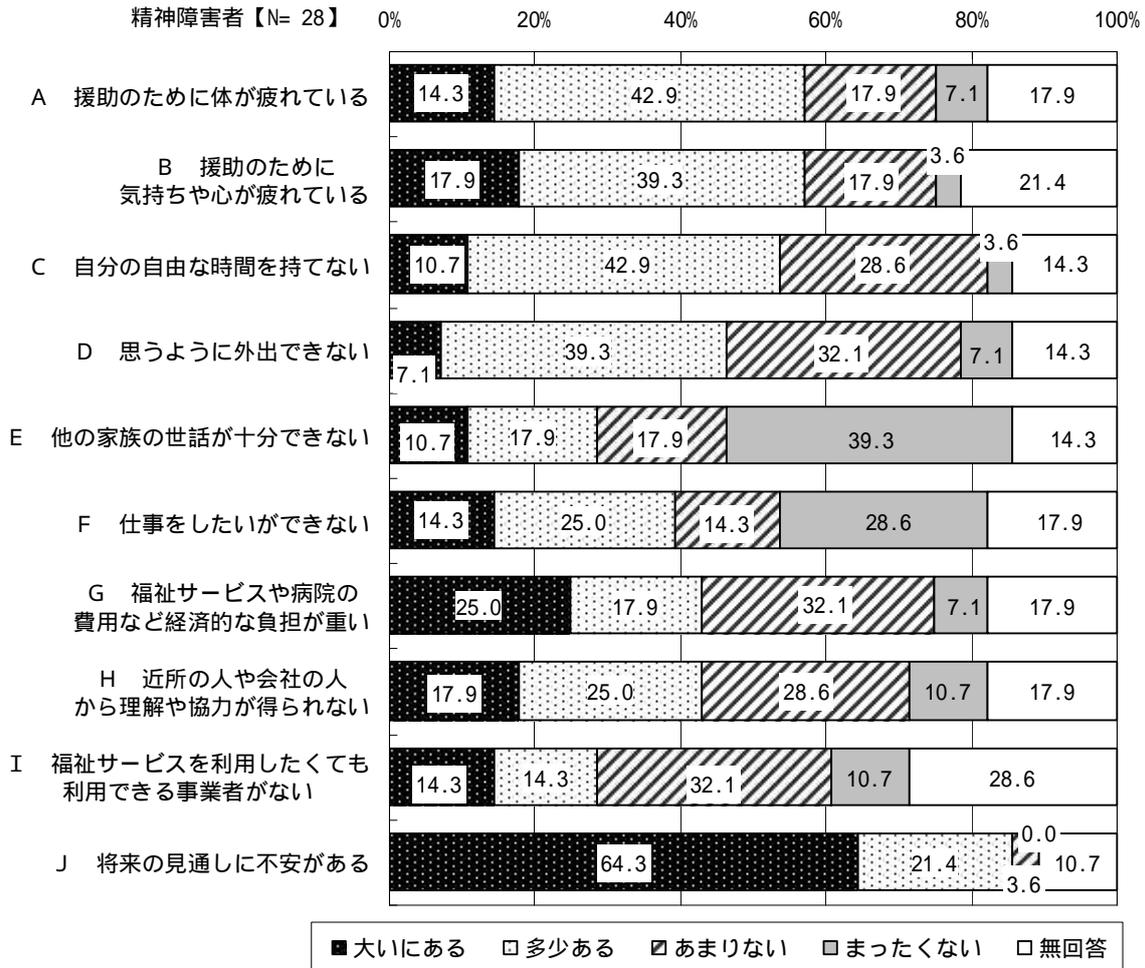
## 知的障害者の介助者が困っていること



知的障害者を主に介助している人が困っていること（困っているのではないかと思うこと）をみると、「大いにある」と回答した割合が、知的障害者の中で最も多かったのは「J 将来の見通しに不安がある」の48.8%です。

「J 将来の見通しに不安がある」について「大いにある」「多少ある」を合わせると80.5%です。

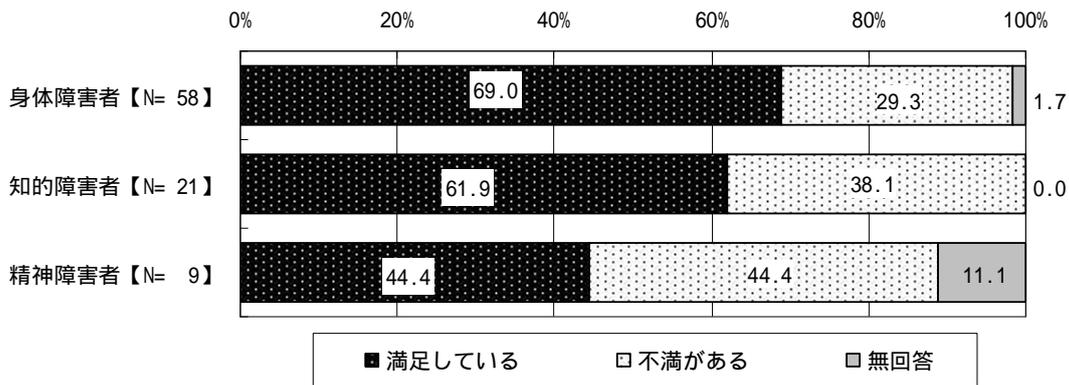
### 精神障害者の援助者が困っていること



精神障害者を主に援助している人が困っていること（困っているのではないかと思うこと）をみると、「大いにある」「多少ある」を合わせた割合が他の障害と比べて大きいのは「G 福祉サービスや病院の費用など経済的な負担が重い」の42.9%、「H 近所の人や会社の人から理解や協力が得られない」の42.9%、「J 将来の見通しに不安がある」の85.7%となっています。

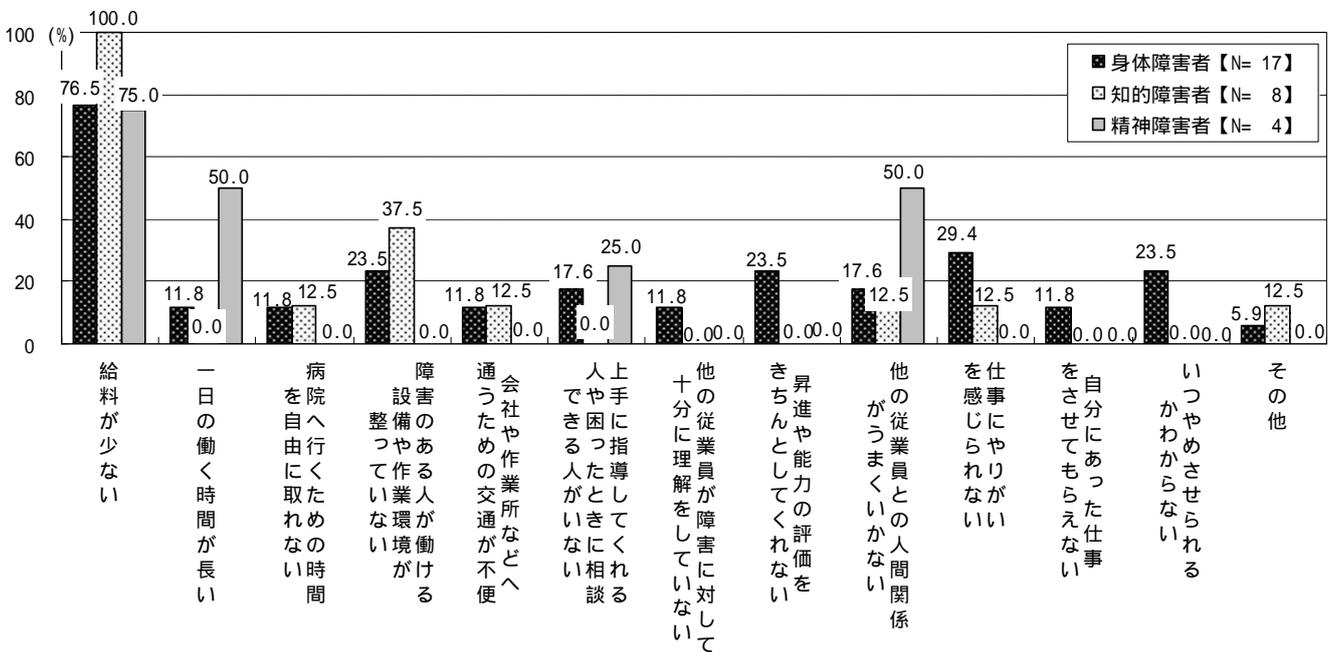
特に「J 将来の見通しに不安がある」の「大いにある」は64.3%にのぼり、身体障害者の28.6%、知的障害者の48.8%と比べて多くなっています。

(7) 仕事への満足度



仕事への満足度をみると、身体障害者では「満足している」が69.0% (40人)、「不満がある」が29.3% (17人)となっています。

知的障害者では「満足している」が61.9% (13人)、「不満がある」が38.1% (8人)となっています。精神障害者では「満足している」「不満がある」ともに9人中4人と並んでいます。

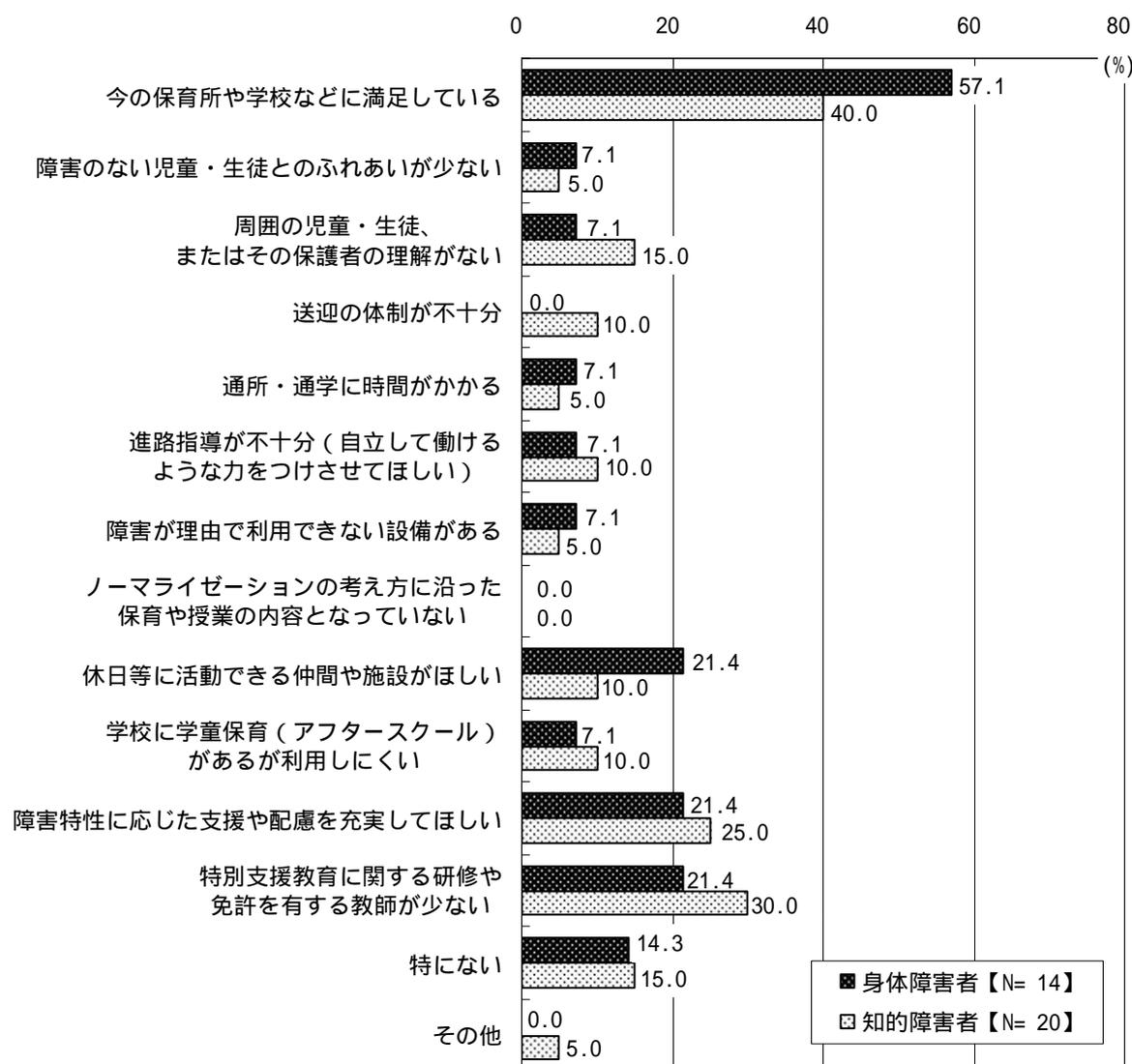


現在のお仕事に「不満がある」理由をみると、身体障害者では「給料が少ない」が17人中13人で最も多く、次いで「仕事にやりがいを感じられない」が17人中5人となっています。

知的障害者では「給料が少ない」が8人中8人全員を占め、次いで「障害のある人が働ける設備や作業環境が整っていない」が8人中3人となっています。

精神障害者では「給料が少ない」が4人中3人で最も多く、次いで「他の作業員との人間関係がうまくいかない」が4人中2人となっています。

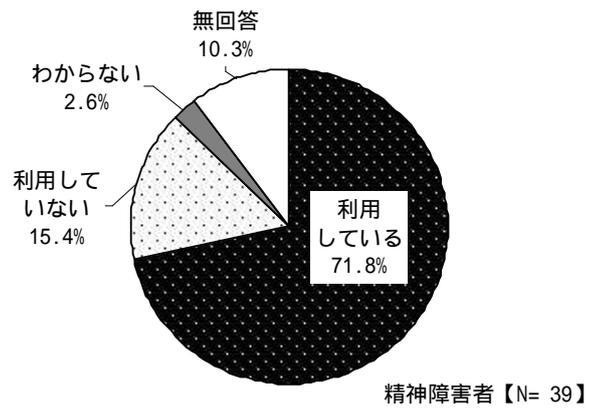
( 8 ) 通所・通学で困っていることや希望



保育所・幼稚園・学校に通っている方が、通所・通学にあたり感じていることについては、「今の保育所や学校などに満足している」が身体障害者の18歳未満では12人中8人、知的障害者の18歳未満でも18人中8人で最も多くなっています。

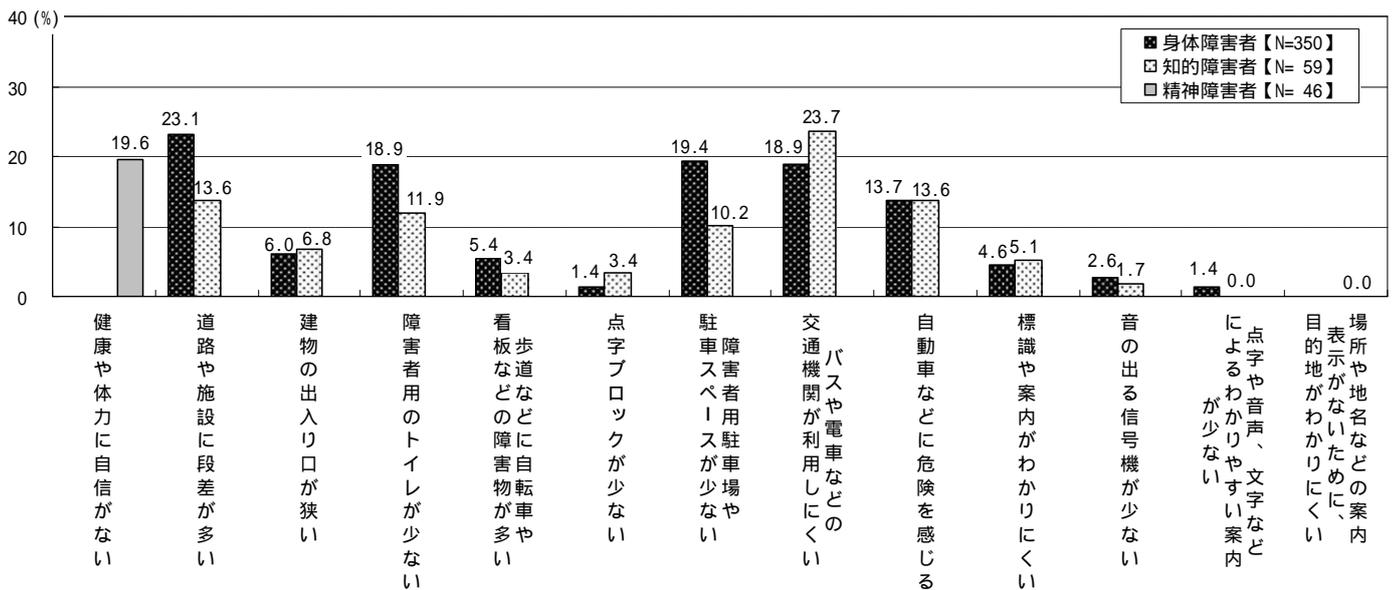
「障害特性に応じた支援や配慮を充実してほしい」は身体障害者で14人中3人、知的障害者で20人中5人、「特別支援教育に関する研修や免許を有する教師が少ない」は身体障害者で14人中3人、知的障害者で20人中6人、「休日等に活動できる仲間や施設がほしい」は身体障害者で14人中3人、知的障害者で20人中2人となっています。

( 9 ) 「障害者自立支援医療(精神通院)」の利用

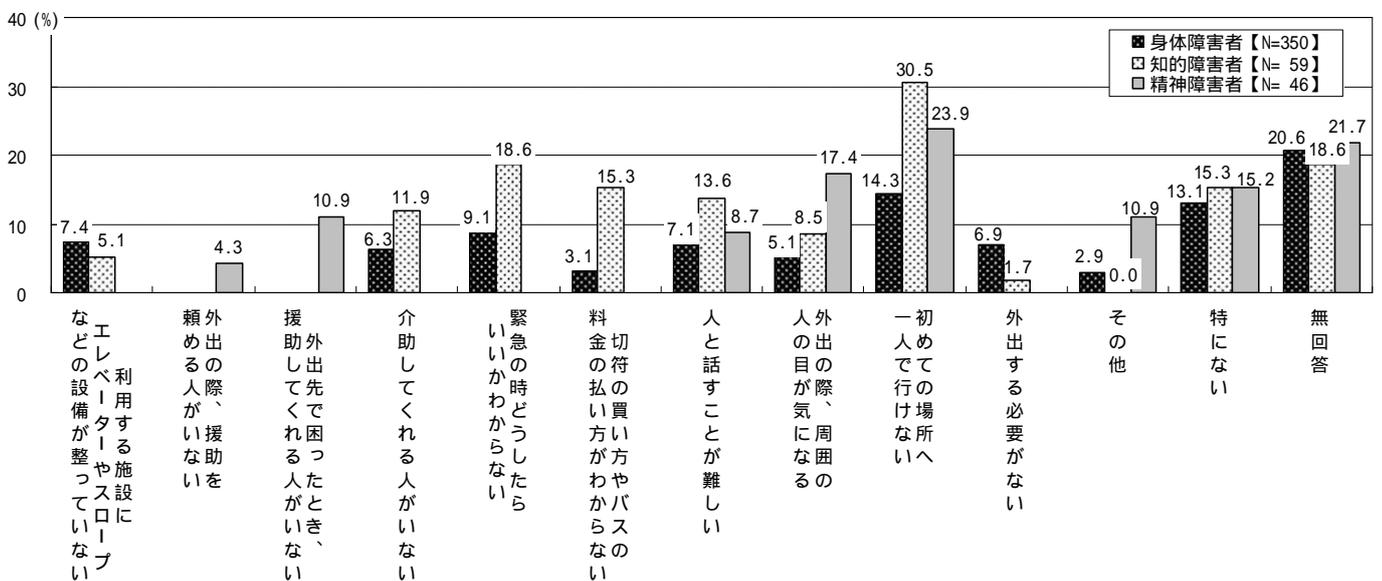


「障害者自立支援医療(精神通院)」の利用状況については、「利用している」が71.8%、「利用していない」が15.4%となっています。

(10) 外出時に不便に感じること・困ること



「健康や体力に自信がない」「場所や地名などの案内表示がないために、目的地がわかりにくい」は精神障害者のみの設問です。



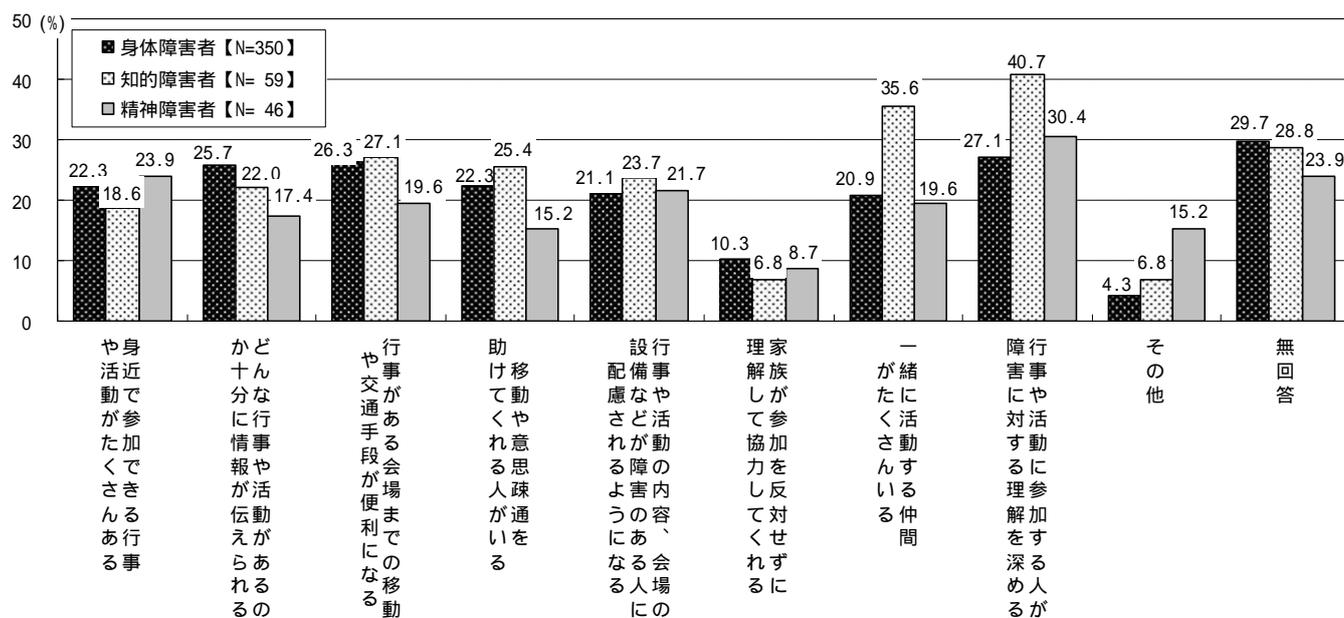
「外出の際、援助を頼める人がいない」「外出先で困ったとき、援助してくれる人がいない」は精神障害者のみの設問です。

外出しようとするとき、不便に感じることや困ることをみると、身体障害者では「道路や施設に段差が多い」が23.1%で最も高くなっています。次いで「障害者用駐車場や駐車スペースが少ない」が19.4%などの交通、施設に関するものが多くなっています。

知的障害者では「初めての場所へ一人でいけない」が30.5%で最も高くなっています。次いで「バスや電車などの交通機関が利用しにくい」が23.7%、「緊急の時どうしたらいいかわからない」が18.6%となっています。

精神障害者では「初めての場所へ一人でいけない」が23.9%で最も高くなっています。次いで「健康や体力に自信がない」が19.6%、「外出の際、周囲の人の目が気になる」が17.4%となっています。

## (11) 社会活動や地域行事に参加するために求められる支援



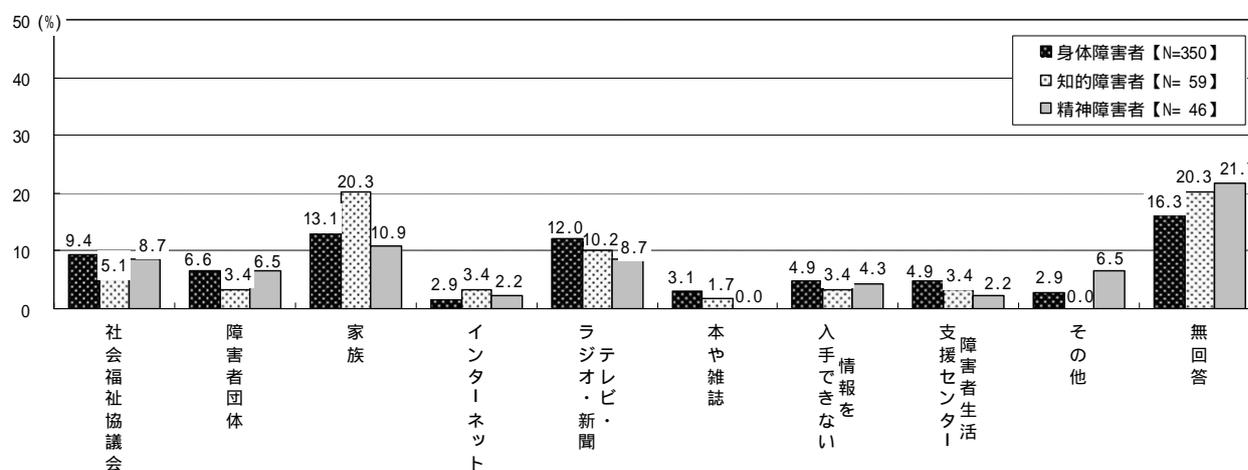
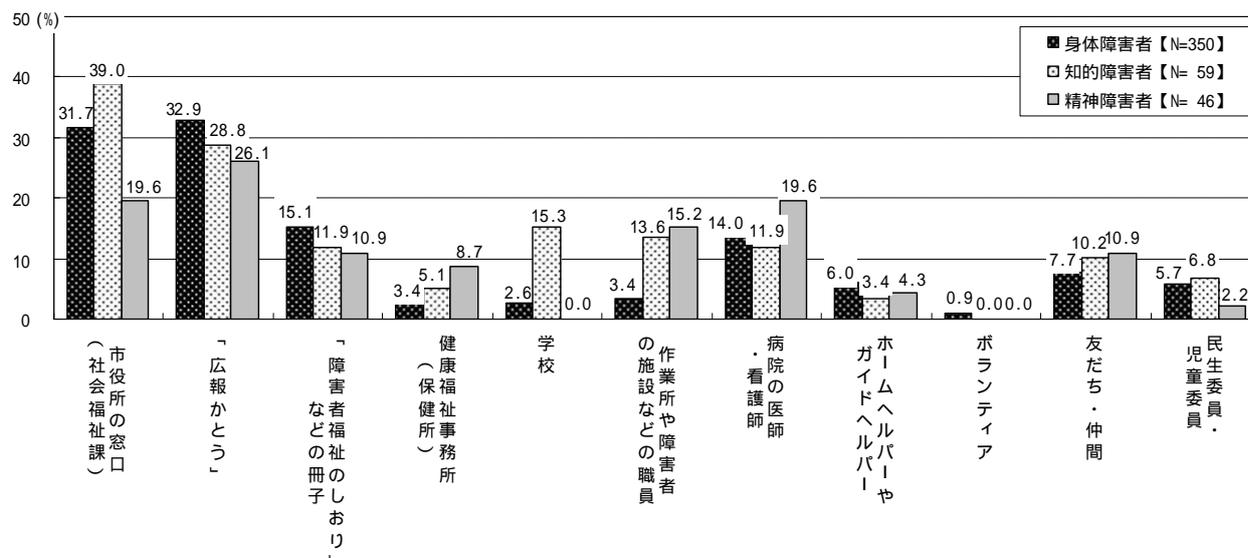
障害のある人が社会活動や地域行事に参加するためには、あるとよい支援や助けについては、「行事や活動に参加する人が障害に対する理解を深める」がどの障害でも最も多くなっており、身体障害者で27.1%、知的障害者で40.7%、精神障害者で30.4%となっています。

18歳未満をみると、「行事や活動に参加する人が障害に対する理解を深める」が身体障害者で12人中8人、知的障害者で18人中12人と最も多くなっています。

「行事や活動に参加する人が障害に対する理解を深める」に回答された率の高さにみられるように、「一緒に活動する仲間がたくさんいる」などの周囲の人の力を求めるものが多くあります。

また移動や交通手段が便利であることや十分な情報が伝えられることなどの環境的要因の求めも多くみられます。

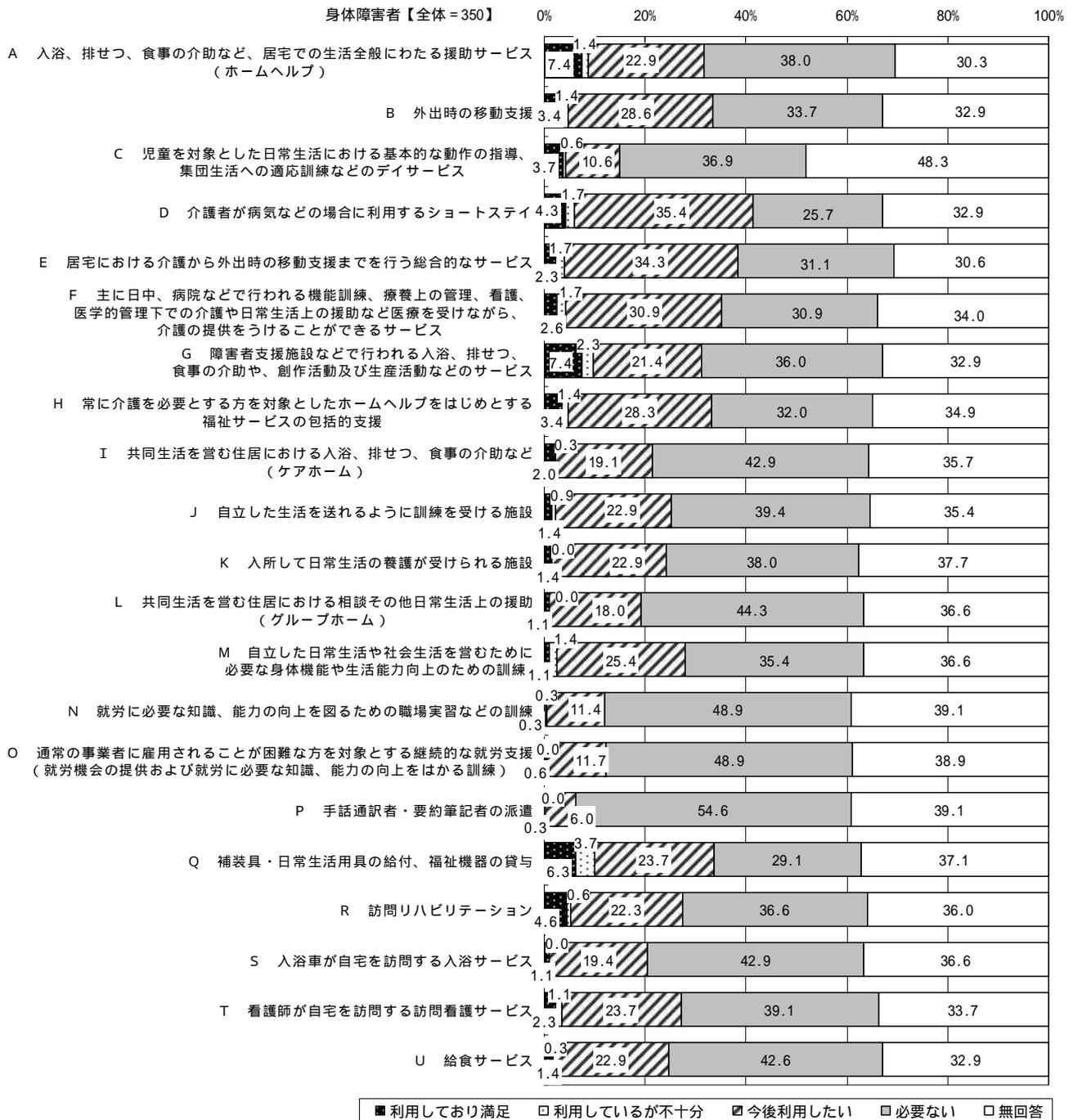
## (12) 障害福祉サービス等に関する情報の入手先



障害福祉サービス関連の情報入手先については、身体障害者では「広報かとう」が32.9%と最も多く、「市役所の窓口(社会福祉課)」が続いています。知的障害者では「市役所の窓口(社会福祉課)」が最も多く、次いで「広報かとう」が28.8%、「家族」が20.3%と続いています。精神障害者では「広報かとう」が最も多く、次いで「市役所の窓口(社会福祉課)」、「病院の医師・看護師」が19.6%と続いています。

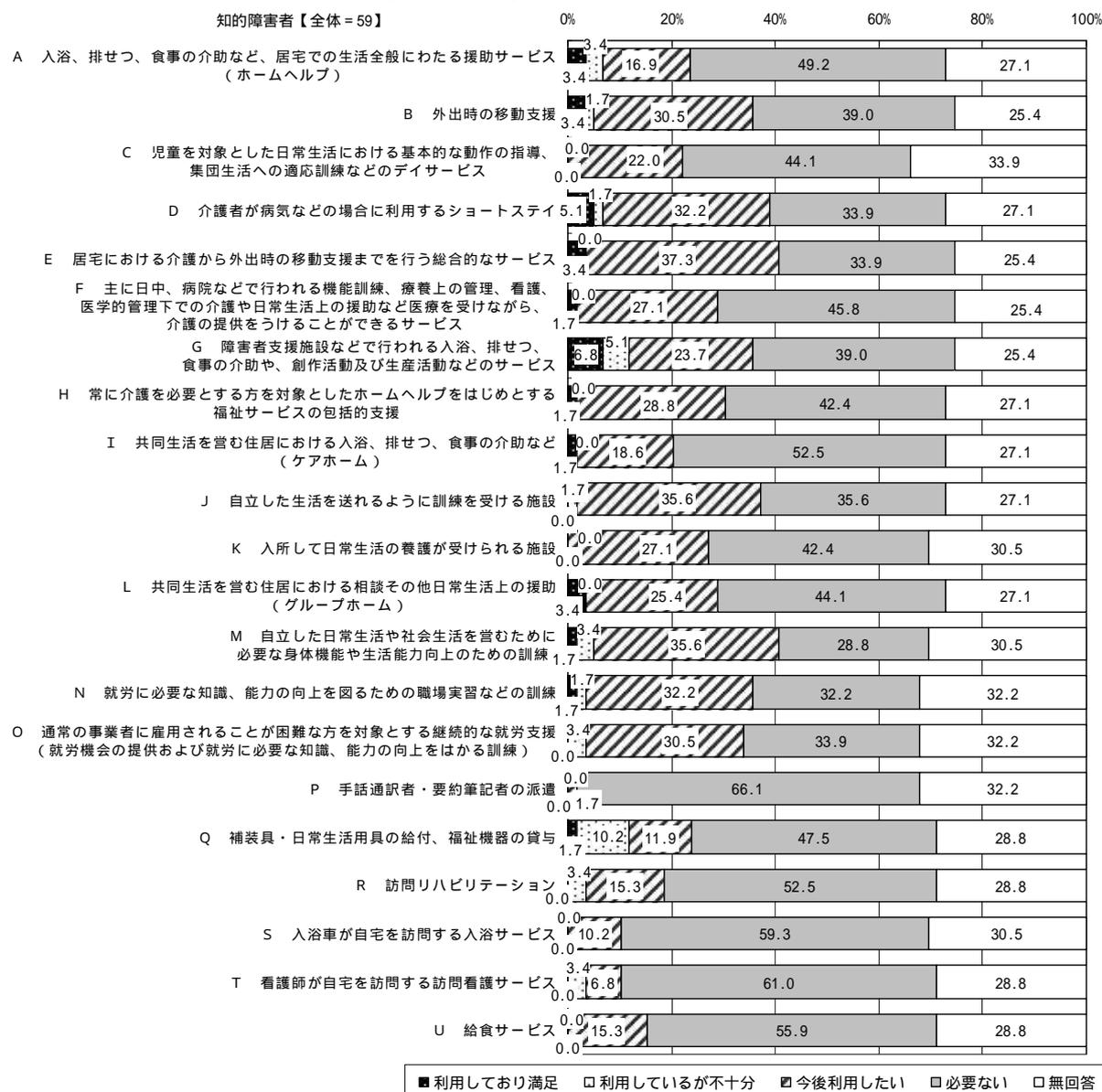
## (13) 障害福祉サービスの利用状況について

### 身体障害者（全対象者）：障害福祉サービスの利用状況



身体障害者の障害福祉サービスの利用状況で、「利用しているが不十分」と「今後利用したい」が合わせて3割を超えているサービスをみると、「B 外出時の移動支援」が30.0%、「D 介護者が病気などの場合に利用するショートステイ」が37.1%、「E 居宅における介護から外出時の移動支援までを行う総合的なサービス」が36.0%、「F 主に日中、病院などで行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護や日常生活上の援助など医療を受けながら、介護の提供を受けることができるサービス」が32.6%となっています。

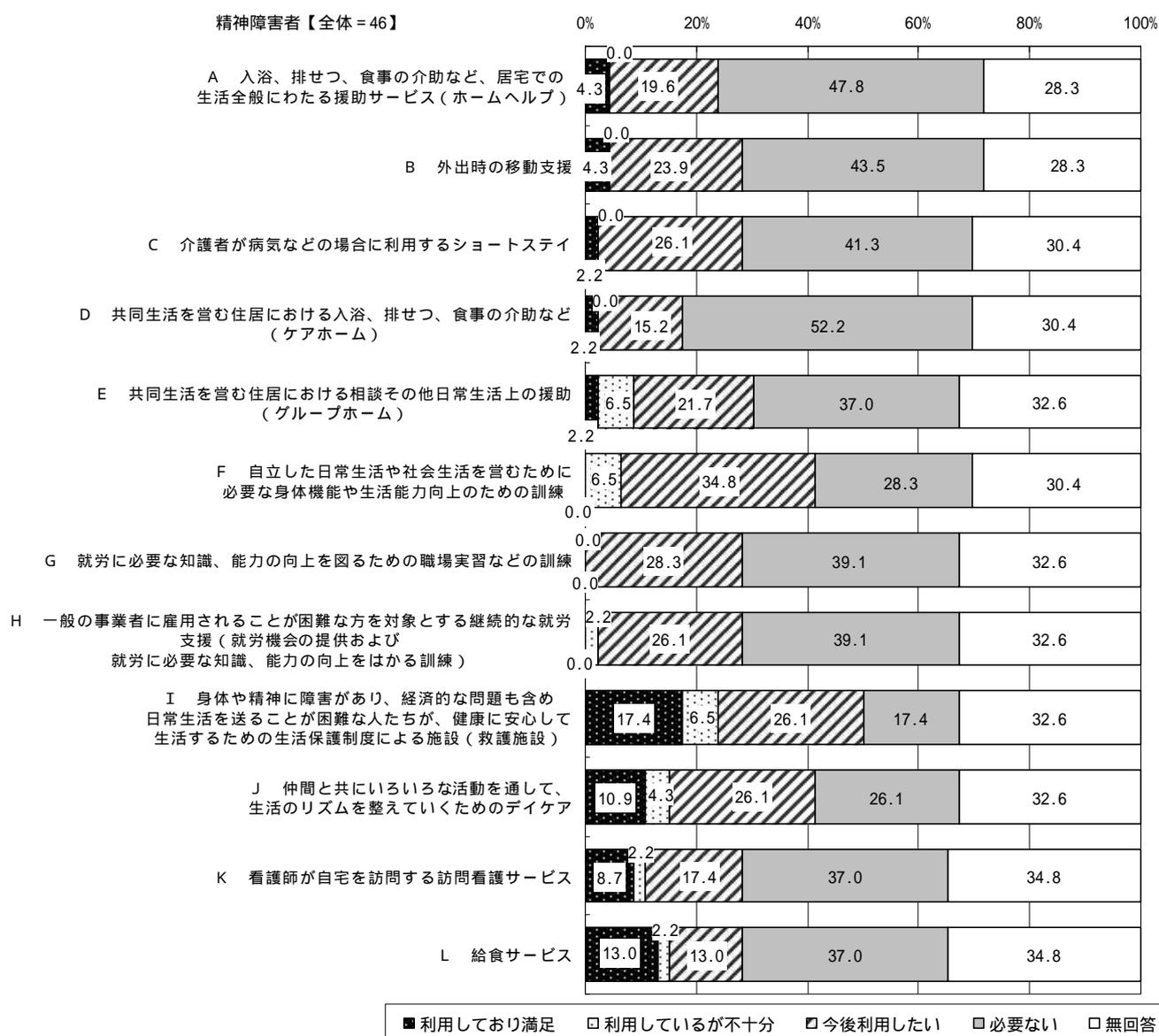
## 知的障害者（全対象者）：障害福祉サービスの利用状況



知的障害者の障害福祉サービスの利用状況で、「利用しているが不十分」と「今後利用したい」が合わせて3割を超えているサービスをみると、「B 外出時の移動支援」が32.2%、「D 介護者が病気などの場合に利用するショートステイ」が33.9%、「E 居宅における介護から外出時の移動支援までを行う総合的なサービス」が37.3%、「M 自立した日常生活や社会生活を営むために必要な身体機能や生活能力向上のための訓練」が39.0%、「N 就労に必要な知識、能力の向上を図るための職場実習などの訓練」が33.9%、「O 通常の事業者には雇用されることが困難な方を対象とする継続的な就労支援（就労機会の提供および就労に必要な知識、能力の向上をはかる訓練）」が33.9%となっています。

身体障害者、知的障害者ともに、「利用しているが不十分」と「今後利用したい」が合わせて3割を超えているサービスは「B 外出時の移動支援」、「D 介護者が病気などの場合に利用するショートステイ」、「E 居宅における介護から外出時の移動支援までを行う総合的なサービス」となっています。

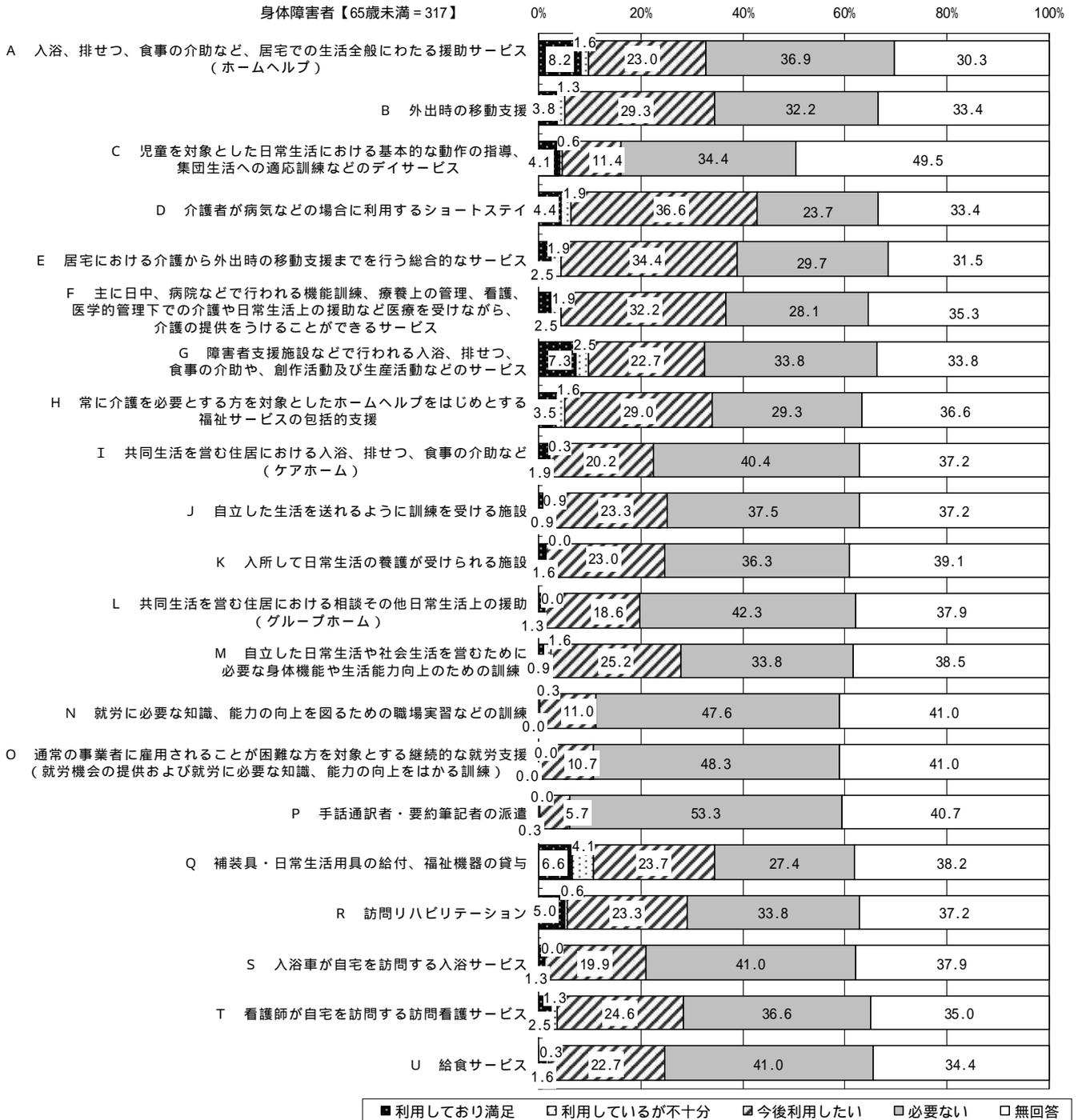
## 精神障害者（全対象者）：障害福祉サービスの利用状況



精神障害者の障害福祉サービスの利用状況で、「利用しているが不十分」と「今後利用したい」が合わせて3割を超えているサービスをみると、「F 自立した日常生活や社会生活を営むために必要な身体機能や生活能力向上のための訓練」が41.3%、「I 身体や精神に障害があり、経済的な問題も含め日常生活を送ることが困難な人たちが、健康に安心して生活するための生活保護制度による施設（救護施設）」が32.6%、「J 仲間と共にいろいろな活動を通して、生活のリズムを整えていくためのデイケア」が30.4%となっています。

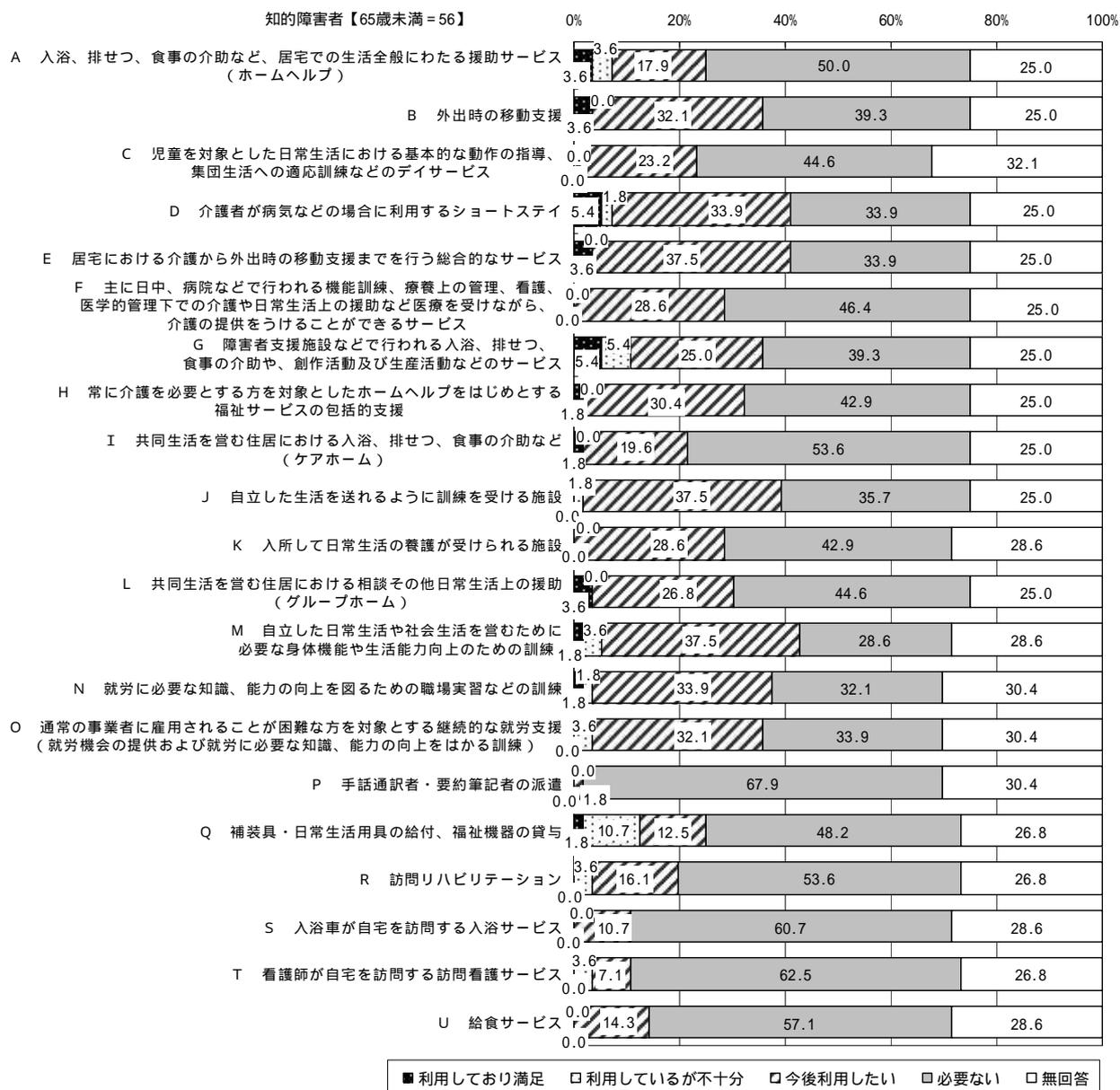
「自立した日常生活や社会生活を営むために必要な身体機能や生活能力向上のための訓練」は身体障害者で25.4%、知的障害者でも35.6%の方が「今後利用したい」と回答しています。

## 身体障害者（65歳未満）：障害福祉サービスの利用状況



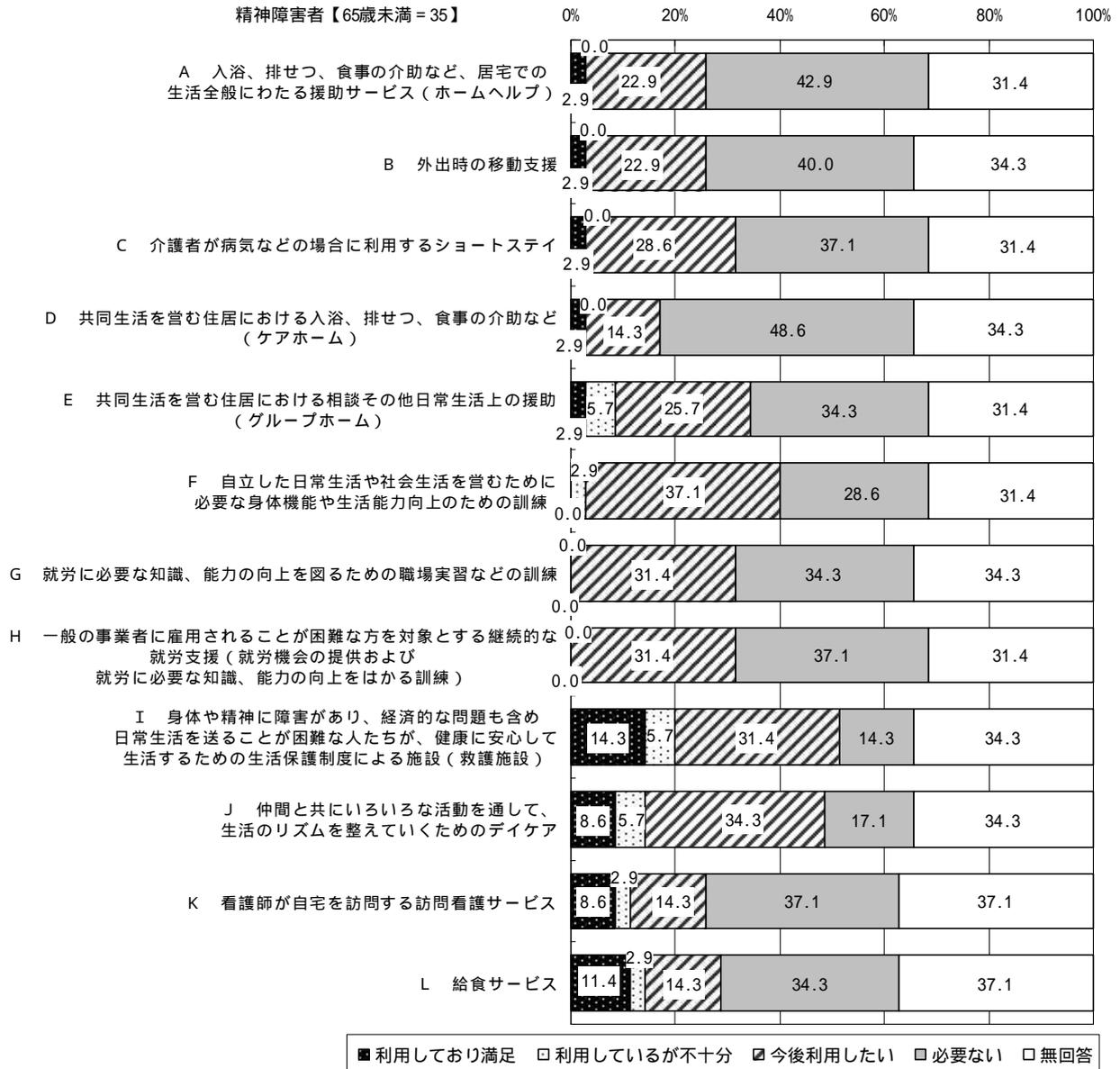
身体障害者のうち65歳未満の障害福祉サービス利用状況をみると、「今後利用したい」との回答比率は「D 介護者が病気などの場合に利用するショートステイ」が36.6%と最も高くなっています。

## 知的障害者（65歳未満）：障害福祉サービスの利用状況



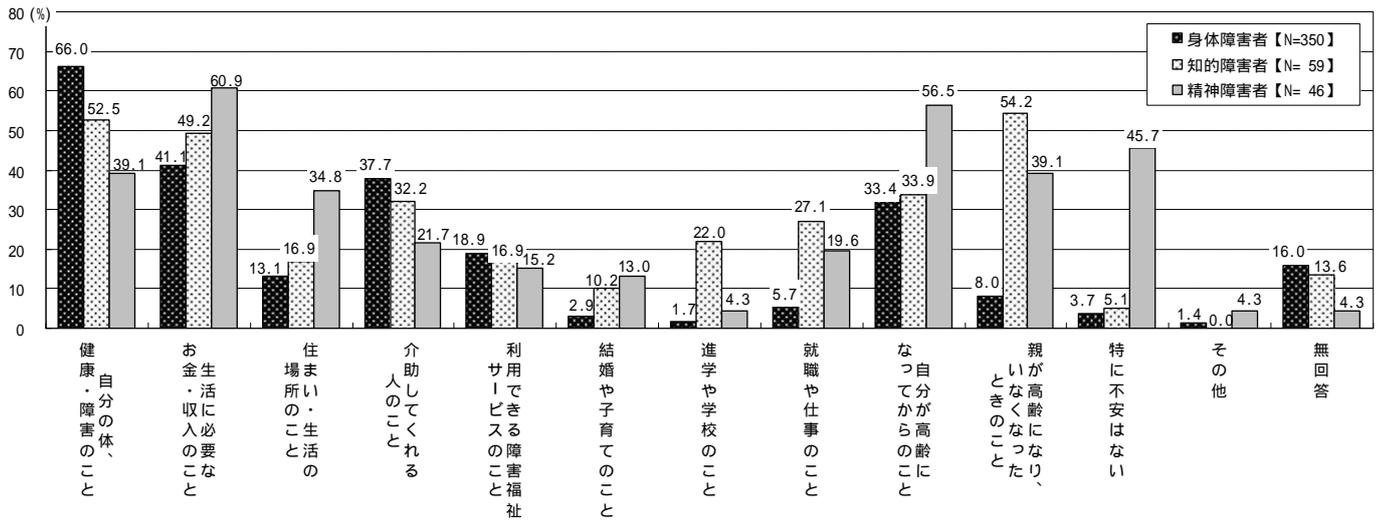
知的障害者のうち65歳未満の障害福祉サービス利用状況をみると、「M 自立した日常生活や社会生活を営むために必要な身体機能や生活能力向上のための訓練」が「利用しているが不十分」と「今後利用したい」を合わせて41.1%と最も高くなっています。次いで「E 居宅における介護から外出時の移動支援までを行う総合的なサービス」、「J 自立した生活を送れるように訓練を受ける施設」を「今後利用したい」との回答が同率37.5%と高くなっています。

## 精神障害者（65歳未満）：障害福祉サービスの利用状況



精神障害者のうち65歳未満の障害福祉サービス利用状況をみると、「F 自立した日常生活や社会生活を営むために必要な身体機能や生活能力向上のための訓練」と「J 仲間とともにいろいろな活動を通して、生活のリズムを整えていくためのデイケア」の2項目が「利用しているが不十分」と「今後利用したい」を合わせて40.0%と最も高くなっています。

## (14) 今後の生活の不安なことについて



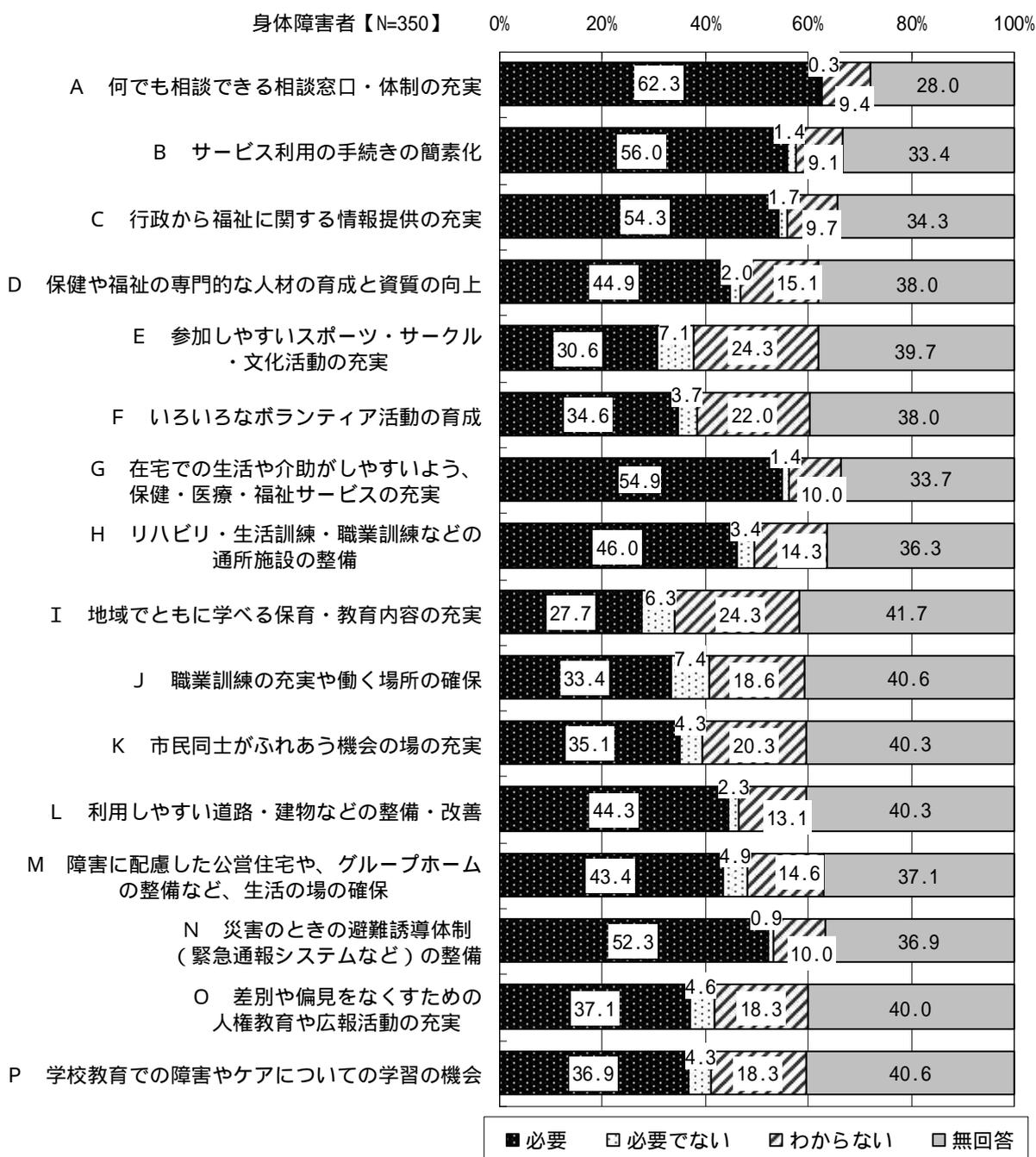
これからの生活で不安なことについては、身体障害者で「自分の体、健康・障害のこと」が2 / 3を占めており最も高くなっています。次いで「生活に必要なお金・収入のこと」、「介助してくれる人のこと」が続いています。

知的障害者では「親が高齢になり、いなくなったときのこと」が最も高く、「自分の体、健康・障害のこと」、「生活に必要なお金・収入のこと」が続いています。また以上の3つが5ポイントの範囲内で並んでいます。

精神障害者では「生活に必要なお金・収入のこと」が最も高くなっています。次いで「自分が高齢になってからのこと」が56.5%と続いています。また、「特に不安がない」も45.7%であり、これは身体障害者、知的障害者と比べて特に高い割合となっています。

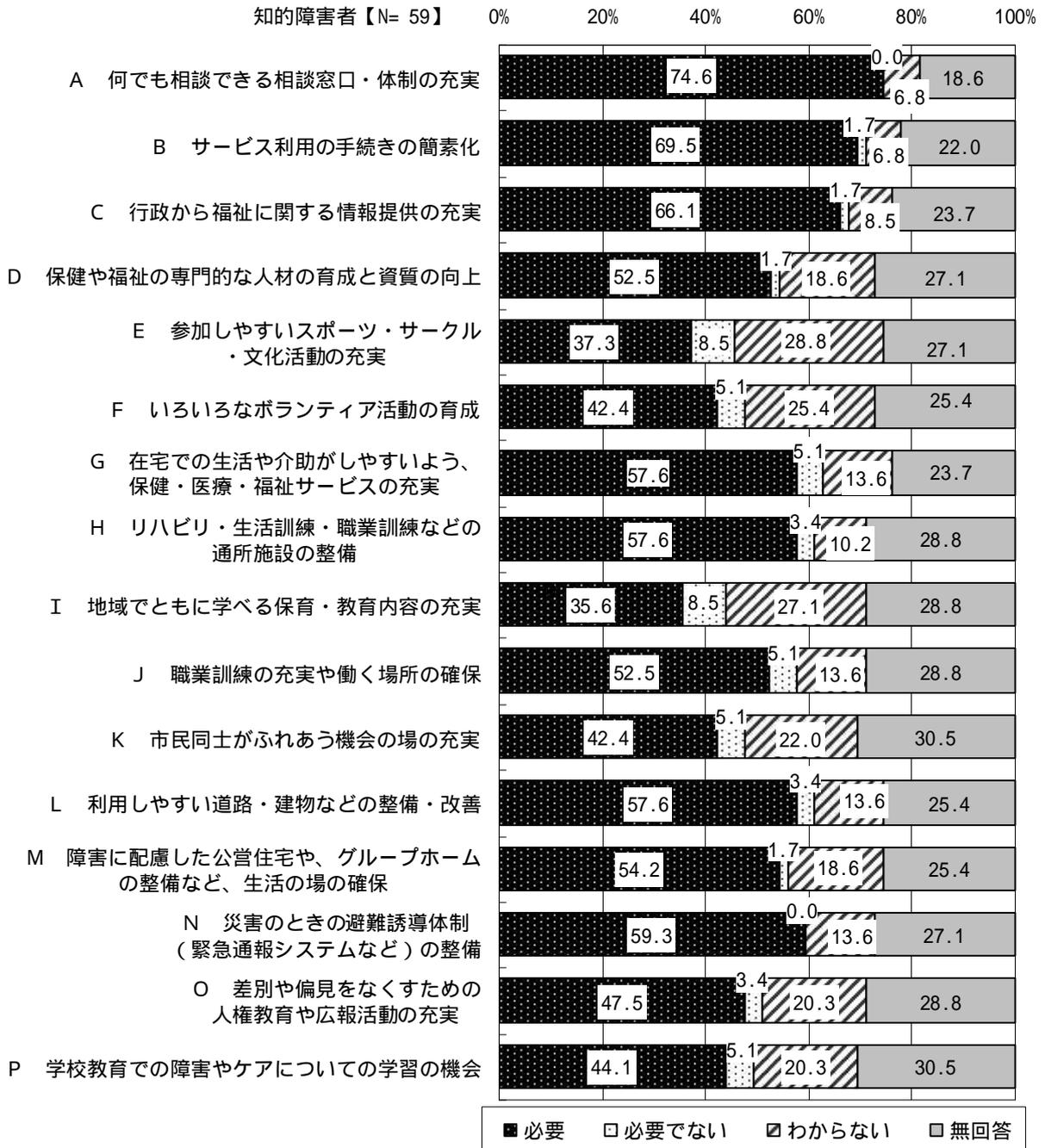
(15) 障害のある人にとって住みやすいまちづくりについて

身体障害者



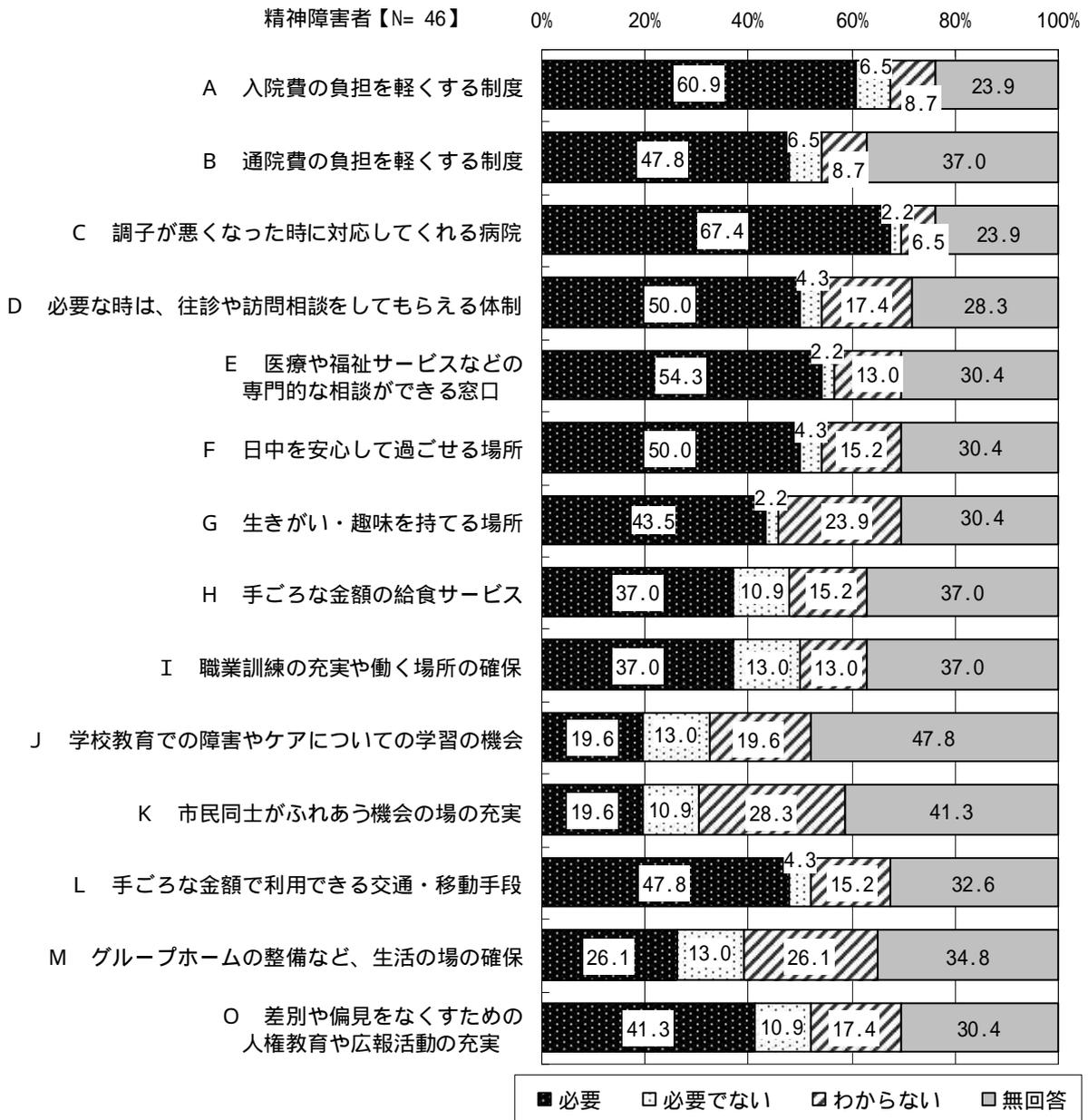
身体障害者からみた「障害のある人にとって必要な福祉施策」をみると、「必要」が5割を超えているのは「A 何でも相談できる相談窓口・体制の充実」の62.3%、「B サービス利用の手続きの簡素化」の56.0%、「C 行政から福祉に関する情報提供の充実」の54.3%、「G 在宅での生活や介助がしやすいよう、保健・医療・福祉サービスの充実」の54.9%、「N 災害のときの避難誘導體制（緊急通報システムなど）の整備」の52.3%となっています。

## 知的障害者



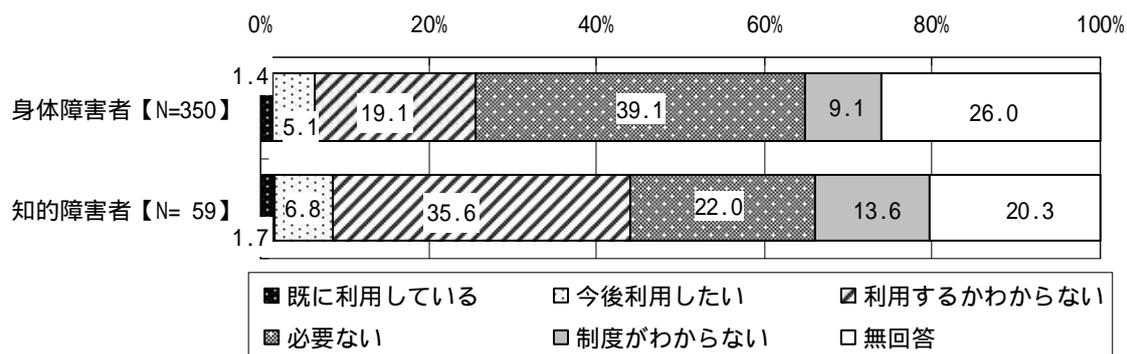
知的障害者からみた「障害のある人にとって必要な福祉施策」をみると、全ての項目において、「必要」の割合が身体障害者を上回っています。その中で「必要」の割合が50%を超えるものが10項目あります。

## 精神障害者



対象となる精神障害者が生活しやすくなるために必要な福祉施策をみると、「必要」の割合は「C 調子が悪くなった時に対応してくれる病院」が最も高く、次いで「A 入院費の負担を軽くする制度」、「E 医療や福祉サービスなどの専門的な相談ができる窓口」、「D 必要な時は、往診や訪問相談をしてもらえる体制」、「F 日中を安心して過ごせる場所」の順となっています。

## (16) 成年後見制度の利用について



「成年後見制度」の利用状況、意向をみると、身体障害者で「既に利用している」は1.4%、「今後利用したい」は5.1%となりました。最も多かったのは「必要ない」の39.1%で、次いで「利用するかわからない」が19.1%となっています。

知的障害者で「既に利用している」は1.7%、「今後利用したい」は6.8%となりました。最も多かったのは「利用するかわからない」の35.6%で、次いで「必要ない」が22.2%となっています。

なお、身体障害者、知的障害者ともに「制度がわからない」、「無回答」をあわせると30%を超えています。

## 4 関係機関への調査による現状と課題

### 〔1〕調査の概要

#### (1) 調査の種類及び対象者

アンケート調査（障害者団体）

平成23年7月1日現在、加東市内の当事者団体、保護者会、ボランティア団体

アンケート調査（保育所、幼稚園、学校）

平成23年7月1日現在、加東市内の保育所、幼稚園、小学校、中学校、加東市在住の児童・生徒が在籍している特別支援学校

アンケート調査（障害福祉サービス等事業所）

平成23年7月1日現在、加東市が支給決定した受給者が利用している北播磨圏域の事業所

調査期間：平成23年7月11日（月）～平成23年7月27日（水）

調査方法：調査票による記入方式

郵送による配布・回収

#### (2) 回収結果

種類	団体	配布数	有効回収数	有効回収率
アンケート調査	当事者団体・保護者会 ボランティア団体	5	5	100.0%
アンケート調査	保育所・幼稚園・学校	38	29	76.3%
アンケート調査	障害福祉サービス等事業所	34	21	61.8%

### 〔2〕調査結果の抜粋

#### (1) 当事者団体・保護者会・ボランティア団体アンケート（アンケート調査）

現状や活動上の課題

当事者団体、保護者会では、会員の減少、会の役員のなり手がいない、家族の高齢化などで運営が難しい等の意見が多くありました。

今後の施策に求めるもの

**保健・医療・福祉サービス**

保健・医療・福祉サービスについては、機能訓練や療育の充実、グループホームの設置や日常生活訓練の場の確保、学校の長期休暇中の居場所の整備を希望する意見がありました。

**情報提供・相談体制**

相談体制については、相談支援事業所に関して、障害や介護などの複合化したケースにも対応できる経験豊富な相談員の配置や相談機能の強化を求める意見が複数ありました。

また、社会福祉課窓口において相談員が誰かを分かりやすくしてほしいとの希望も出ています。

#### **教育・保育**

教育については、学校（特別支援学校を含む）への障害児対応の充実を希望する意見がありました。

#### **雇用・就労**

雇用や就労については、障害者雇用枠の活用、市役所業務の作業所への発注など、就労のための体制づくりを希望する意見が一番多くありました。

また、就労相談の窓口の提示、就労移行（継続）支援などの事業所の整備、特別支援学校での就労に向けた支援体制の整備を求める意見がありました。

#### **生活環境・災害対策**

災害対策としては、地域の障害のある人を把握し、災害時の緊急連絡や支援体制を整備し、勉強会や防災の会議や訓練に障害者団体からも参加できるようにしてほしいとの意見がありました。

また、障害種別や特性に配慮した福祉避難所の設置を希望する意見がありました。

#### **社会参加・地域支援策**

社会参加・地域支援策としては、ガイドヘルパーの育成と移動支援サービスの充実を希望する意見が複数ありました。

#### **その他**

その他の意見としては、学齢期のデイサービスや日中一時支援等の整備と成年後見制度の利用支援の整備を求める意見が複数ありました。

### **（２）保育所・幼稚園・小学校・中学校・特別支援学校アンケート（アンケート調査）**

#### **保育所・幼稚園・学校での課題**

保育所・幼稚園・学校での課題としては、保護者に子どもの実情と特性を理解してもらうことや、特別な支援が必要な児童への対応の充実（専門家の指導等）を求める意見が多くありました。

また、健診や相談で問題がないとされたが、保育所等では発達上の問題を感じられる子どもへの対応について、現場はとまどいがあるとの意見がありました。

その他にも、保育や教育現場において、視覚化・構造化などの実践が困難であること、通常学級での対応の困難さ、定期的な巡回サポートや専門家の支援の充実などの課題があげられています。

また、中学校では、様々な障害のある生徒の進学や就労に向けての情報交換、入試や進学後の学習面及び生活面での支援体制づくりも課題としてあがっています。

今後の施策に求めるもの

#### **保健・医療・福祉サービス**

保健・医療・福祉サービスについては、市内に専門的な訓練や発達相談ができる施設等が整備されることを望む意見が複数ありました。

また、サポートファイルの効果的で継続的な活用、福祉サービス内容や利用方法の周知、巡回による専門的な指導を求める意見がありました。

#### **情報提供・相談体制**

相談体制については、保護者や保育者・教師向けの相談体制を整えてほしいという意見が一番多くありました。

また、保育所や幼稚園、学校に専門家の配置もしくは定期的な巡回相談を求める意見もありました。

情報提供については、定期健診・相談の前後に保健センターとの情報交換を望む意見がありました。

また、保育所では学校に情報提供した児童の就学後の情報を得ることで、保育所でのかかわりをフィードバックしたいとの意見がありました。

#### **教育・保育**

教育・保育については、保育所・幼稚園 小学校、小学校 中学校、中学校 高等学校・高等部の移行支援体制づくりのさらなる充実を求める意見が複数ありました。

保育所では、専門的な指導ができる人の配置や保育現場での研修を求める意見と、障害のある子どもへの指導を充実させるための助成制度の対象年齢の引き下げなどの希望がありました。

学校では、個別ニーズに応じた指導ができるような教材のヒントや実践例を入手できるシステム、特別支援教育の専門知識のある職員の配置、特別支援学校と保育所・幼稚園との連携強化、特別支援教育についての理解を深めるための保護者研修の実施等の意見があげられています。

#### **雇用・就労**

雇用・就労については、学校、北播磨就業・生活支援センター、就労移行支援事業所、行政との連携の強化、特別支援学校卒業後の企業等への採用についての働きかけ、地元での就労場所の確保、北播磨障害者(児)地域自立支援協議会就労支援部会の充実などの意見があげられています。

#### **生活環境・災害対策**

災害対策としては、災害時における発達障害者(児)向けマニュアルの作成、避難施設の環境整備(個室、防音等)やバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化をすすめてほしいという意見が出ています。

#### **社会参加・地域支援策**

社会参加については、地域住民が障害の理解を深めるような講習の場を求める意見がありました。

また、障害者福祉を実現するために、障害者の意見や要望が取り入れられる仕組みの整備を希望されています。

## その他

保護者会などの組織作りと組織へのサポートを希望する意見がありました。

### (3) 障害福祉サービス等事業所アンケート(アンケート調査)

#### 利用者に関する課題と方策

##### 利用者に関連する問題点や課題

事業所では、利用者の増加に伴う職員の不足、障害種別に応じた利用者一人ひとりに対する細やかな対応が困難であるとの意見が多くありました。その反面、地域活動支援センターの一部では利用者の確保が課題となっています。

また、家族の高齢化により成年後見制度の活用などの必要性が高まっているとの意見がありました。

##### 今後、求められる取り組みや方策

3障害の区分を明確にした利用者の確保、サービス基盤の整備やサービスの充実、関係機関との連携があげられています。

#### 事業運営面に関する課題と方策

##### 問題点や課題

事業所の運営面については、職員の労働環境(賃金・勤務形態等)が厳しく、専門性や休日の支援など質の向上を求められることが多くなっており、職員負担が増加 退職 慢性的な職員不足状態が続いているとの意見が多数ありました。

また、地域活動支援センターでは、補助金だけでは事業所の運営が困難であるとの意見が複数ありました。

その他、職員の勤務時間が多様で職員全員を対象にした研修の実施が難しいことや訪問系サービスの依頼の増加に対し、対象者の拡散で訪問できないなどの意見もありました。

##### 今後、求められる取り組みや方策

職員の給与アップや働きやすい職場にするなど、職員の労働環境の改善を図ることや、商工会と連携し安定的な仕事の供給を希望する意見がありました。

#### サービスや活動についての課題と方策

##### 問題点や課題

サービスや活動については、3障害へのサービス提供では、活動内容の拡充が困難との意見がありました。

また、個別支援計画の作成、会議・研修会の開催や参加などの実施は難しいとの意見がありました。

##### 今後、求められる取り組みや方策

サービスや活動に求められる取り組みとしては、地域ごとのグループホームやケアホームの設置を推進してほしいとの希望がありました。

また、職員の研修参加や事業所内での学習会、事例検討会などの開催ができるような支援が必要であるとの意見がありました。

## 関係機関との連携についての課題と方策

### 問題点や課題

関係機関との連携については、各関係事業所との横のつながりが薄く、情報交換が十分でないとの課題が複数の事業所からあげられています。

### 今後、求められる取り組みや方策

今後、求められる方策としては、他の事業所との関係づくりの強化が求められています。既存の北播磨障害者(児)地域自立支援協議会の生活支援部会への参加を通して、関係強化に努めて行く必要があります。

## その他

### 今後、求められる取り組みや方策

ボランティアの育成などを通じて、地域力の向上を求める意見が出ています。また、当事者、当事者家族のつどいの開催などを希望する意見もありました。

## 利用者が現在の障害福祉施策やサービスについて感じていること

利用者が福祉施策やサービスについての情報を知らないとの意見が複数ありました。

また、サービス利用の条件に障害者手帳の取得が必要であること、障害種別や等級で利用できるサービスに差があること、毎年の更新手続きが煩雑であることなど、利用者にとって制約や負担が大きいとの意見がありました。さらに、他の市に比べて支給決定量が少ないとの意見が出ています。

## 必要だが行われていないサービスや支援

現在、必要とされるサービスや支援としては、居場所づくりの充実、就労支援（職場体験場所の提供やそのための制度の整備）、障害のある人の移動の支援（巡回バスを走らせる等移動をしやすくする）との意見が複数ありました。

また、24時間のヘルパー支援や休日対応の増加、小学校高学年以上の子どもへの家事支援（調理や掃除などを教えていくため）の導入、当事者グループの立ち上げ援助、地域活動支援センターの連携強化支援、サービスの利用体験の実施、障害のある人（特に精神障害者）に対する理解を市民へ広げる啓発活動などの意見が出されていました。

## 基盤整備のために加東市が取り組むべき課題やその他の意見

子どもに関することでは、市内に発達支援センターを設置し、様々な障害のある子どもへの療育や家族支援を行うこと、普通学校教員に対して特別支援学校での定期的な現場実習を求める意見、特別支援学校卒業後の進路の確保などに取り組むべきとの意見がありました。

就労関係については、障害者雇用の拡大、就労支援の充実、障害のある人の一般就労の充実、中途障害者が職場復帰しやすい職場環境整備のために、地域の企業や事業所向けの障害概念の理解についての講演会や研修会などの機会を設けてほしいとの意見がありました。

事業所の設置については、市内に短期入所事業や日中一時支援事業を行う事業所の設置を希望する意見がありました。

また、運営については、地域活動支援センターへの補助金の増額や指導員の研修制度が必要であること、安定した事業所運営が図られるように、継続的な支援や施策を整備してほしいなどの意見がありました。

連携については、各種支援ネットワークの充実を図るため、加東市単独での自立支援協議会の設置や福祉関係者に限らない関係機関が参集する地域連携会議の設置を希望する意見がありました。

また、地域生活の場の確保や就労支援、災害時の障害のある人への対応などについて連携強化を進めてほしいとの意見が出ています。

行政への要望としては、事業所が開催している職員研修会へのバックアップや行政職員の障害者理解に関する研修制度の実施などの意見がありました。

また、障害者(児)やその家族の望む社会資源やサービス量をふまえた福祉計画における数値目標の設定を希望する意見がありました。

その他の意見としては、ヘルパーの利用要件に関する意見(多動、他害のある方の移動支援で1対1の対応では不十分。入院中、常時介護が必要な場合、病室へのヘルパー派遣を可能としてほしい)などの意見がありました。

## 5 障害福祉サービスの利用状況の比較

(単位:人、%)

	全 国		兵 庫 県		加 東 市	
	利用者数	構成比	利用者数	構成比	利用者数	構成比
訪問系サービス	137,642	18.13%	6,915	21.19%	33	15.64%
居室介護	123,089	16.22%	6,167	18.90%	31	14.69%
重度訪問介護	8,475	1.12%	616	1.89%	2	0.95%
行動援護	6,044	0.80%	132	0.40%	0	0.00%
重度障害者等包括支援	34	0.00%	0	0.00%	0	0.00%
日中活動系サービス	420,771	55.43%	17,637	54.05%	105	49.76%
生活介護	178,603	23.53%	8,495	26.04%	55	26.07%
自立訓練(機能訓練)	2,605	0.34%	141	0.43%	4	1.90%
自立訓練(生活訓練)	9,688	1.28%	391	1.20%	3	1.42%
宿泊型自立訓練	1,353	0.18%	1	0.00%	0	0.00%
就労移行支援	21,929	2.89%	625	1.92%	4	1.90%
就労移行支援(養成施設)	148	0.02%	35	0.11%	0	0.00%
就労継続支援(A型)	15,957	2.10%	461	1.41%	9	4.27%
就労継続支援(B型)	124,644	16.42%	5,587	17.12%	30	14.22%
児童デイサービス	65,844	8.67%	1,901	5.83%	0	0.00%
短期入所	31,950	4.21%	1,825	5.59%	4	1.90%
療養介護	2,119	0.28%	73	0.22%	1	0.47%
居住系サービス	67,578	8.90%	1,679	5.15%	8	3.79%
共同生活介護	44,865	5.91%	1,371	4.20%	5	2.37%
共同生活援助	22,713	2.99%	308	0.94%	3	1.42%
施設入所支援	93,180	12.28%	4,776	14.64%	50	23.70%
旧法施設支援費(入所)	43,179	5.69%	671	2.06%	7	3.32%
旧身体障害者更生施設	859	0.11%	5	0.02%	0	0.00%
旧身体障害者療護施設	6,251	0.82%	110	0.34%	1	0.47%
旧身体障害者授産施設	1,773	0.23%	9	0.03%	0	0.00%
旧知的障害者更生施設	27,740	3.65%	416	1.27%	3	1.42%
旧知的障害者授産施設	5,263	0.69%	100	0.31%	2	0.95%
旧知的障害者通勤寮	1,293	0.17%	31	0.10%	1	0.47%
旧法施設支援費(通所)	27,859	3.67%	1,169	3.58%	3	1.42%
旧身体障害者更生施設	135	0.02%	0	0.00%	0	0.00%
旧身体障害者療護施設	234	0.03%	0	0.00%	0	0.00%
旧身体障害者授産施設	2,387	0.31%	53	0.16%	0	0.00%
旧知的障害者更生施設	6,083	0.80%	202	0.62%	0	0.00%
旧知的障害者授産施設	19,020	2.51%	914	2.80%	3	1.42%
合 計	759,077		32,628		211	
指定相談支援	3,875		131			

資料：平成 23 年 8 月分国保連合会支払実績より

障害福祉サービスの利用状況については、上記の表のとおり整理されます。全国及び兵庫県の状況と比べ差異のあるサービスをみてみます。「施設入所支援」の構成比は、国や県を 10 ポイント前後も上回っています。内訳では、日中活動系サービスの「生活介護」の利用者構成比が県に近似しており、就労継続支援(A型)の構成比については4.27%と全国の2倍となっています。

## 6 障害者福祉を取り巻く課題

### 〔1〕一貫した教育・療育

#### (1) アンケート調査から

保育所・幼稚園・学校に在籍している方が感じていることについては、教師等の専門性の不足と障害特性に応じた配慮が必要とされており、教職員等の障害者理解の促進と指導力の向上が課題です。

休日等に活動できる仲間や施設が不足しているとの回答もあり、日中活動の場の確保も課題です。

#### (2) 関係機関への調査から

当事者団体等では、学校での障害児対応の充実が求められており、教職員研修やマンパワー確保など特別支援教育体制のさらなる充実が課題です。

保育所・幼稚園・学校の意見では、保育所・幼稚園 小学校、小学校 中学校といった移行支援体制づくりの充実、情報交換と情報の共有化の充実が必要とされており、一貫した支援の継続が課題です。

専門家の配置や巡回相談などの支援体制が求められており、専門機関（北はりま特別支援学校、兵庫教育大学、わかあゆ園等）との連携の強化が必要です。

#### (3) サービス利用状況から

サービス利用状況では、児童デイサービスの利用がないのは、市内・近隣市に児童デイサービスの事業所がないためです。療育・訓練等のサービス基盤の整備が課題です。

### 〔2〕雇用促進

#### (1) アンケート調査から

現在就労している人の不満としては、給料の少なさが一番多く回答されており、障害のある人の雇用条件・雇用形態が課題です。

#### (2) 関係機関への調査から

当事者団体等では、障害者雇用枠の活用や市役所業務の地域活動支援センターへの発注、就労相談の窓口提示など就労のための体制づくりが必要との意見が多くあり、障害のある人の希望や能力に応じた雇用機会の提供や就労支援が課題です。

就労移行（継続）支援などの事業所の整備が必要とされており、就労移行（継続）支援事業所の充実と利用の促進が課題です。

当事者団体等と学校では、特別支援学校での就労支援体制の整備が必要とされており、卒業後の就労に向けての支援と就労の場の確保が課題です。

事業所では、障害者雇用の拡大、就労支援の充実、障害のある人の一般就労の充実、中途障害者の職場復帰の支援などが必要とされており、就労の促進と定着への支援が課題です。

地域の企業や事業所に障害概念の理解が求められており、雇用主や従業員については、個々の障害特性や障害のある人への理解が課題です。

事業所では、利用者のサービス利用の取捨選択により、利用者が増加する事業所と減少する事業所の二極化が進み、事業所の運営が困難との回答が多くありました。

### 〔 3 〕 保健・医療

#### （ 1 ） アンケート調査から

精神科に通院している人の四分の一は、障害者自立支援医療の利用をしていない、わからないと回答しており、継続的な医療が必要な精神障害者が障害者自立支援医療を利用できるよう広報・啓発が必要です。

#### （ 2 ） 関係機関への調査から

当事者団体等と保育所・幼稚園・小学校では、専門的な機能訓練や療育の充実、日常生活訓練の場の確保を求める意見が多数あることから、専門的な支援ができる医療・療育機関の充実が課題です。

### 〔 4 〕 福祉サービス

#### （ 1 ） アンケート調査から

「今後利用したい」障害福祉サービスでは、短期入所、自立した生活を営むための訓練、総合的なサービス、デイケア等との回答がありました。また、主に援助している人が困っていることでは、将来の見通しへの不安、心身の疲労、事業所の不足等との回答があることから、障害福祉サービス事業所の基盤整備と充実が課題です。

#### （ 2 ） 関係機関への調査から

事業所では、利用者が福祉サービスについての情報を知らないこと、サービス利用の手続きが煩雑で利用者への負担が大きいとの回答が複数あることから、各種制度や福祉サービス等に関する情報提供の周知徹底が課題です。  
当事者団体等や保育所・幼稚園・学校では、経験豊富な相談員の配置や相談機能の強化などの回答が複数あり、相談体制の整備とさらなる充実が課題です。  
補助金では運営が困難、採算面に問題があるという意見が複数あることから、事業所の安定した運営が課題です。

#### （ 3 ） 障害福祉サービス利用状況から

障害福祉サービスの利用を全国・県と比較すると、訪問系サービスの利用が少なく、施設入所支援の利用が多くなっています。短期入所、児童デイサービスは全国・県に比べ利用が少ないことから、在宅生活を支援する訪問系・児童デイサービスなどの整備と充実が重要な課題です。

### 〔 5 〕 福祉のまちづくり

#### （ 1 ） アンケート調査から

外出時に不便を感じることでは、身体障害者は、施設や道路の段差、障害者用の駐車場やトイレが少ないとの回答があり、バリアフリー化やユニバーサルデザインの導入など、民間を含めた施設の整備を図ることが課題です。

外出時に不便に感じることで、知的障害者は「初めての場所へ一人で行けない」、「公共交通機関が利用しにくい」との意見があり、移動支援などの外出時の支援が課題です。

災害時に困ると思うことでは、災害情報がわからない、避難に時間がかかる、避難所が障害のある人に配慮されていないとの回答が多くあり、障害種別によって困る事がらに相違があることから、それぞれの特性に配慮した情報伝達や避難誘導、避難所など、支援体制の整備が重要な課題です。

( 2 ) 関係機関への調査から

当事者団体等や保育所・幼稚園・学校では、災害時の緊急連絡や支援体制、障害特性に応じた避難施設の整備などの回答がありました。障害特性に配慮した要援護者台帳と支援マニュアルの整備が課題です。

事業所では、必要だが行なわれていないサービスとして、巡回バス等による障害のある人の移動支援という意見が複数ありました。

( 3 ) 障害福祉サービス利用状況から

全国・県との比較では、施設入所支援の利用者が多く、ケアホーム・グループホームの利用者が少ないことから、ケアホーム・グループホームの必要性の検討が課題です。

〔 6 〕 意識啓発・人づくり・社会参加

( 1 ) アンケート調査から

障害のある人が社会活動や地域行事に参加するには、参加者に障害のある人に対する理解を深めてほしいとの意見が最も多くあるため、地域住民に対して障害者福祉に関する学習の機会が必要です。

成年後見制度などの利用については、「制度がわからない」、「無回答」が約 3 割あり、制度の周知が課題です。

障害福祉サービス関連の情報入手先については、市役所の窓口、広報紙との回答が多くあり、情報提供体制の整備が課題です。

( 2 ) 関係機関への調査から

当事者団体等では、社会参加・地域生活支援のためガイドヘルパーの育成と移動支援サービスの充実を希望する意見がありました。移動支援サービスの充実が課題です。

( 3 ) その他

障害者基本法の改正、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の施行を踏まえ、障害の有無にかかわらず、人として尊厳をもって生きることができる取り組みが必要です。

## **第2部 障害者基本計画**

# 第1章 計画の基本方針

## 1 計画の基本理念

「障害のある人が自分らしく暮らせる福祉のまち 加東」

本計画の基本理念は、『子どもや大人、高齢者、障害のある人など、様々な人々が生活しています。そのすべての人が障害の有無に関係なく、一人の人間として認められ、互いに助けあい支えあい、それぞれが持つ可能性を実現できるまちをめざします。誰もが住み慣れた地域で、安心して安全に、尊厳を持って、その人らしく暮らせるよう、主体性を持って社会・経済・文化・スポーツなど、あらゆる活動に参加できる、物理的にも精神的にもバリアフリーな社会を目指します。』というものです。

本計画は、引き続き、「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の理念のもと推進するものとします。

## 2 基本的視点

基本理念のもと、障害者基本法や障害者自立支援法等関連法令の趣旨を踏まえ、次の基本的な視点に立って計画を推進します。

### 社会のバリアフリー化の推進

障害の有無にかかわらず誰もが住み慣れた地域で安心・安全に生活できるよう、道路、交通機関、施設などの物理面だけでなく、精神面でのバリアフリーについて取り組みを進めることで、すべての市民がともに理解し合い、ともに支え合う共生社会を築きます。

また、それぞれが自分の能力と個性を最大限発揮し、差別や偏見のない自由な生き方ができる基本的人権が根付いた地域社会の実現をめざした取組を推進します。

### 障害の特性を踏まえた利用者本位の支援の展開

障害のある人一人ひとりのニーズに対応するため、個々の障害に応じたニーズを的確に把握し、関係機関と密接に連携を図り、総合的かつ適切な支援施策が行える体制を整えていきます。

また、利用者が自らの選択・意思決定に基づき適切なサービスを利用できるよう、相談・支援などの体制の充実を図ります。

### 総合的かつ効果的な施策の推進とサービス基盤の整備

乳幼児期から高齢期まで、生涯を通じてその人らしい生活を送ることができるよう、行政機関相互及び各種団体との緊密な連携を確保し、「加東市高齢者保健福祉計画」や「加東市次世代育成支援行動計画」等をはじめとする諸計画との整合性にも視点を置きながら、総合的な施策の展開を推進します。

また、これらの施策に必要なサービス基盤の整備に努めます。

## 3 基本目標

### 〔1〕ともに育ち、ともに学ぶために

障害のある人が住み慣れた地域で生きがいを持って暮らしていくためには、自立と社会参加に必要な能力を培うための教育が重要です。障害のある子どもへのきめ細やかで適切な支援のために、乳幼児期から学校卒業まで一貫した教育や療育を行い、教育的支援を推進します。

### 〔2〕生きがいを持って働くために

障害のある人が地域で自立して生活していくためにも、就労は非常に大切です。障害のある人の雇用の促進については、個人の進路先の選択、一般就労への移行を進めていくため、企業や関係機関等の支援体制の整備を図ります。

一方で、就職した後の支援や退職後の再訓練など、障害のある人一人ひとりの状況に合わせた支援が行えるよう体制整備に努めます。

### 〔3〕すこやかなくらしのために

障害のある人の保健医療施策では、早期発見・早期対応を行うことが特に重要です。障害のある人の高齢化が進んでおり、高齢化に伴う様々な疾病等への対応も充実させる必要があります。

そのため、障害のある人に対して、適切な保健サービス・医療・医学的リハビリテーション等を充実させ、保健・医療サービスの適切な提供に努めます。また、障害の早期発見・早期対応を図るためにも相談体制の充実を図ります。

### 〔4〕自立した生活をおくるために

障害のある人の地域生活を支えるためには、生活支援体制の整備、福祉サービスの量的・質的な充実を図っていくことが必要です。相談支援や権利擁護など、本市では地域生活支援事業の推進を図ります。さらに、各種障害福祉サービスの基盤整備・充実に努め、障害のある人の多様なニーズに対応します。また、福祉活動への支援やボランティアの活用について関係機関との連携を図ります。

さらに、情報提供の充実や障害のある人の生きがいづくりを支援し、地域生活の実現に向けた体制の確立に努めます。

#### 〔 5 〕安全で快適な暮らしのために

安心・安全かつ生活に支障のない環境を整備することは、障害のある人だけでなく、すべての市民にとっても大切なことです。そのため、ユニバーサルデザインの考え方のもとに福祉のまちづくりを進め、安心・安全な環境の整備を図ります。

また、近年、大規模な自然災害による被害が後を絶ちません。地域住民をはじめ様々な機関・団体と協働し、防災・防犯ネットワークの確立に努め、情報伝達や災害時の救援・救助体制の整備を図ります。

#### 〔 6 〕共感しあえる地域づくりのために

障害のある人の「完全参加と平等」を実現するためには、ノーマライゼーションの理念に基づき、市民がお互いを尊重しあい、差別や偏見のない地域社会を築いていくことが重要です。

このような社会を築いていくためには、行政だけでなく、企業、NPO等を含むすべての社会構成員が価値観を共有し、それぞれの役割と責任を自覚して主体的に取り組むことが重要であり、市民一人ひとりの理解と協力を促進させていくかが最も大切なこととなります。そのためにはまず、人格や個性を尊重し合う共生社会の普及を図り、障害のある人に対する市民の理解を促進するための啓発活動を推進します。

## 4 計画の施策体系

### 基本理念

# 障害のある人が自分らしく暮らせる福祉のまち 加東

### 基本的な視点

社会のバリアフリー化の推進  
障害の特性を踏まえた利用者本位の支援の展開  
総合的かつ効果的な施策の推進とサービス基盤の整備

### 基本目標

1 とともに育ち、ともに学ぶために  
**一貫した教育・療育**

2 生きがいを持って働くために  
**雇用促進**

3 すこやかな暮らしのために  
**保健・医療**

4 自立した生活をおくるために  
**福祉サービス**

5 安全で快適な暮らしのために  
**福祉のまちづくり**

6 共感しあえる地域づくりのために  
**意識啓発・人づくり・社会参加**

### 施策の方向

1 一貫した相談体制・支援体制の充実  
2 教育・療育の連携体制

1 就業機会の拡充  
2 経済的支援・職業的自立の促進  
3 福祉就労施策

1 保健指導体制整備  
2 医療体制の充実

1 相談支援事業の充実  
2 福祉サービスの充実  
3 地域生活支援事業の推進

1 福祉のまちづくりの整備推進  
2 移動手段の整備  
3 地域安全対策

1 啓発・教育・交流活動の推進  
2 障害者の人権の尊重  
3 ボランティア活動の推進

## 第2章 障害者施策の推進

現状と課題の文末の数字は、基本目標ごとの障害者福祉を取り巻く課題の番号です。

### 1 ともに育ち、ともに学ぶために ～一貫した教育・療育～

#### (1) 一貫した相談体制・支援体制の充実

##### 現状と課題

障害のある子どものサポートネットワーク体制整備のため、平成21年度より保健・医療・福祉・教育・就労等の関係機関による子ども発達支援連絡会を開催し、市におけるサポートシステムの構築、連携強化を図っています。

支援の必要な子どもへ一貫した支援を継続させるため、サポートファイルを作成しています。また、兵庫教育大学との連携により、各保育所におけるコーディネーターの育成を行い保育士のスキルアップを図ることで保育所における障害児等の支援が充実してきました。

心理相談や兵庫教育大学と連携したソーシャルスキルトレーニング事業など、学齢期の子どもを対象とした支援を実施しています。今後は、兵庫教育大学をはじめ各関係機関との連携と事業の継続実施が課題です。【(2) - ・ ・ 】

児童福祉法改正により、平成24年4月から肢体不自由児通園施設「わかあゆ園」が、「こども発達支援センター（医療型）」に移行されます。地域の専門機関（第3次療育の場）として、療育機能の充実が図られることにより、さらなる連携強化を行なう必要があります。【(2) - 、(3) - 】

##### 施策の方向性

障害の早期発見・早期療育に努めるとともに、乳幼児期から学校卒業時まで地域で一貫した療育や相談ができる体制の充実に努めます。

兵庫教育大学や県、近隣市町、関係機関との連携をさらに強化していきます。

##### 施策の展開

No	施策目標（事業）	内 容	担 当 課
1	乳幼児発達相談・こどもの心の相談	兵庫教育大学や関係機関と連携するとともに、臨床心理士による相談機能の向上を図ります。 小・中学校では、学校や児童生徒の実態に応じてスクールカウンセラーによる相談を実施します。	社会福祉課 健康課 学校教育課

2	地域における療育体制の整備 (ナーサリールーム)	ナーサリールーム(療育教室)を継続実施します。 兵庫教育大学をはじめ関係機関と連携し、療育事業の充実に努めます。 ペアレントトレーニングの継続実施に努めます。	社会福祉課 健康課
3	福祉施設における療育機能の強化	障害のある子どもに対する多様な活動の場、療育の場を確保するため、わかあゆ園等の福祉施設における療育機能の強化を働きかけます。	社会福祉課 健康課
4	障害児(者)サポートネットワークの整備と拡充	関係機関相互の連携により、それぞれの役割分担を明確にし、サポートシステムの整備を図ります。 整備されたサポートシステムを活用しネットワークを拡充します。	社会福祉課
5	障害児保育の充実	統括コーディネーターを子育て支援課に配置し、市内保育所の状況を把握します。 兵庫教育大学との連携による保育所でのコーディネーターの育成や保育所等における障害のある子どもの受け入れ体制整備の支援をします。 総合保育の実施などにより、成長発達を促進する障害児保育の充実に努めます。 障害児等保育支援として関係課が連携し、保育所等を訪問します。支援が必要な児童については、相談、指導等の支援及び各関係機関と保育所等との調整を行います。	子育て支援課 健康課
6	サポートファイルの活用促進	支援の必要な子どもへの一貫した支援を行う事を目的に、サポートファイルの作成を継続します。 サポートファイルを周知し、積極的な作成・活用を関係機関に働きかけます。	社会福祉課 健康課 学校教育課 子育て支援課

## (2) 教育・療育の連携体制

### 現状と課題

兵庫教育大学・北はりま特別支援学校と連携し、特別支援教育の推進が行なわれています。適切な支援が継続的に提供できるよう、教職員研修、マンパワーの確保など特別支援教育体制のさらなる整備が必要です。【(2) - 1】

支援の必要なすべての子どもに対し、将来（就労・自立）を見据えた継続した支援が必要なことから、支援連携のツールとしてサポートファイルが活用されています。今後は、学校で作成される教育支援計画、個別の指導計画とサポートファイルの整合性を高め、サポートファイルのさらなる活用充実が望まれます。【(2) - 2】

平成 22 年度より、小学校への円滑な就学支援をはかるため保幼小発達支援連絡会を開催しています。また、5 歳児発達相談事業をきっかけとした、さらなる就学前支援の充実が期待されます。

平成 21 年度より障害のある中学生・高校生を対象とした障害児タイムケア事業を実施し、放課後、長期休業中の活動の場が確保されるようになりました。保護者の意向を尊重し、障害のある子どもを可能なかぎり地域の中に受入れ、共に学び生活することで成長する教育（インクルーシブ教育）の体制整備が求められています。インクルーシブ教育の実現に向けて、教職員の障害者理解の促進と指導力向上が課題となります。【(1) - 3、(2) - 3】

### 施策の方向性

総合的な支援体制として特別支援教育推進体制の整備を進め、乳幼児期から就労にいたる長期的な視点からの一貫した支援体制の整備を図ります。

就学指導の充実や教職員等の知識・技能の向上を図るなど、学びやすい教育環境の整備に努めます。

### 施策の展開

#### 特別支援教育体制推進事業の推進

No	施策目標（事業）	内 容	担 当 課
1	特別支援教育の推進	本市の特別支援教育におけるセンター的役割を担っている北はりま特別支援学校と連携し、特別な支援を必要とする児童生徒に対して、その一人ひとりの教育的ニーズを把握します。児童生徒の持てる力を高め、生活や学習上の困難の改善や、克服のための特別支援教育体制整備に努めます。	学校 教 育 課

2	個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成	発達障害等のある児童生徒の自立や社会参加に向けて、保護者と連携をとりながら、個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成を進めます。	社会福祉課 学校教育課
3	通級指導	通級指導を実施し、児童生徒一人ひとりの必要に応じた支援を行います。	学校教育課
4	スクールアシスタント等の活用	スクールアシスタントや介助員等指導補助員の増員配置を推進し、特別支援教育の充実を図ります。	学校教育課
5	教職員への研修	兵庫教育大学等の関係機関と連携を図り、障害のある児童生徒への支援のあり方についての研修を実施します。	学校教育課

#### 教育環境の充実

No	施策目標（事業）	内 容	担 当 課
1	交流教育の推進	特別支援学校と小学校、中学校との連携を図り、多様な交流教育を展開します。	学校教育課
2	学校施設等の整備	特別支援学校の整備については広域で対応します。 学校等の建物や設備を、ユニバーサルデザインの理念に基づき、計画的な改善を進めます。	教育総務課
3	通学手段の確保	特別支援学校への通学手段を確保するため、スクールバスの運用に関する配慮を継続実施します。	教育総務課
4	放課後等のケアの充実・学習機会の確保	放課後児童クラブ・障害児タイムケアなどで障害のある児童生徒の受け入れができるよう、体制の整備に努めます。 放課後や長期休業中などに、のびのびと活動できる場の確保に努めます。	社会福祉課 子育て支援課

5	就学指導の充実	適正就学指導委員会との連携を密にし、本人・保護者の希望、障害の状態、通学等に十分配慮した就学相談・指導に努めます。	健康課 学校教育課 社会福祉課
---	---------	---	-----------------------

## 2 生きがいを持って働くために ～雇用促進～

### (1) 就業機会の充実

#### 現状と課題

障害のある人の雇用については、積極的に障害者雇用に取り組む企業が増加していますが、企業全体では法定雇用率に達していない企業、障害のある人を1人も雇用していない企業もあることなどから、働くことを希望しながら就職が実現していない障害のある人も依然として数多く存在しています。【(1) - 1】福祉、教育の分野における支援も踏まえ、障害のある人の希望や能力に応じて雇用結び付けていく必要があり、今後も、雇用機会の拡大が必要です。【(2) - 1】

近年、短時間労働、派遣労働等雇用形態が多様化しており、障害のある人の希望や個々の能力に応じた働き方の選択肢を拡大した雇用機会の提供についても検討が必要です。【(2) - 2】

#### 施策の方向性

公共職業安定所や商工会等、関係機関等との連携を強化し、民間企業等への働きかけを行い、障害のある人の雇用機会の拡大と障害のある人の理解の促進に努めます。

公共機関における雇用機会の確保について、庁内関係各課と連携を図りながら進めていきます。

#### 施策の展開

No	施策目標（事業）	内 容	担 当 課
1	企業等への啓発の充実	<p>広報紙での啓発や加東市企業人権教育協議会の取り組みと連携して人権教育を行います。</p> <p>北播磨障害者(児)地域自立支援協議会就労支援部会、公共職業安定所・商工会等の関係機関と連携を強化し、企業連絡会等あらゆるメディア・機会を活用して障害者雇用の普及に努めます。</p>	<p>秘書広報課</p> <p>社会福祉課</p> <p>地域振興課</p> <p>人権教育課</p>
2	各種雇用制度の周知と活用の促進	<p>障害者雇用制度の啓発推進により、企業の積極的な障害者雇用の促進に努めます。</p>	<p>秘書広報課</p> <p>社会福祉課</p> <p>地域振興課</p>
3	公共機関等での障害者雇用の推進	<p>市役所や関係機関等において、職域を広げ、障害のある人の雇用機会の確保に努めます。</p>	<p>総務課</p> <p>社会福祉課</p> <p>地域振興課</p>

4	新たな障害者雇用機会の創出	短時間就労やテレワーク等、障害のある人が自身の能力を最大限に活かすことができる福祉就労の方法等を検討します。 障害のある人への雇用等の情報提供を図ります。	社会福祉課 地域振興課
---	---------------	--	----------------

## (2) 経済的支援・職業的自立の促進

### 現状と課題

障害のある人の経済的自立については、就労が重要な課題です。一般就労等への移行に向けて障害のある人自身が就労に必要な技術を計画的に取得する場はありますが、就労移行支援事業の利用を希望する障害のある人も少なく、利用があまり進んでいない状況にあります。【(2) - 1】

障害のある人が雇用されても長期雇用につながらないことがあり、職場定着が進まない状況にあります。雇用主や従業員に障害や障害のある人に対する正しい理解や支援についての啓発が課題です。【(2) - 2】

特別支援学校を卒業した障害のある子どもの就労の場の確保は緊急かつ重要な課題となっていますが、昨今の厳しい経済情勢のため、民間企業の雇用が進まない状況にあります。【(2) - 3】

### 施策の方向性

障害のある人及び企業への就労に関する情報提供や相談機能を強化し、障害のある人が自分の能力を活かし、希望する職場で継続して働くことができるよう、就労の促進及び定着の支援に努めるとともに、離職者に対する復職支援を実施します。

雇用主や従業員に障害や障害のある人に対する正しい理解を浸透させるとともに、協力を求め、環境整備や通勤方法についても充実を促進します。

### 施策の展開

No	施策目標(事業)	内 容	担 当 課
1	職業能力開発の充実	障害者就業・生活支援センターと連携を強化し、障害のある人の職業能力開発のため就労移行支援事業等の職業訓練の質的充実を促進します。	社会福祉課

2	雇用主・従業員等の理解啓発	雇用主、従業員すべてが障害や障害のある人について、正しく理解するために障害者生活支援センターの啓発事業などを活用するとともに、障害のある人をサポートできる職場環境の整備を要請していきます。	秘書広報課 社会福祉課 地域振興課 人権教育課
3	職場定着、継続就労及び離職者に対する復職への支援	障害者就業・生活支援センターと連携を強化し、障害のある人が働く場において、就労の前後を通じ、障害のある人と雇用側の双方を支援するジョブコーチ等の周知を図り、利用の促進に努めます。 障害者生活支援センターとともに通勤方法や職場での問題など詳細に相談支援していきます。	社会福祉課
4	職場環境の充実	障害のある人が仕事をする際に必要なスロープや障害者用トイレの設置等、環境整備の促進を事業所等に働きかけます。	社会福祉課 都市整備課
5	就労先の確保	障害者就業・生活支援センター、ハローワーク及び一般企業等との連携を図り、特別支援学校卒業後の進路について、障害のある子どもが自立して生活していけるよう就労先の確保に努めます。 市役所等での特別支援学校生の職場実習を積極的に受け入れるとともに、民間企業への職場実習の受入を働きかけます。	社会福祉課 地域振興課

### (3) 福祉的就労施策

#### 現状と課題

福祉的就労は、企業での就労が困難な障害のある人の就労の場としての機能だけでなく、日常的な相談支援や仲間づくりの支援、社会経験の場づくりなど、障害のある人の社会との交流の場としての機能を果たしています。

地域活動支援センターは、利用者の確保が課題とされている事業所が多い反面、就労継続支援施設では、利用者の増加に伴い、利用者の個別支援、活動場所や職員の確保等が課題となっています。【(2) - 1】

授産活動においては、作業種目が少なく、経営ノウハウ・商品開発力・販売力等が不足していることから、作業収入が低く工賃も低額で推移しています。【(1) - 2】

### 施策の方向性

就労移行支援事業所及び就労継続支援事業所と連携しつつ、福祉的就労の場の確保と条件整備を図ります。

### 施策の展開

No	施策目標（事業）	内 容	担 当 課
1	就労の場の確保	<p>関係機関と連携し、就労の場としての地域活動支援センターの支援に努めます。</p> <p>就労継続支援事業の質的・量的充実を促進します。</p> <p>利用者の人員増加に伴うスペース確保のため、市の空き施設の提供に配慮し、施設の有効活用を推進します。</p>	<p>財 政 課</p> <p>社会福祉課</p>
2	仕事の確保の支援	<p>福祉的就労の場が、安定的に仕事が確保できるよう、関係機関や企業への働きかけを継続的に実施します。</p> <p>市役所等の公共機関からの仕事の発注を拡大するよう努めます。</p>	<p>社会福祉課</p> <p>地域振興課</p>
3	授産製品の振興・販売の促進	<p>事業所等で製造される授産製品の品質の向上及び販路の拡大を支援します。</p> <p>事業所等の利益が増加し、工賃の増額につながるよう、支援に努めます。</p> <p>市役所ロビー等に授産製品等の展示コーナーを設け、PR に努めます。</p>	<p>社会福祉課</p>

### 3 すこやかなくらしのために ～保健・医療～

#### (1) 保健指導体制整備

##### 現状と課題

障害の有無にかかわらず、住民一人ひとりの健康意識の高揚と生活習慣病予防を軸として、健康課を中心に健康づくり施策を行っています。

健康課では、乳幼児健康診査や相談の実施により発達障害児等の早期発見・早期療育を行っています。また、兵庫教育大学や各関係機関との連携を図りながら、支援が必要な子どもへの相談を実施しています。

自立支援医療（精神通院医療）や精神保健福祉手帳所持者は年々増加していることから、関係機関と連携し心の健康づくりや精神障害の理解の促進等の取り組みを広く行う必要があります。

##### 施策の方向性

障害の早期発見・早期療育、二次障害の予防のため、乳幼児期から高齢期まですべてのライフステージに応じた健康づくりを支援します。

##### 施策の展開

No	施策目標（事業）	内 容	担 当 課
1	健康づくりの推進 （疾病の予防と早期発見、健康相談の充実等）	疾病や障害を未然に防ぐため、加東サンサンチャレンジなどの一次予防施策の積極的な推進を行い、健康づくりを支援します。 各年代において健康診査・健康相談の充実に努めるとともに、障害のある人を含めた健康診査の受診を促進します。	健 康 課 保 険 ・ 医 療 課
2	保健センターの機能強化	保健サービスの拠点となる加東市保健センターと関係機関との連携を密にし機能の強化を図ります。	健 康 課
3	乳幼児期における疾病の予防、早期発見 （健診・相談）	発達障害を含めた障害のある子どもや虐待を早期に発見するため、各種健診事業等の充実を図ります。 兵庫教育大学等関係機関との連携により早期発見後の相談体制の整備に努めます。	健 康 課

4	精神保健対策の充実	関係機関と連携し、訪問指導や相談事業等で心の健康づくりを支援します。 精神障害に関する正しい知識の普及と理解の促進を図ります。 自殺予防や引きこもりなどを対象とした、講演会・研修会を実施します。 認知症高齢者を地域で支える体制づくりを進めます。	社会福祉課 健康課 高齢介護課
5	精神障害者の社会復帰支援	精神障害者の退院後の地域生活について、地域移行支援、地域定着支援などの相談支援体制を充実させます。 関係団体と連携して、地域の受け入れ体制の整備や居場所の確保を図ります。	社会福祉課 健康課
6	介護予防の推進	障害のある65歳以上の人の介護予防対策を推進します。	高齢介護課

## (2) 医療体制の充実

### 現状と課題

障害に伴う継続的な医療が必要な方への経済的負担の軽減が必要です。特に、精神障害者の四分の一は、障害者自立支援医療(精神通院)を「利用していない」、「わからない」と回答しており、制度の周知が課題です。【(1) - 】

障害にきめ細やかに対応できる医療機関等が少ないため、専門的かつ継続的な支援ができる医療・療育機関の充実が必要です。【(2) - 】

### 施策の方向性

障害のある人が身近な地域で適切な医療・訓練・療育が受けられるよう、医療機関等との連携を強化し、医療体制の整備、充実を図ります。

### 施策の展開

No	施策目標(事業)	内 容	担 当 課
1	医療体制の充実	市内の病院、診療所の人材確保と機能の充実に努めます。 専門的な医療機関や近隣市の医療機関等との連携を強化します。	健康課 加東市民病院

2	医療機関における理解の啓発	医療機関において障害福祉施策の理解を求め、障害のある人が安心して受診できる体制を整備します。	健康課 加東市民病院
3	医療費に対する支援制度と広報	障害のある人が適切な医療が受けられるよう、障害のある人の医療費について助成します。(公的医療助成制度、精神通院医療、更生医療、療養介護医療費等) 医療費に対する支援制度について、情報提供に努めます。	社会福祉課 保険・医療課
4	機能回復訓練の充実	実施機関において、専門的な知識をもつ人材確保に努めます。 関係医療機関等との連携を図り、地域リハビリテーション支援と機能回復訓練の充実に努めます。	加東市民病院
5	療育体制の充実 (発達支援体制の充実)	保健、福祉、教育、医療との連携を強化し、障害のある子どものための療育・訓練の場の確保に努めます。 通所による身近な療育の場として、児童発達支援事業所の設置を検討します。	社会福祉課

## 4 自立した生活をおくるために ～福祉サービス～

### (1) 福祉サービスの充実

#### 現状と課題

市内に障害福祉サービス事業所が少ないことから、障害のある人にとって利用しやすい環境ではありません。利用者のニーズを把握し、必要とされるサービス基盤の整備が必要です。【(1) - 、(3) - ・ 】

各種制度、福祉サービス等に関する情報提供については、さまざまな機会を活用し、継続して実施していく必要があります。【(2) - 】

#### 施策の方向性

障害者施策については、国において障害者総合福祉法（仮称）の制定に向けて見直しが行われているため、制度改正に関する情報提供に努めます。

障害者施策の見直しに合わせ、障害福祉サービスを必要とする方に適切にサービスが提供できるようサービス基盤の整備に努めます。

訪問系サービス事業所、児童発達支援、放課後等デイサービス、短期入所施設など不足する事業所の確保を図るため、各種事業所・団体等との連携を強化し、障害のある人が安心してサービスを利用できる体制を整えます。

障害のある人自らが意欲と能力に応じて職業生活を設計・選択できるよう、福祉サービスの面からも一般就労、福祉的就労へのサポートを行います。

#### 施策の展開

##### 自立支援給付の充実

No	施策目標（事業）	内 容	担 当 課
1	訪問系サービスの充実	居宅生活や外出時における移動中の介護を行う居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援など障害のある人の居宅での生活を支援します。 市訪問介護事業所のホームヘルパーに研修への参加を促し、介護の専門性と資質の向上を図ります。	社会福祉課
2	日中活動サービスの充実	障害のある人が、自立した生活を送るためのサービスを提供します。 日中活動サービス（生活介護、自立訓練、就労系サービスなど）利用者のニーズを把握し、ニーズに対応できるようサービス基盤の整備に努めます。	社会福祉課

3	一時的支援の充実	障害のある子どもや障害のある人を介護する家族の負担を軽減するため、児童発達支援、短期入所事業の充実を図ります。	社会福祉課
4	補装具費等の支援の充実	障害のある人の身体機能を補完するための補装具費を給付します。	社会福祉課
5	施設から地域生活への移行の推進	介護保険訪問介護事業所に対し、障害福祉サービスへの参入を促すなど、訪問系サービスを中心とした在宅サービスの充実を図ります。 必要なグループホーム・ケアホームの整備の支援に努めます。 市内の空き施設等を障害福祉サービス事業者等が活用できるよう支援を行います。	社会福祉課
6	障害者ケアマネジメントシステムの構築	特定相談支援事業者や障害児相談支援事業者の確保に努め、相談支援の充実を図ります。 地域移行支援、地域定着支援など新しい相談支援体制の整備と充実に努めます。 障害のある人の自立に向けたサービス利用を支援するケアマネジメントシステムの構築を進めます。	社会福祉課

#### 外出支援の推進

No	施策目標（事業）	内 容	担 当 課
1	ガイドヘルパーの充実	障害のある人の外出を支援するため、ガイドヘルプに係るボランティアの確保に努めます。	社会福祉課
2	福祉タクシー利用券交付事業	在宅で生活する外出困難な障害のある人に対して、タクシーの利用券を交付します。	高齢介護課

3	福祉車両やボランティアの活用	(福)社会福祉協議会が管理する福祉車両の利活用を支援します。 福祉事業を円滑に実施するためのボランティアの活用について、(福)社会福祉協議会と連携していきます。	社会福祉課
---	----------------	---	-------

#### その他の福祉サービスの充実

No	施策目標(事業)	内 容	担 当 課
1	各種障害者手当等の支給	特別障害者手当・障害児福祉手当・福祉手当・重度心身障害者(児)介護手当・福祉年金等の各種手当を支給します。	社会福祉課
2	各種制度の広報・啓発	広報紙、CATV、パンフレットの活用を通じて各種制度の周知と利用促進に努めます。 「障害者福祉のしおり」を通じて税の軽減、公共料金・有料道路の割引など各種制度を周知し、障害のある人の経済的負担の軽減を図ります。	社会福祉課
3	制度的無年金障害者福祉給付金	年金制度上の理由から、障害基礎年金を受給できない外国籍障害者等に福祉給付金を支給することにより、生活の安定と福祉の向上を図ります。	社会福祉課
4	難病患者等居宅サービス(ホームヘルプサービス給付事業)	難病患者等の在宅生活を支援することにより、難病患者等の自立と社会参加を促進します。	社会福祉課
5	成年後見人制度の活用	障害等のため判断能力が十分でない人の権利や財産を守り、生活を支援する成年後見制度の利用を支援します。 親族のない障害のある人が、成年後見制度を円滑に利用できるよう、制度の利用に係る費用の全部または一部を助成します。 成年後見制度の利用の前段として、(福)社会福祉協議会が実施する地域福祉権利擁護事業について周知と利用を勧めます。	社会福祉課

## (2) 地域生活支援事業の推進

### 現状と課題

相談支援事業については、専門的知識や経験を有する加東市障害者生活支援センターに委託することで、質の高いサービスを安定的、柔軟に提供しています。

【(2) - 】

市内、近隣市に児童デイサービス事業所がないため、平成21年度から地域生活支援事業で障害児タイムケア事業を実施したことに伴い、障害のある子どもの移動支援、日中一時支援の利用が減少しましたが、サービス提供体制は十分とはいえない状況です。【(3) - 】

### 施策の方向性

障害のある人の地域生活を支えるために、利用者本位の考え方に立った相談支援の充実や権利擁護などを推進していきます。

障害のある人の地域生活にとって必要不可欠な相談支援の充実と地域における相談支援体制の強化を図るため、加東市障害者生活支援センターの充実を支援します。

障害のある人の地域における自立した生活を支援していくために、関係機関・関係団体・障害福祉サービス事業者・医療・教育・雇用を含めた関係者が、地域の課題を共有し、地域の支援体制の整備を図ります。

### 施策の展開

#### 必須事業

No	施策目標(事業)	内 容	担 当 課
1	相談支援事業	指定相談支援事業者に加東市障害者生活支援センター業務を委託することで、各種相談支援機能の充実を図ります。 新たな相談支援事業に対応するための基盤整備に努めます。 北播磨障害者(児)地域自立支援協議会との連携により、相談支援体制の強化に努めます。	社会福祉課
2	コミュニケーション支援事業	聴覚、言語機能、音声機能に障害のある人の社会参加と日常生活を支援するために、手話通訳者、要約筆記奉仕員を派遣します。	社会福祉課

3	日常生活用具給付等事業	重度の障害のある人の日常生活の利便を図るために必要な用具を給付します。	社会福祉課
4	移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人に対し、社会生活上不可欠な外出を支援するためのガイドヘルパーを派遣します。 障害のある人の地域における自立した生活や余暇活動、社会参加を促進するための移動支援を行います。	社会福祉課
5	地域活動支援センター事業	障害のある人が地域で自立した日常生活、社会生活を送ることができるように、創作的活動、生産活動の場としての地域活動支援センターの運営を支援します。 障害のある人が地域活動支援センターの利用を通じて、社会との交流を図れるよう支援します。	社会福祉課

その他の事業（任意事業）

No	施策目標（事業）	内 容	担 当 課
1	福祉ホーム事業	常時の介護・医療の必要がなく、単独で生活する力はあるが、家庭環境等の事由で住居の確保が困難な障害のある人に居室を提供する事業者を支援します。	社会福祉課
2	訪問入浴サービス事業	重度の身体障害者に対し、訪問による入浴サービスを提供することで在宅生活を支援するとともに、介護者の負担の軽減を図ります。	社会福祉課
3	更生訓練費給付事業	訓練施設に通所、入所する障害のある人に対し、訓練に必要な経費等を補助することで、社会復帰を促進します。	社会福祉課

4	生活支援事業	<p>精神障害者デイケア事業を実施することで、回復途上の精神障害者等に居場所とグループ活動の場を提供します。</p> <p>精神障害者デイケア参加のための交通手段をもたない利用者に、送迎サービスを実施することで利用を促します。</p>	社会福祉課
5	日中一時支援事業	<p>障害のある人等の日中における活動の場の確保と家族の就労、介護者の一時的な休息のための支援として、一時的に市の指定する事業所において見守りを行います。</p> <p>障害者手帳をもつ中学生、高校生の下校後等の活動場所の確保、社会適応のための生活指導、保護者の就労支援のため、障害児タイムケア事業を実施します。</p>	社会福祉課
6	社会参加促進事業	<p>障害のある人の社会参加を促進するため、障害者団体、支援団体が行うスポーツ・レクリエーション活動等の助成を行い、障害のある人の体力増進と交流を図ります。</p> <p>障害のある人が身近なところでスポーツに親しめるよう、障害者スポーツ振興のための組織づくりに努めます。</p> <p>身体障害者の社会参加と就労等を促進するため、自動車運転免許取得費・自動車改造費の助成を行い、身体障害者の生活の充実、向上を図ります。</p> <p>手話通訳者、手話通訳奉仕員、要約筆記奉仕員を養成するための各種講座を開催し、支援者の養成の促進を図ることで、障害のある人が利用しやすい環境整備に努めます。</p>	生涯学習課 社会福祉課

## 5 安全で快適なくらしのために ～福祉のまちづくり～

### (1) 福祉のまちづくりの整備推進

#### 現状と課題

公営住宅の需要が高いため、公営住宅の空き室等を活用したグループホーム、ケアホームの開設は困難な状況にあります。【(3) - 1】

障害のある人が、安心して暮らしていくための生活の場としてのグループホーム、ケアホームのニーズは、今後ますます高くなると考えられますが、整備が進んでいない状況にあります。【(3) - 2】

施設や住宅のバリアフリー化については、新しく整備される施設、公営住宅などについては対応していますが、民間施設、一般住宅については段差等により移動が困難との意見があることから対策が進んでいない状況と推測されます。

【(1) - 1】

#### 施策の方向性

障害のある人が地域社会の中で日常生活を自立的に営むことができるよう、生活の場の確保に向け、グループホームやケアホームなどの確保に努めます。

誰もが安心・快適に暮らすことができるよう、公営住宅の供給や住宅改修の支援に努めます。

#### 施策の展開

No	施策目標（事業）	内 容	担 当 課
1	福祉のまちづくりの推進	障害のある人や高齢者、すべての市民が心豊かにいきいきと生活できるまちをめざす県の「福祉のまちづくり条例」に基づき、相談・指導を行います。	社会福祉課 都市整備課
2	居住支援の充実	県や近隣市町及び関係機関と調整を図り、公営住宅や空き家を利用したグループホームやケアホームの確保に努め、居住支援を充実していきます。	社会福祉課
3	公営住宅の供給	生活や活動の障壁となる段差等を解消し取り除いた公営住宅の供給に努めます。	都市整備課

4	住宅改修への支援	高齢者福祉施策等と連携し、手すりの取り付けや段差の解消など、住宅改修の支援に努めます。 障害のある人の個々の実情に応じて適切な住宅改修を行えるよう、相談体制の充実に努めます。	社会福祉課 高齢介護課
---	----------	--	----------------

## (2) 移動手段の整備

### 現状と課題

公共施設等を新設する際には、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインの導入が図られていますが、障害者等社会的弱者の意見を取り入れることでニーズに対応した施設整備を図る必要があります。【(1) - 】

当市は移動手段として自家用車の利用の割合が高い地域ですが、障害のある人、子ども、高齢者など交通弱者の移動手段として、地域特性に応じた公共交通機関の整備が求められています。【(2) - 】

### 施策の方向性

障害のある人や高齢者を含め、すべての市民が安心・安全に生活できるよう、ユニバーサルデザインに基づき、建築物をはじめ、公園、公共交通機関、道路や歩道などの交通環境の整備に努めます。

### 施策の展開

No	施策目標(事業)	内 容	担 当 課
1	公共施設のバリアフリー化	既存施設については、障害のある人の利用頻度の高いものから計画的にバリアフリー化を進めます。 公共施設の新設の際には、ユニバーサルデザインの考え方のもと、誰もが利用しやすい施設となるよう、整備を進めます。	社会福祉課 都市整備課
2	民間施設のバリアフリー化の促進	事業者等へ「新バリアフリー法などの理解と周知を図り、施設の整備や改善を要請していきます。	社会福祉課 都市整備課
3	公共交通機関のバリアフリー化	障害のある人や高齢者が安心して公共交通機関を利用できるよう、低床バス・リフト付きバスなどの導入を事業者働きかけます。	社会福祉課

4	自主運行バスの導入支援	交通空白地帯に住む市民の移動手段を確保するため、地域の自主的な取組により運行するバスに対して市町村運営有償運送に基づく必要な支援を行います。	企画政策課
5	道路や歩道などの交通環境の整備	日常の点検や市民からの情報提供により改善が必要な箇所の把握に努めます。 歩道の拡幅・段差の解消・視覚障害者誘導用ブロックの設置・障害物の撤去など、安全な道路の整備を進めます。	土木課

### (3) 地域安全対策

#### 現状と課題

地震のみならず、台風や豪雨による風水害など、災害の種類に応じた迅速な情報伝達や避難誘導が適切に行われるよう、支援体制の整備が重要な課題です。

#### 【(1) - 】

高齢者を対象とした要援護者台帳は整備されていますが、障害のある人について、障害特性とプライバシーに配慮した要援護者台帳の整備が必要です。【(2) - 】

#### 施策の方向性

災害等の緊急事態発生時に適切な情報提供と救援が行えるよう、関係機関等と連携し要援護者の把握と救援体制の整備に努めます。

障害のある人をはじめ、市民が犯罪等に巻き込まれないよう、関係機関・団体と連携し、防犯体制を整えていきます。

#### 施策の展開

No	施策目標（事業）	内 容	担 当 課
1	地域防災計画の推進 （災害対策事業）	障害のある人に対する救援体制の整備や福祉のまちづくりを促進するなど、環境整備を図ります。 災害時要援護者支援マニュアルを策定し、マニュアルに添った防災訓練等の実施を推進します。	防災課 社会福祉課

2	災害情報伝達システムの整備 (災害対策事業)	災害時に限定せず、市民全体に保護の必要性が生じた場合など、その情報を各地域及び市民に提供するシステムの整備を行います。	防 災 課
3	障害のある人に配慮した情報伝達手段の拡充 (災害対策事業)	文字放送、音声告知放送、メール配信等を活用した災害情報伝達システムの利用拡充を図ります。 自主防災組織との連携を密にして、緊急時における情報伝達体制の強化を図ります。	防 災 課 社会福祉課
4	地域防災体制の確立 (災害対策事業)	民生委員・児童委員、地区(自主防災組織)、関係社会福祉施設、各種ボランティア団体などとの連携による見守り活動のネットワーク化を進め、地域ぐるみの災害時要援護者避難支援体制の構築を図ります。	防 災 課 社会福祉課
5	防災対策の推進 (普及・啓発)	自主防災組織等の訓練に障害のある人の参加を求めることで、防災意識の普及・啓発や障害のある人の救援等について理解を促します。 自主防災組織等の訓練に障害のある人の救援を盛り込むことで、災害時における障害者支援に対する理解を深めます。 避難場所や危険想定エリアを網羅した「防災ガイドブック」の周知・活用に努めます。	防 災 課
6	防犯対策の推進 (防犯対策事業)	障害のある人が犯罪等に巻き込まれないよう警察、防犯協会、消費者協会等関係機関との連携を強化します。 地区単位による防犯グループへの活動支援と地域における防犯体制の確立を図り啓発します。	防 災 課 生 活 課
7	交通安全対策の充実	障害のある人やその他の交通弱者に配慮した交通安全施策を充実します。	防 災 課

## 6 共感しあえる地域づくりのために

～ 意識啓発・人づくり・社会参加～

### (1) 啓発・教育・交流活動の推進

#### 現状と課題

地域住民に対して、障害者福祉に特化した人権学習の機会は提供できていない状況です。【(1) - 1】

障害福祉サービス関連情報の入手先については、市役所、広報紙との意見が多数であることから、情報提供体制の充実が課題です。【(1) - 2】

点字版「障害者福祉のしおり」を作成するなど、障害の特性に応じた情報提供に努めています。

#### 施策の方向性

多様な媒体・機会を通じて障害者福祉制度等に関する情報を提供することで、障害に対する正しい理解を促します。

すべての市民が障害のある人について正しい理解と認識をもつために、学校教育や生涯学習の場において、障害者福祉についての理解を深め「意識のバリアフリー化」を図ります。

障害のある人と地域住民が、交流活動を通じて理解を深めあう場や機会の拡充を図ります。

#### 施策の展開

No	施策目標（事業）	内 容	担 当 課
1	情報提供体制の確立と情報の共有化	<p>広報紙、リーフレット、CATV、インターネットなどの情報媒体を有効に活用し、各種の福祉情報を提供することで福祉サービス等の利用促進を図ります。</p> <p>点字、コミュニケーションボードなど、障害の特性に配慮した情報提供に努めます。</p> <p>障害のある人の支援者である(福)社会福祉協議会、民生児童委員、障害者相談員、障害者関係団体に、障害のある人や福祉に関する情報を提供します。</p>	<p>秘書広報課</p> <p>地域情報センター</p> <p>社会福祉課</p>

2	学校での福祉教育の推進 (人権教育事業)	学校でのボランティア活動の推進、教育委員会、(福)社会福祉協議会等が連携し、総合的な学習の時間等に福祉に係る学習を行うことで福祉教育の推進を図ります。 福祉に係る学習を通じて、障害に対する正しい理解を促します。	社会福祉課 学校教育課 人権教育課
3	生涯学習での福祉教育の推進	(福)社会福祉協議会が実施する「かとう福祉学校」などの福祉講座を支援し、障害者福祉についての理解を深めます。 生涯学習、人権学習の分野における福祉教育を推進し、障害者福祉についての理解を深め、意識のバリアフリー化を図ります。	社会福祉課 生涯学習課 人権教育課
4	地域における相互交流と社会参加促進	障害者団体などが実施する地域での相互交流活動を支援します。 市が実施する各種イベントを通じて、障害のある人とない人の交流の機会を提供します。	社会福祉課
5	障害者団体及び障害のある人への意識啓発	手帳取得者に対し「障害者福祉のしおり」等で障害者団体を紹介するなど、障害者団体の活動をサポートします。 障害のある人が自立意識を高められるよう、当事者、家族、関係機関等に対して情報提供と支援を行います。	社会福祉課

## (2) 障害のある人の人権の尊重

### 現状と課題

人権については広範な課題であることから、障害福祉に特化した取り組みはなされていないため関係機関との連携を強化していく必要があります。

障害者基本法の改正(平成23年8月)、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の施行(平成24年10月)への対応が必要です。【(3)

- 1 ]

### 施策の方向性

障害者基本法の改正（平成 23 年 8 月）、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の施行（平成 24 年 10 月）を踏まえ、障害の有無にかかわらず、人として尊厳をもって生きることができるように、障害のある人の権利にかかる国内外の動向を踏まえながら障害のある人の差別防止、虐待防止への取り組みを強化します。

障害のある人の権利擁護についての啓発活動を推進し、成年後見制度や(福)社会福祉協議会が実施する地域福祉権利擁護事業などの制度の周知を図ります。

### 施策の展開

No	施策目標（事業）	内 容	担 当 課
1	障害者差別と虐待の防止	障害者差別防止に対する取り組みを強化し、障害者差別に対する認識を深めます。 障害者虐待に関する認識を深めるとともに、虐待の発見、通報に対する体制づくりを整備します。	社会福祉課
2	権利擁護の推進	障害のある人の権利擁護についての啓発活動を推進するとともに、相談窓口や権利擁護対策としての成年後見制度、地域福祉権利擁護事業などの制度の周知に努めます。	社会福祉課
3	成年後見制度等の利用の促進	障害当事者、家族等関係者に成年後見制度、地域福祉権利擁護事業の利用の促進を図るとともに、利用のための支援を行います。	社会福祉課

## (3) ボランティア活動の推進

### 現状と課題

ボランティアの育成、ボランティア組織・活動については充実してきていますが、障害者等の増加、ニーズの多様化に対応するための量と質の向上が課題です。

### 施策の方向性

障害の有無にかかわらず、ともに支えあう地域福祉を推進するため、ボランティア活動を推進します。

人として尊重しあえる地域社会を目指すためボランティアグループの育成と組織化を支援します。

#### 施策の展開

No	施策目標（事業）	内 容	担 当 課
1	ボランティア団体への支援の充実促進	(福)社会福祉協議会と連携し、ボランティアコーディネーターによるボランティア団体への支援・指導を支援します。	社会福祉課
2	ボランティア育成の促進	(福)社会福祉協議会と連携し、かとう福祉学校開催の支援、手話奉仕員入門講座などの講習会の開催し、ボランティアの掘りおこしと育成を促進し、障害のある人のニーズに対応します。	社会福祉課
3	地域住民意識の醸成	(福)社会福祉協議会と連携し、さまざまな機会を通じて、市民に対し福祉における共助の意義の啓発、ボランティア活動の情報を提供することで市民ボランティアの参加を促します。	社会福祉課

### **第3部 障害福祉計画**

# 第 1 章 第 2 期計画期間におけるサービスの利用状況

## 1 障害程度区分の認定及びサービス支給決定の状況

### ( 1 ) 障害程度区分の認定状況

障害程度区分とは、市がサービスの種類や量などを決定するための判断材料として、障害福祉サービスの支給決定手続きの透明性・公平性を確保するため、障害者自立支援法により、障害のある人の心身の状態を総合的に区分するため設けられました。

平成 23 年 10 月現在で、108 人が認定を受けており、その内訳は身体障害者 43 人、知的障害者 54 人、精神障害者 11 人となっています。

区分別に見ると、区分 4 が 27 人と最も多く、次いで区分 3 及び区分 5 ( 25 人 )、区分 6 ( 20 人 ) と、介護の必要性の高い重度認定者が多くなっています。

図表-1 障害程度区分の認定状況 (平成 23 年 10 月現在)

【単位：人】

	全 体	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6
全 体	108	3	8	25	27	25	20
身体障害者	43	1	1	7	9	9	16
知的障害者	54	2	3	12	18	15	4
精神障害者	11	0	4	6	0	1	0
障害児	0	0	0	0	0	0	0

### ( 2 ) サービス支給決定及び受給の状況

第 2 期計画期間におけるサービス支給決定の状況をみると、平成 21 年 4 月に 137 人だった支給決定者数が平成 23 年 10 月には 21 人( 15% )増の 158 人となっています。

また、支給決定を受けてサービスを利用した人(受給者)は平成 23 年 10 月で 130 人となっており、2 年間で 19 人( 15% )増加しています。支給決定者数に対する割合(受給率)は平成 23 年 10 月が 81%で、平成 20 年 10 月以降は 80%を超えている状況です。

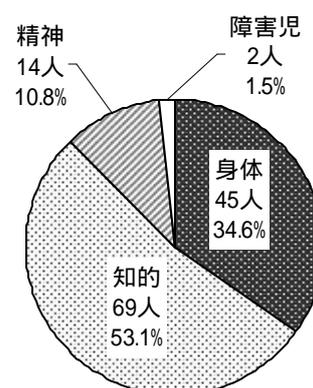
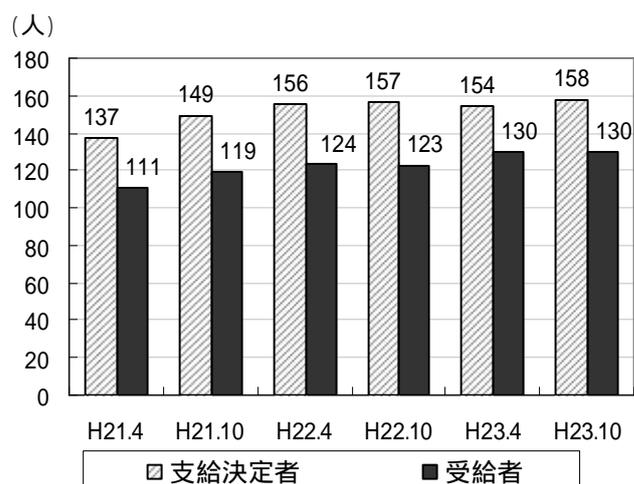
障害別にみると、平成 23 年 10 月現在、支給決定者、受給者、受給率とも知的障害者が最も多く、次いで身体障害者、精神障害者、障害児となっています。

なお、障害児が支給決定者 20 人に対し、受給者 2 人(受給率 10%)となっているのは、緊急時の短期入所利用のために支給決定するケースが多いことが主な要因となっています。

図表-2 支給決定者数の推移

【単位：人】

		平成 21 年 4 月	平成 21 年 10 月	平成 22 年 4 月	平成 22 年 10 月	平成 23 年 4 月	平成 23 年 10 月
全 体	支給決定	137	149	156	157	154	158
	受給者	111	119	124	123	130	130
身体障害者	支給決定	46	47	47	47	48	49
	受給者	43	45	44	43	45	45
知的障害者	支給決定	61	67	73	72	72	72
	受給者	55	63	67	67	69	69
精神障害者	支給決定	9	12	16	15	16	17
	受給者	8	9	10	11	13	14
障害児	支給決定	21	21	20	21	18	20
	受給者	5	2	3	2	3	2



障害ごとの受給者数  
(平成 23 年 10 月現在)

図表-3 受給者の障害程度区分 (平成 23 年 10 月現在)

【単位：人】

	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	全 体	区分なし	合 計
全 体	2	7	21	23	24	19	96	34	130
身体障害者	1	1	7	5	9	15	38	7	45
知的障害者	1	3	10	18	15	4	51	18	69
精神障害者	0	3	4	0	0	0	7	7	14
障害児	0	0	0	0	0	0	0	2	2

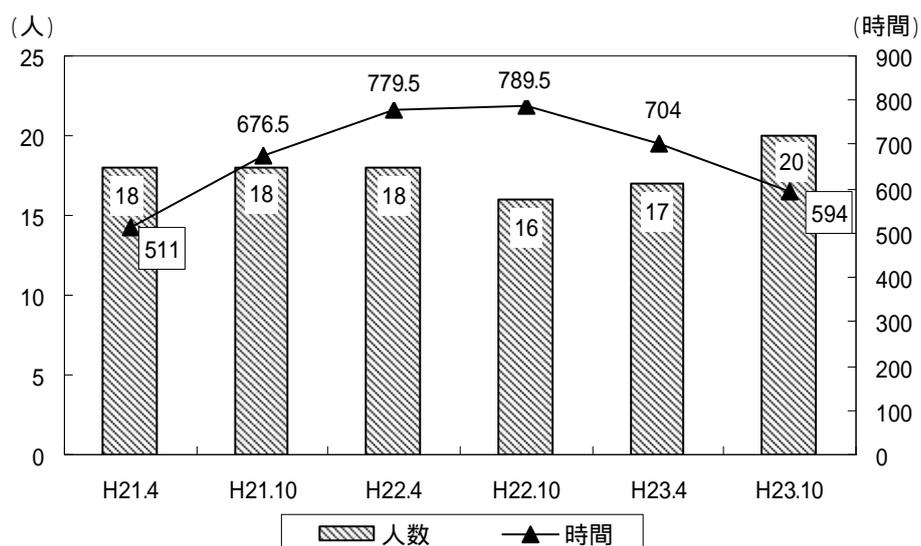
「区分なし」は、旧体系サービス利用者、障害児、同行援護、訓練等給付(自立訓練、就労系サービス、グループホーム)利用者です。

## 2 障害福祉サービス

### (1) 訪問系サービス

平成 23 年 10 月における訪問系サービス利用者は 20 人で、そのうち居宅介護が 18 人、重度訪問介護が 1 人、同行援護が 1 人となっています。利用時間数は年々増加傾向にありましたが、平成 23 年度に重度訪問介護利用者が減により、平成 23 年 10 月実績で 594 時間となっていますが、市内には訪問系サービス事業所が 1 か所しかないためサービス提供体制は十分とはいえない状況です。

図表-4 訪問系サービスの利用状況



【単位：人/月、時間/月】

		平成 21 年 4 月	平成 21 年 10 月	平成 22 年 4 月	平成 22 年 10 月	平成 23 年 4 月	平成 23 年 10 月
全 体	人数	18	18	18	16	17	20
	時間	511.0	676.5	779.5	789.5	704.0	594.0
居宅介護	人数	16	15	15	13	14	18
	時間	163.5	178.0	181.0	190.0	175.5	186.0
重度訪問介護	人数	2	3	3	3	3	1
	時間	347.5	498.5	498.5	599.5	528.5	402.0
行動援護	人数	0	0	0	0	0	0
	時間	0	0	0	0	0	0
重度障害者等 包括支援	人数	0	0	0	0	0	0
	時間	0	0	0	0	0	0
同行援護	人数						1
	時間						6.0

## (2) 日中活動系サービス

平成 23 年 10 月における日中活動系サービス利用者は 112 人で、利用日数は 2,059 日となっています。そのうち、生活介護（53 人、1,082 人日）と就労継続支援 B 型（30 人、542 人日）が主なサービスとなっており、この 2 つで全体の約 8 割を占めています。

生活介護については、平成 23 年 11 月に市内に事業所が開設され、隣接市では平成 24 年 4 月に旧体系サービスから移行する事業所もあるため提供体制が確保されつつある状況です。

自立訓練については、生活訓練の事業所が圏域内に 1 か所設置されていますが利用実績はなく、機能訓練、生活訓練ともに圏域外の事業所でそれぞれ 2 人の利用があります。

就労移行支援については、圏域内に 3 事業所（うち 2 事業所隣接市）が設置されていますが、圏域外に公共交通機関を利用して通所している利用者もあります。

就労継続支援 A 型については、圏域内に 4 事業所（うち 2 事業所隣接市）設置され、就労継続支援 B 型は、圏域内に 7 事業所、うち市内に 1 事業所、隣接市に 2 事業所が設置されており、利用ニーズに応じたサービス提供が行われています。

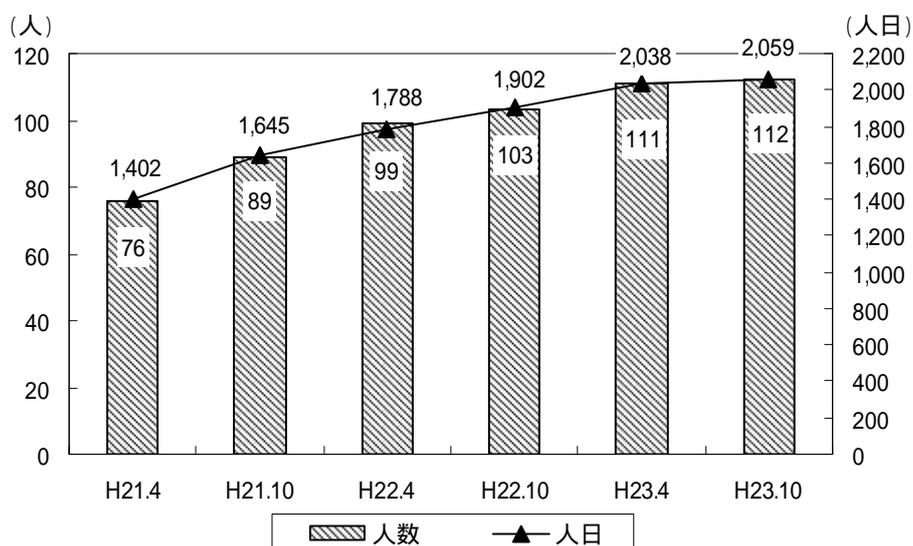
療養介護については、圏域外の医療機関で、1 人の利用があります。

児童デイサービスについては、平成 24 年度に圏域内に事業所が設置される予定です。

短期入所は、市内に事業所がないため利用実績は横ばいの状況です。

旧法通所施設サービスでは、知的障害者授産施設に 3 人の利用がありますが、平成 24 年度から新体系事業所へ移行します。

図表-5 日中活動系サービスの利用状況



【単位：人/月、人日/月】

		平成 21 年 4 月	平成 21 年 10 月	平成 22 年 4 月	平成 22 年 10 月	平成 23 年 4 月	平成 23 年 10 月
全 体	人数	76	89	99	103	111	112
	日数	1,402	1,645	1,788	1,902	2,038	2,059
生活介護	人数	38	39	43	49	53	53
	日数	765	785	852	976	1,046	1,082
自立訓練 (機能訓練)	人数	2	2	2	2	3	2
	日数	42	42	42	42	62	40
自立訓練 (生活訓練)	人数	1	1	1	1	1	2
	日数	22	23	22	23	22	41
就労移行支援	人数	3	4	5	3	3	4
	日数	56	80	66	63	63	72
就労継続支援 A 型	人数	4	9	10	10	10	9
	日数	76	152	177	184	171	168
就労継続支援 B 型	人数	16	24	26	27	29	30
	日数	295	449	503	494	551	542
療養介護	人数	1	1	1	1	1	1
	日数	30	31	30	31	30	31
児童デイ	人数	0	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	0	0
短期入所	人数	7	6	8	7	8	8
	日数	34	31	33	31	33	34
旧 体 系	身体通所	人数	0	0	0	0	0
		日数	0	0	0	0	0
	知的通所	人数	4	3	3	3	3
		日数	82	52	63	58	60

### (3) 居住系サービス

平成23年10月における居住系サービス利用者は62人で、利用日数は1,802人日となっています。

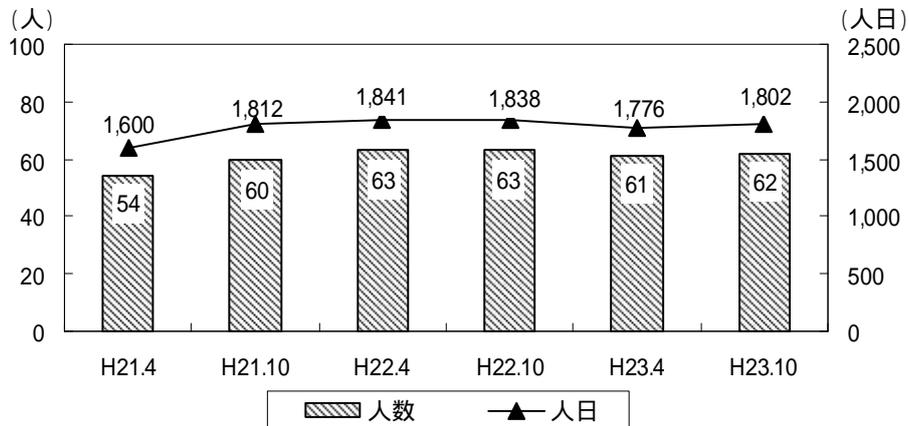
施設入所支援利用者数が増加傾向にあり、地域移行は進んでいない状況です。

市内に入所施設は設置されておらず、圏域内では、主に身体障害者を対象とした入所施設が2事業所、主に知的障害者を対象とした施設が4事業所設置されます。

グループホーム・ケアホームについては、現在、市内に精神科病院に併設のグループホームと、主に知的障害者を対象としたグループホーム・ケアホーム併設型が1事業所あり、圏域外の事業所を含め8人の利用があります。

知的障害者通勤寮は圏域内に1事業所が設置され、1人が利用しています。

図表-6 居住系サービスの利用状況



【単位：人/月、人日/月】

		平成21年 4月	平成21年 10月	平成22年 4月	平成22年 10月	平成23年 4月	平成23年 10月	
全 体	人数	54	60	63	63	61	62	
	日数	1,600	1,812	1,841	1,838	1,776	1,802	
施設入所支援	人数	33	36	40	44	47	48	
	日数	983	1,110	1,185	1,294	1,395	1,448	
グループホーム	人数	3	3	3	3	3	3	
	日数	90	93	90	93	84	66	
ケアホーム	人数	1	4	4	5	5	5	
	日数	30	89	93	112	131	104	
旧体系	旧身体入所	人数	1	1	1	1	1	1
		日数	27	28	30	31	30	31
	旧知的入所	人数	15	15	14	9	5	4
		日数	440	461	413	277	136	122
	通勤寮	人数	1	1	1	1	0	1
		日数	30	31	30	31	0	31

### 3 地域生活支援事業

#### (1) 必須事業

相談支援事業については、障害者相談支援事業を市直営で実施するとともに、機能強化事業として「加東市障害者生活支援センター」を設置し、医療法人に委託して運営しています。

コミュニケーション支援事業では、手話通訳者派遣事業を行っています。

移動支援事業は平成 23 年度から加東市訪問介護事業所を含め 7 事業所がサービスを提供されています。

地域活動支援センターは、市内に 型が 5 か所設置され、55 人が利用しています。また、市外に設置されている地域活動センターの 2 か所が利用されています。

図表-7 地域生活支援事業(必須事業)の実施状況 (年間)

事業		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 (見込み)
障害者相談支援事業	-	-	-	-
地域自立支援協議会	実施か所	1	1	1
市町村相談支援機能強化事業	実施か所	1	1	1
成年後見制度利用支援事業	実施か所	1	1	1
コミュニケーション支援事業	-	-	-	-
手話通訳者派遣事業	利用者数	4	4	4
	延べ件数	94	89	166
日常生活用具給付等事業	延べ件数	420	408	478
介護訓練支援用具	延べ件数	4	0	4
自立生活支援用具	延べ件数	0	6	12
在宅療養等支援用具	延べ件数	2	0	2
情報・意思疎通支援用具	延べ件数	3	7	9
排せつ管理支援用具	延べ件数	410	393	449
住宅改修費	延べ件数	1	2	2
移動支援事業	利用者数	7	7	15
	延べ時間	287.5	337.5	440
地域活動支援センター	-	-	-	-
市内	実施か所	4	5	5
	実人数	57	54	55
型	実施か所	0	0	0
型	実施か所	0	0	0
型	実施か所	4	5	5
市外	実施か所	1	1	2
	実人数	1	2	3
型	実施か所	0	0	0
型	実施か所	0	0	0
型	実施か所	1	1	2

(2) 任意事業

本市における任意事業は、福祉ホーム、訪問入浴サービス、更生訓練費の給付、日中一時支援、生活支援、スポーツ・レクリエーション教室開催等事業、自動車運転免許取得・改造費助成、手話通訳者等養成研修の各事業を実施しています。

福祉ホームについては、単独で生活する力はあるが家庭環境等の事由で住居の確保が困難な常時の介護・医療の必要がない障害のある人に居室を提供する事業所の運営を補助するもので、現在1人が利用しています。

訪問入浴サービスについては、社会福祉協議会に委託して実施しており、現在4人が利用しています。

日中一時支援事業の日中預かりでは、現在11か所の事業所を指定してサービスを提供していますが、すべて市外の事業所となっています。加東市では平成21年度から障害児タイムケア事業を開始したことから利用者が減少しています。

生活支援事業では、知的障害者本人活動支援事業を手をつなぐ育成会に、精神障害者ボランティア活動支援事業をボランティア団体に委託して実施しています。精神障害者デイケア事業は平成19年度より市直営で開始し、平成20年度からは加東市障害者生活支援センターに委託して実施しています。また、平成20年10月から知的障害者自立生活訓練事業として、宿泊訓練事業所に対し助成を行っています。

図表-8 地域生活支援事業(任意事業)の実施状況 (年間)

		平成21年度	平成22年度	平成23年度 (見込み)
福祉ホーム事業	実施か所	0	1か所	1か所
	実人数	0	1人	1人
訪問入浴サービス事業	実人数	4人	4人	4人
	延べ回数	164回	150回	152回
更生訓練費給付事業	給付者数	3人	1人	4人
日中一時支援事業	-	-	-	-
日中預かり	実人数	9人	7人	5人
	延べ回数	334回	190回	115回
障害児タイムケア事業	実施か所	1か所	1か所	1か所
	実人数	5人	12人	13人
生活支援事業	-	-	-	-
知的障害者自立生活訓練事業	実施か所	1	1	1
精神障害者デイケア事業	実施か所	1	1	1
知的障害者本人活動支援事業	実施か所	1	1	1
精神障害者ボランティア活動支援事業	実施か所	1	1	1
社会参加促進事業	-	-	-	-
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	実施回数	2	2	2
	参加人数	210	198	203
自動車運転免許取得・改造費助成	件数	5	2	1
手話通訳者等養成研修	件数	1	2	2

## 第2章 地域生活または一般就労への移行の数値目標

### 1 施設入所利用者の地域生活への移行

施設入所者の地域生活への移行を進めるため、その実現に向けて国・県が示す基本指針に基づき平成26年度における数値目標を設定します。

目標値については、第1期計画の策定に際して示した数値を踏襲することとし、また、第1期計画からの継続性を確保するため、目標の起点は第1期計画策定時とすることが指針として示されています。

しかしながら、本市においては、第1期計画策定直後の平成19年4月に隣接市の身体障害者療護施設が増床したため、第2期計画では県が示す基本指針による算出にあたっては、この特殊要因を踏まえて基準値を設定しています。第3期計画の基準値の設定においても同様に取り扱うこととします。

#### 県が示す基本指針

平成26年度末までに、平成17年10月1日時点の施設入所者の16.5%以上が地域生活に移行することをめざすとともに、平成26年度末時点の施設入所者数を8%以上削減することを基本としつつ、地域の実情に応じた目標を設定する。

第2期計画では、第1期計画策定時の入所者数48人、地域生活移行人数5人、目標年度入所者数を46人としていましたが、平成23年10月時点の地域生活移行人数は6人、施設入所者は55人となっています。

第3期計画では、第2期計画と同様に48人を基準値とし、地域生活移行人数を8人、平成26年度末における入所者数を55人とし、現状維持とすることを目標とします。

項目	数値	考え方
第1期計画策定時入所者数(A)	48人	平成17年10月1日の入所者43人+特殊要因として5名
目標年度入所者数(B)	55人	平成26年度末時点の入所者数の見込み
【目標値】地域生活移行人数(C)	10人	第1期計画策定時点からの施設入所から地域(グループホーム・ケアホーム等含む)への移行見込み
	16.7%	移行割合(C/A)
【目標値】削減見込み	7人	第1期計画策定時点から平成26年度末までの施設入所者の削減数(A-B)

第3期計画より、これまで基準値、目標値から除外されていた旧身体障害者更生施設等を算入しています。

### 【目標達成に向けた取り組み】

第3期計画期間においても引き続き施設入所者及び出身世帯の意向を把握し、施設から地域生活への移行を希望する者について、加東市障害者生活支援センターを軸に施設・出身世帯と調整を図りながらサービスの調整、確保を図りつつ、施設退所及び退所後の生活に対する支援を行っていきます。

## 2 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設の利用者の一般就労への移行を進めるため、その実現に向けて基本指針に基づき平成26年度における数値目標を設定します。

#### 国・県が示す基本指針

現在（平成17年10月）の一般就労への移行実績の4倍以上とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて、平成26年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定する。

第2期計画においては目標値を2人と設定していましたが、平成23年10月現在1名が一般就労へ移行しています。近隣市において就労支援事業所が開設されたことなどから、毎年1、2人が一般就労しています。平成26年度の目標値の設定においては、昨今の厳しい経済情勢を踏まえ2人とします。

項目	数値	考え方
第1期策定時の年間移行者数	1人	平成17年度の実績
現在（平成23年10月）	1人	平成23年度の実績
【目標値】 平成26年度の年間移行者数	2人	

### 【目標達成に向けた取り組み】

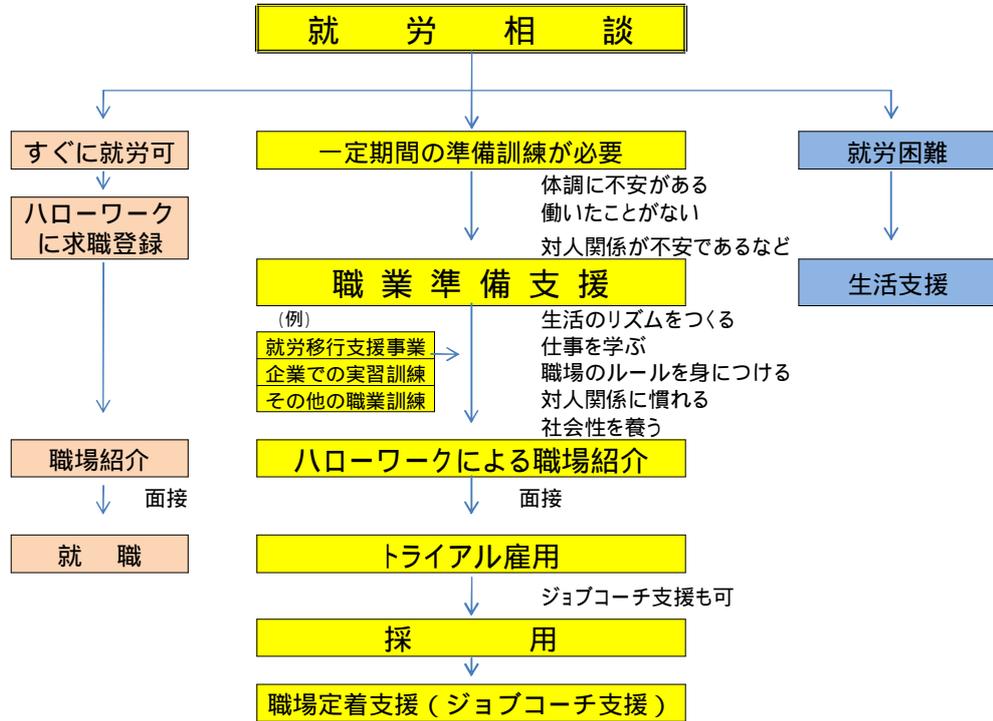
これまで北播磨圏域内において、北播磨地域障害者雇用・就業支援ネットワーク会議が定期的開催されてきましたが、これを平成23年度より北播磨地域障害者(児)地域自立支援協議会の就労支援部会として再編し、各関係機関のネットワークの構築、連携強化を図りつつある状況です。今後も北播磨障害者就業・生活支援センター、ハローワークとの連携を進めながら、障害のある人の就労を支援していきます。

なお、特別支援学校等卒業生を含めた障害のある人の就労支援をより一層推進していくため、学校、加東市障害者生活支援センター、市の連携を強化します。

また、特別支援学校の職場実習については、引き続き市役所等において積極的に受け入れを行います。

< 障害のある人の就労に向けての支援の仕組み >

# 就労支援の流れ



< 資料提供：北播磨障害者就業・生活支援センター >

## 第3章 障害福祉サービスの見込み

### 1 訪問系サービス

#### (1) 訪問系サービスの見込み

居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援について

##### <居宅介護>

居宅介護とは、障害のある人の家庭に対してヘルパーを派遣し、入浴、排せつ、食事などの身体介護や洗濯・掃除などの家事援助を行います。

##### <重度訪問介護>

重度訪問介護とは、重度の肢体不自由者で常時介助を要する人に対して、家庭にヘルパーを派遣し、生活全般にわたる介護のほか外出時における移動中の介護を行います。

##### <同行援護>

同行援護とは、重度の視覚障害者(児)に対し、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護を行います。(平成23年10月創設)

##### <行動援護>

行動援護とは、知的障害または精神障害によって行動上著しい困難があるため、常時介護が必要な人に対して、家庭にヘルパーを派遣し、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援助や外出時における移動中の介護を行います。

##### <重度障害者等包括支援>

重度障害者等包括支援とは、障害程度区分6(児童については区分3相当)で意思の疎通に著しい困難をともなう人に対して、居宅介護などの複数サービスを包括的にを行います。

#### 【サービス見込み量】

新たに創設された同行援護の利用と居宅介護等の利用ニーズを勘案し、平成26年度で25人、880時間の利用を見込みます。

【単位：人/月、時間/月】

		第2期			第3期		
		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	利用者数	19	17	17	21	23	25
	利用時間	690.0	768.3	650.0	830.0	870.0	880.0

平成 21、22 年度は実績、平成 23～26 年度は見込みの数値です。

## (2) 訪問系サービスにおける見込み量の確保の方策

現在、市内 1 か所の事業所に加え、市外 6 事業所によりサービス提供されています。今後の地域生活への移行促進等を踏まえ、サービス提供体制を充実させるため市内及び圏域内において事業所の新規参入を働きかけるとともに、市内介護保険サービス事業所に対し障害福祉サービスへの参入を促すことで、利用ニーズに応じてサービスを受けることができる提供体制の確保に努めます。

## 2 日中活動系サービス

### (1) 日中活動系サービスの見込み

#### 生活介護について

生活介護とは、常時介護が必要であり、障害程度区分 3 以上である人及び 50 歳以上で障害程度区分が 2 以上である人に対して、日中に入浴、排せつ、食事の介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

#### 【サービス見込み量】

施設の新体系への移行に伴い、本サービスの利用量も増加してきています。平成 23 年 11 月に市内に事業所が開設されたこと、平成 24 年 3 月末をもって全ての旧体系施設が新体系へ移行すること等を勘案し、平成 26 年度で 70 人（うち通所 1 人）1,351 人日/月の利用を見込みます。

【単位：人/月、人日/月】

		第2期			第3期		
		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
生活介護	利用者数	41(11)	49(11)	58(10)	65(16)	68(17)	70(18)
	利用日数	786	953	1,160	1,254	1,312	1,351

( )内の数値は、利用者数のうち通所者の人数を示しています。  
平成21、22年度は実績、平成23～26年度は見込みの数値です。

## 自立訓練（機能訓練・生活訓練）について

### < 機能訓練 >

機能訓練とは、生活を営むうえで身体機能・生活能力の維持・向上などの支援が必要な身体障害のある人を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

### < 生活訓練 >

生活訓練とは、生活を営むうえで生活能力の維持・向上などの支援が必要な知的障害・精神障害のある人を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

### 【サービス見込み量】

機能訓練については、現在2人の利用があり、平成26年度で2人、36人日/月の利用を見込みます。

生活訓練については、現在2人の利用があり、平成26年度で2人、40人日/月の利用を見込みます。

【単位：人/月、人日/月】

		第2期			第3期		
		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
機能訓練	利用者数	2	2	2	2	2	2
	利用日数	33	31	36	36	36	36
生活訓練	利用者数	1	1	2	2	2	2
	利用日数	23	15	40	40	40	40

平成21、22年度は実績、平成23～26年度は見込みの数値です。

## 就労移行支援について

就労移行支援とは、一般就労などを希望し、知識・能力の向上、職場開拓を通じて企業などへの雇用または在宅就労等が見込まれる 65 歳未満の人を対象に一定期間、生産活動やその他の活動機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。

### 【サービス見込み量】

現在、3 人の利用があります。各年度において特別支援学校の卒業生等の利用等を勘案し、平成 26 年度で 4 人、80 人日/月の利用を見込みます。

【単位：人/月、人日/月】

		第 2 期			第 3 期		
		H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
就労移行支援	利用者数	4	3	3	3	4	4
	利用日数	70	64	60	60	80	80

平成 21、22 年度は実績、平成 23～26 年度は見込みの数値です。

## 就労継続支援（A 型・B 型）について

### < A 型 >

就労継続支援 A 型とは、就労に必要な知識・能力の向上を図ることにより、事業所において雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人に対して、雇用契約を締結し、就労の場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

### < B 型 >

就労継続支援 B 型とは、企業などや就労継続支援 A 型での就労経験がある人で、年齢や体力面で雇用されることが困難になった人、就労移行支援を利用したが、企業や就労継続支援 A 型の雇用に結びつかなかった人、50 歳に達している人などを対象に、就労の場を提供するとともに、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。

### 【サービス見込み量】

就労継続支援 A 型については、現在 10 人の利用があります。平成 26 年度で 13 人、234 人日/月の利用を見込みます。

就労継続支援 B 型については、近隣市において事業所が開設されたことと旧体系施設の新体系への移行に伴う利用量の増加と併せて、就労移行支援からの移行者の利用等を勘案し、平成 26 年度で 31 人、558 人日/月の利用を見込みます。

【単位：人/月、人日/月】

		第 2 期			第 3 期		
		H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
就労継続支援 A 型	利用者数	8	10	11	12	13	13
	利用日数	133	181	198	216	234	234
就労継続支援 B 型	利用者数	24(4)	27(1)	28(1)	29(1)	30(1)	31(1)
	利用日数	420	484	504	522	540	558

( ) 内の数値は、利用者数のうち入所者の人数を示しています。  
平成 21、22 年度は実績、平成 23～26 年度は見込みの数値です。

### 療養介護について

療養介護とは、病院などへの長期入院による医療に加え、常時介護を必要とする人であって、障害程度区分 6 で、気管切開をともなう人口呼吸器による呼吸管理を行っている人、障害程度区分 5 以上の筋ジストロフィー患者または重症心身障害のある人を対象に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の援助を行います。

### 【サービス見込み量】

現在、1 人の利用があります。第 3 期計画においては利用者の増加は想定せず、平成 26 年度で 1 人の利用を見込みます。

【単位：人/月】

		第 2 期			第 3 期		
		H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
療養介護	利用者数	1	1	1	1	1	1

平成 21、22 年度は実績、平成 23～26 年度は見込みの数値です。

### 児童デイサービス（児童発達支援、放課後等デイサービス）について

児童デイサービス（児童発達支援、放課後等デイサービス）とは、療養指導が必要と判断した児童を対象に、日常生活における基本的な動作を取得し、集団生活に適應できるよう、当該児童の身体及び精神の状況や環境に応じて適切な訓練を行います。なお、本サービスについては平成 24 年 4 月より、未就学児は児童発達支援、学齢児は放課後等デイサービスに移行されます。

**【サービス見込み量】**

本サービスは、これまで圏域内に事業所がありませんでしたが、平成 24 年度に近隣市に事業所が開設されること、県方針を踏まえ、児童発達支援については平成 26 年度で 6 人、18 人日/月、放課後等デイサービスについては平成 26 年度で 1 人、3 人日/月の利用を見込みます。

【単位：人/月、人日/月】

		第 2 期			第 3 期		
		H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
児童デイサービス	利用者数	0	0	0			
	利用日数	0	0	0			
児童発達支援	利用者数				5	5	6
	利用日数				15	15	18
放課後等デイサービス	利用者数				0	1	1
	利用日数				0	3	3

平成 21、22 年度は実績、平成 23～26 年度は見込みの数値です。

**短期入所について**

短期入所とは、居宅で介護する人が病気などの理由により、障害者支援施設やその他の施設へ短期間の入所を必要とする障害のある人に対して、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

**【サービス見込み量】**

現在、7 人程度の利用実績があります。アンケート調査では、手帳所持者の約 3 割が今後利用したいサービスとして選択していることから、平成 26 年度で 15 人、75 人日/月の利用を見込みます。

【単位：人/月、人日/月】

		第 2 期			第 3 期		
		H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
短期入所	利用者数	7	7	7	9	12	15
	利用日数	34	32	32	45	60	75

平成 21、22 年度は実績、平成 23～26 年度は見込みの数値です。

## ( 2 ) 日中活動系サービスにおける見込み量の確保の方策

日中活動系サービスの利用量の増加については、主に施設の新体系への移行に伴う増加と、特別支援学校卒業生等による利用ニーズの増加が考えられます。

利用者ニーズの増加に対しては、平成 23 年度に市内外に事業所が開設されたことから、現行の体制で平成 26 年度末までのサービス見込み量に対応できると考えますが、今後、入所施設の新規開設が見込めないことから、通所によるサービス提供を確保するため、必要に応じ圏域において協議していくこととします。

## 3 居住系サービス

### ( 1 ) 居住系サービスの見込み量

共同生活援助・共同生活介護について

< 共同生活援助（グループホーム） >

共同生活援助（グループホーム）とは、就労し、または就労継続支援などの日中活動を利用している知的障害・精神障害のある人で、日常生活上の援助を必要とする人を対象に、地域における自立した日常生活に向けて介護や支援を行います。

< 共同生活介護（ケアホーム） >

共同生活介護（ケアホーム）とは、生活介護や就労継続支援などの日中活動を利用している知的障害・精神障害のある人で、日常生活上の援助を必要とし、障害程度区分 2 以上である人を対象に、地域における自立した日常生活に向けて介護や支援を行います。

#### 【サービス見込み量】

現在、共同生活援助（グループホーム）については 3 人、共同生活介護（ケアホーム）については 5 人の利用があります。

平成 24 年 4 月から市内事業所が増室の予定であることから、平成 26 年度で共同生活援助（グループホーム）は 4 人、共同生活介護（ケアホーム）は 7 人の利用を見込みます。

【単位：人/月】

		第2期			第3期		
		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
共同生活援助（GH）	利用者数	3	3	3	4	4	4
共同生活介護（CH）	利用者数	3	5	5	7	7	7

平成 21、22 年度は実績、平成 23～26 年度は見込みの数値です。

### 施設入所支援について

施設入所支援とは、自立訓練もしくは就労移行支援の対象者のうち、生活能力により単身での生活が困難な人、地域の社会資源などの状況により通所することが困難な人または生活介護の対象者に対して、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

### 【サービス見込み量】

現在、49 人の利用があります。これに旧体系施設入所者を加え、平成 23 年度末の利用者は 55 人を見込みます。

第3期計画では、自立訓練等のための入所者の退所は見込まれますが、待機者数等を勘案し、平成 26 年度で 55 人を見込みます。

なお、児童福祉法改正により地域移行における目標数値の対象とならない 18 歳以上の児童施設入所者については、目標数値対象外利用者として計上しています。

【単位：人/月】

		第2期			第3期		
		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
目標数値対象	利用者数	37	42	55	55	55	55
目標数値対象外	利用者数				5	5	5
合 計	利用者数	37	42	55	60	60	60

平成 21、22 年度は実績、平成 23～26 年度は見込みの数値です。

## (2) 居住系サービスにおける見込み量の確保の方策

現行の障害者福祉の施策は、基本的な方向性において地域への移行を推進していますが、加東市では施設入所者が増加の傾向にあります。本計画においては施設入所者の削減目標（P86 参照）については現状維持を目標としています。

なお、グループホーム、ケアホームについては、市内の併設型事業所が平成 24 年度に増室を予定しており、施設入所者の地域移行を推進が求められるなかで、施設からの移行の受け皿となることが期待されます。

## 4 相談支援

### (1) 相談支援の見込み

#### 相談支援について

##### < 計画相談支援 >

計画相談支援とは、市が指定する特定相談支援事業者が介護給付費等の支給決定等について、サービス等利用計画案を作成します。市はこの計画案を勘案し支給決定を行います。また、支給決定後においては、指定特定相談支援事業者が、少なくとも年 1 回は継続サービス利用支援（モニタリング）を行いサービスが適当かを検討します。

##### < 地域移行支援 >

地域移行支援とは、障害者支援施設や精神科病院に入所等をしている障害のある人に対し、住居の確保、地域生活の準備や福祉サービスの見学・体験のための外出への同行支援、地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行います。

##### < 地域定着支援 >

地域定着支援とは、居宅で一人暮らしをしている障害者等に対する夜間も含む緊急時における連絡、相談等の支援を行います。

#### 【サービス見込み量】

サービス等利用計画の対象者の大幅な拡大、地域相談支援の創設を踏まえ、相談支援の提供体制の量的拡大が必要となりますが、市内には相談支援事業所は 1 か所であることからサービス供給体制が課題となることから、平成 26 年度で計画相談支援 40 人、地域移行支援 2 人、地域定着支援 4 人の利用を見込みます。

【単位：人/月】

		第 2 期			第 3 期		
		H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
(サービス利用計画作成)	利用者数	0	0	0	10	25	40
計画相談支援	利用者数				1	2	2
地域移行支援	利用者数				3	4	4
地域定着支援	利用者数						

平成 21、22 年度は実績、平成 23～26 年度は見込みの数値です。

## ( 2 ) 相談支援における見込み量の確保の方策

市の委託により運営している加東市障害者生活支援センター等がサービスを提供します。

なお、計画相談支援については原則として平成24年度から段階的に拡大し、平成26年度までの3年間で全てのサービス利用者に対し実施できるよう努めます。これに対応するため、特定相談支援事業者を市が指定することで、サービス提供体制の確保に努めます。

## 第4章 地域生活支援事業の見込み

### 1 必須事業

相談支援事業について

< 障害者(児)相談支援事業 >

障害者(児)相談支援事業とは、3障害(身体・知的・精神)の問題について相談に応じるとともに必要な情報の提供及び助言等の支援を行います。

< 地域自立支援協議会 >

地域自立支援協議会とは、障害のある人の就労、生活支援をはじめとする地域の総合的なシステムとネットワークづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として、北播磨障害者(児)地域自立支援協議会において協議を行います。

< 市町村相談支援機能強化事業等 >

市町村相談支援機能強化事業等とは、一般的な相談支援事業に加え、専門職員を配置し、困難ケースへの対応や成年後見制度の利用支援等を行うことにより、相談支援の充実強化を行います。

< 成年後見制度利用支援事業 >

成年後見制度利用支援事業とは、3障害(身体・知的・精神)の問題について相談に応じるとともに必要な情報の提供及び助言等の支援を行います。

【サービス見込み量及び確保策】

第2期計画期間に引き続き、障害者相談支援事業については市が対応するとともに、機能強化事業として加東市障害者生活支援センターの運営を医療法人に委託することで、3障害及び発達障害に対応した専門的な相談支援に応じるほか、精神障害者を対象としたデイケア事業や生活技能訓練を行います。

また、相談支援事業については平成24年度から市が特定相談支援事業者を指定することができることから、相談支援体制の充実を図っていきます。

なお、必須事業となった成年後見制度の利用支援については、今後も支援体制を継続し、必要なサービスを提供します。

(年間)

		第2期			第3期		
		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
障害者相談支援事業	実施か所	1	1	1	1	1	1
地域自立支援協議会	実施か所	1	1	1	1	1	1
市町村相談支援機能強化事業	実施か所	1	1	1	1	1	1
成年後見制度利用支援事業	実施か所	1	1	1	1	1	1

平成 21、22 年度は実績、平成 23～26 年度は見込みの数値です。

### コミュニケーション支援事業について

コミュニケーション支援事業とは、聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のために意思疎通を図ることに支障がある障害者等が社会参加を行う際に意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行います。

#### 【サービス見込み量及び確保策】

手話通訳者派遣事業については、社会福祉協議会に委託し、現在 5 人にサービス提供していますが、登録手話通訳者が少なく、ニーズに応えるだけの派遣体制が十分とはいえない状況です。また、平成 21 年度より要約筆記者派遣事業も実施していますが同様のことがいえます。このため、第 3 期計画期間においても引き続き重点的に手話通訳奉仕員、手話通訳者及び要約筆記者の養成研修を実施してその確保を図り、利用ニーズに応じたサービス提供体制の確立を目指します。

(年間)

		第2期			第3期		
		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	利用者数	6	5	5	5	6	6
	延べ件数	144	86	110	120	132	132
手話通訳者派遣事業	利用者数	6	5	5	5	5	5
	延べ件数	144	86	110	120	130	130
要約筆記者派遣事業	利用者数	0	0	0	0	1	1
	延べ件数	0	0	0	0	2	2

平成 21、22 年度は実績、平成 23～26 年度は見込みの数値です。

### 日常生活用具給付等事業について

日常生活用具給付等事業とは、重度障害者(児)の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具の給付を行います。

**【サービス見込み量及び確保策】**

第2期計画期間の実績の伸びを考慮し、平成26年度で544件の給付を見込んでいます。給付見込みを踏まえつつ、必要な予算確保に努めます。

(年間)

		第2期			第3期		
		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
日常生活用具給付等事業	延べ件数	490	483	498	511	523	544
介護訓練支援用具	延べ件数	3	2	3	3	3	3
自立生活支援用具	延べ件数	7	6	7	7	7	7
在宅療養等支援用具	延べ件数	3	1	2	2	2	2
情報・意思疎通支援用具	延べ件数	3	5	6	6	6	6
排せつ管理支援用具	延べ件数	470	464	474	489	505	522
住宅改修費	延べ件数	4	5	3	4	4	4

平成21、22年度は実績、平成23～26年度は見込みの数値です。

**移動支援事業について**

移動支援事業とは、屋外での移動が困難な視覚障害者、全身性障害者、知的障害者、精神障害者及び障害児について、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出支援を行います。

**【サービス見込み量及び確保策】**

第2期計画期間では、障害児タイムケア事業を開始したことから実績が減少しています。また、平成23年10月から同行援護が創設され、これまで移動支援の主な利用者であった重度視覚障害者が対象外となることを考慮し、平成26年度で13人、延べ650時間の利用を見込んでいます。現在、5事業所がサービス提供していますが、利用ニーズに応じた安定したサービスを提供するためにも新規参入を事業所に働きかけていきます。

(年間)

		第2期			第3期		
		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
移動支援事業	利用者数	13	10	17	13	13	13
	延べ時間	1,576	1,203	669	600	600	650

平成21、22年度は実績、平成23～26年度は見込みの数値です。

## 地域活動支援センター事業について

### < 型 >

地域活動支援センター( 型)とは、専門職員(精神保健福祉士等)を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を行います。

### < 型 >

地域活動支援センター( 型)とは、地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを行います。

### < 型 >

地域活動支援センター( 型)とは、利用者10人以上、概ね5年以上の実績、法人格等の要件を満たす小規模作業所等です。

### 【サービス見込み量及び確保策】

現在、市内には5か所の地域活動支援センターが設置されており、 型にてサービス提供されているほか、市外のセンターに通所している人が3人います。

今後の利用ニーズ、各地域活動支援センターの定員等を勘案し、平成26年度では7か所(うち市内5か所、市外2か所)で実施し、58人(うち市内55人、市外3人)の利用を見込みます。

(年間)

		第2期			第3期			
		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	
地域活動支援センター (全体)	実施か所	5	6	7	7	7	7	
	実人数	58	56	58	58	58	58	
	型	0	0	0	0	0	0	
	型	0	0	0	0	0	0	
	型	5	6	7	7	7	7	
市内	実施か所	4	5	5	5	5	5	
	実人数	57	54	55	55	55	55	
	型	0	0	0	0	0	0	
	型	0	0	0	0	0	0	
	型	4	5	5	5	5	5	
	市外	実施か所	1	1	2	2	2	2
		実人数	1	2	3	3	3	3
		型	0	0	0	0	0	0
型		0	0	0	0	0	0	
型		1	2	2	2	2	2	

平成21、22年度は実績、平成23～26年度は見込みの数値です。

## 2 任意事業

### 福祉ホーム事業について

福祉ホーム事業とは、常時の介護・医療を必要としない障害のある人で、単独で生活する力はあるが家庭環境等の事由で住居の確保が困難方に居室を提供する事業所の運営の補助を行います。

#### 【サービス見込み量及び確保策】

現在、1事業所に対し助成しています。引き続き利用が見込まれるため、平成26年度で1事業所の助成を見込みます。

(年間)

		第2期			第3期		
		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
福祉ホーム事業	事業所数	0	1	1	1	1	1

平成21、22年度は実績、平成23～26年度は見込みの数値です。

### 訪問入浴サービス事業について

訪問入浴サービス事業とは、身体障害者の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行い、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を行います。

#### 【サービス見込み量及び確保策】

現在、4人の利用がありますが利用者の年齢構成等を考慮し、平成26年度で3人、140回の利用を見込みます。(福)社会福祉協議会に委託して実施することによりサービス提供体制を確保します。

(年間)

		第2期			第3期		
		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
訪問入浴サービス事業	実人数	4	4	4	3	3	3
	延べ回数	164	150	152	120	130	140

平成21、22年度は実績、平成23～26年度は見込みの数値です。

### 更生訓練費給付事業について

更生訓練費給付事業とは、就労移行支援事業または自立訓練事業を利用して、いる障害のある人に更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を行います。

**【サービス見込み量及び確保策】**

現在、4人に給付しています。第2期計画での実績を踏まえ、平成26年度で3人の給付を見込みます。

(年間)

		第2期			第3期		
		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
更生訓練費給付事業	給付者数	3	1	4	3	3	3

平成21、22年度は実績、平成23～26年度は見込みの数値です。

**日中一時支援事業について**

日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障害者(児)について、日中、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設等において活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練等を支援するとともに、家族の就労支援及び一時的な休息を図ることを目的として実施します。

なお、加東市では市内にこれらのサービスを提供する事業所がないことから、平成21年度から障害児タイムケア事業を市直営で実施しています。将来的には事業所への委託、法定サービスへの移行についても検討していきます。

**【サービス見込み量及び確保策】**

日中預かりの利用については、平成21年度より中高生を対象とした「障害児タイムケア事業」を実施したことから減少傾向にあります。今後とも利用ニーズの把握に努め、サービス提供体制の充実を図ります。

(年間)

		第2期			第3期		
		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
日中預かり	実人数	9	7	5	5	5	5
	延べ回数	334	190	115	120	120	120
障害児タイムケア	実施か所	1	1	1	1	1	1
	実人数	5	12	13	13	14	14

平成21、22年度は実績、平成23～26年度は見込みの数値です。

障害児タイムケア事業...身体障害者手帳及び療育手帳を所持する障害児を対象に、放課後及び長期休業中の日中の活動の場を確保する事業

## 生活支援事業について

### < 知的障害者自立生活訓練事業 >

知的障害者自立生活訓練事業とは、在宅の知的障害者を対象として、家庭や地域での自立した生活ができるよう、宿泊による生活訓練を行います。

### < 精神障害者デイケア事業 >

精神障害者デイケア事業とは、回復途上にある精神障害者に対して、家族及び社会生活について望ましい適応性を保てるように配慮し、レクリエーションや創作活動を通して社会性を養い、仲間づくりの場となり、地域での生活をより豊かに過ごすための持病を行います。

### < 知的障害者本人活動支援事業 >

知的障害者本人活動支援事業とは、知的障害者が自分たちの権利や自己のために社会に働きかける活動等を行います。

### < 精神障害者ボランティア活動支援事業 >

精神障害者ボランティア活動支援事業とは、精神障害者に対するボランティア活動の支援を行います。

### 【サービス見込み量及び確保策】

精神障害者デイケア事業は、加東市障害者生活支援センターの基幹事業の1つとして実施しており、平成22年度からは送迎サービスを行うことで、利用者が参加しやすい環境を整えています。

知的障害者本人活動支援事業については、今後も手をつなぐ育成会に委託し、当事者の自主性を育てる事業として支援していきます。

精神障害者ボランティア活動支援事業は、ヘルパーや相談員とは違った立場で活動していただくボランティアの存在を貴重な地域資源としてとらえ、その支援を継続します。

なお、知的障害者自立生活訓練事業については市内事業所が平成23年度末をもって事業所を閉鎖する予定のため第3期計画においては実施を見込みません。

(年間)

		第2期			第3期		
		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
知的障害者自立生活訓練事業	実施か所	1	1	1	0	0	0
精神障害者デイケア事業	実施か所	1	1	1	1	1	1
知的障害者本人活動支援事業	実施か所	1	1	1	1	1	1
精神障害者ボランティア活動支援事業	実施か所	1	1	1	1	1	1

平成21、22年度は実績、平成23～26年度は見込みの数値です。

## 社会参加促進事業について

### < スポーツ・レクリエーション教室開催等事業 >

スポーツ・レクリエーション教室開催等事業とは、障害者団体等が開催するスポーツ教室やレクリエーション事業に対する支援を行います。

### < 自動車運転免許取得・改造費助成 >

自動車運転免許取得・改造費助成とは、身体障害者の就労等を目的とした自動車運転免許の取得や、自らが運転するために行う操行・駆動装置（ブレーキ・アクセルなど）の改造費の一部の助成を行います。

### < 手話通訳者等養成研修 >

手話通訳者等養成研修とは、手話通訳者、手話奉仕員、要約筆記者等を養成するための講座を開催し、聴覚障害者の社会参加のための支援者の充実を図るものです。講座の開催については、他市町との共催を含め（福）社会福祉協議会等に委託しています。

### 【サービス見込み量及び確保策】

スポーツ・レクリエーション教室開催等事業については、身体障害者福祉協議会などに委託し、障害のある人が主体となって企画するスポーツ教室や加東市ふれあいパラリンピックの開催を支援し、障害のある人の社会参加を促進します。

自動車運転免許取得・改造費助成については、利用ニーズを勘案しながら必要な予算確保に努めます。

（年間）

		第2期			第3期		
		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
スポーツ・レクリエーション 教室開催等事業	開催回数	2	2	2	2	2	2
	参加人数	210	198	203	180	180	180
自動車運転免許取得 ・改造費助成	件数	5	2	2	2	2	2
手話通訳者等養成研修	件数	1	2	2	3	3	2

平成 21、22 年度は実績、平成 23～26 年度は見込みの数値です。

## **第4部 計画の推進体制**

# 第1章 計画の推進に向けて

## 1 進行管理体制の確立

本計画は、福祉部社会福祉課が中心となり、関係部局、関係機関・団体、障害当事者などと連携を図りながら、総合的かつ効果的な計画の推進を図ります。

庁内の推進体制として、年度ごとに計画の進捗状況を把握し、施策の充実や見直しについての協議を行うことにより円滑な推進に努めます。

## 2 計画の点検・評価の方策

本計画に基づく施策を計画的に推進するため、「計画検証会（仮称）」において、本計画の進捗状況について評価を行い、意見を聞くこととします。

なお、計画の進捗状況の評価結果については広く市民に公表します。

## 3 県・近隣市町等との広域連携の方策

本計画を推進し、障害のある人のニーズにあった施策を展開するためには、障害者団体をはじめ、ボランティア団体、民生・児童委員、（福）社会福祉協議会など多くの地域関係団体の協力が不可欠です。それら関係団体と相互に連携を図り、本計画の着実な推進に向け取り組みます。

また、国が示した目標を実現していくためには、福祉施設から一般就労への橋渡しや福祉施設に対する就労継続支援の雇用型への誘導方策等、抜本的な就労支援施策の構築・具体化はもとより、訪問系サービスの実績に応じた国庫負担の仕組みに改めることや、利用者や事業者の実情を踏まえて日中系・居住系サービスの基準・報酬などを設定していくこと、また保健所の協力が不可欠となる精神障害者の地域生活への移行の促進、さらには障害のある人のサービス利用が抑制されることのないよう適切な方策を講じることなど、数多くの課題があります。

このような障害者福祉施策の充実や制度の見直しなどについては、県や近隣市町と協力・連携し、積極的に国に対し提言や要望を行っていきます。

# 資 料 編

## 加東市障害者計画策定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第9条第3項及び障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第88条第1項の規定に基づき、加東市障害者基本計画及び加東市障害福祉計画(以下これらを「計画」という。)を策定するため、加東市障害者計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 策定委員会は、計画の策定に関する必要な事項について、調査及び審議する。

### (組織)

第3条 策定委員会は、委員13人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 公共的団体の役員及び職員
- (3) 市民を代表する各種団体の代表者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

3 委員は、当該計画策定が終了したときは、解任し、又は解職されるものとする。

### (委員長及び副委員長)

第4条 策定委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、策定委員会の会務を総理し、策定委員会を代表する。

3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 策定委員会は、委員長が招集する。

2 策定委員会の議長は、委員長がこれに当たる。

3 策定委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

### (意見の聴取)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員でない者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

### (部会)

第7条 策定委員会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

### (庶務)

第8条 策定委員会の庶務は、福祉部社会福祉課において処理する。

### (その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、策定委員会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この告示は、公布の日から施行する。

加東市障害者計画策定委員会委員名簿

委員名	職名	備考
石倉 健二	兵庫教育大学 准教授	委員長
田 淵 光	小野市加東市医師会医師	副委員長
石 井 昭一	加東市民生児童委員連合会	
芹 生 昇	加東市身体障害者福祉協議会	
芝 田 恵美	加東市手をつなぐ育成会代表	
岩 本 眞千子	加東市つつじ会家族会長	
原 尚 浩	社会福祉法人でんでん虫の会	
森 一人	社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団	
野 瀬 光	社会福祉法人加東市社会福祉協議会	平成23年2月3日～ 平成23年3月31日
藤 原 照美	社会福祉法人加東市社会福祉協議会	平成23年4月1日～
杉 瀬 弘	兵庫県北播磨県民局 加東健康福祉事務所福祉課長	
藤 原 路寛	加東市教育委員会	

加東市障害者計画策定委員会審議経過

日 時・項 目	審 議 内 容
第 1 回 策定委員会 平成 23 年 2 月 3 日 (木)	市長より加東市障害者基本計画及び障害福祉計画 (第 3 期) について諮問 策定委員会について 計画の概要と策定スケジュールについて アンケート素案について
第 2 回 策定委員会 平成 23 年 2 月 15 日 (火)	アンケート調査票について アンケート調査対象者について 関係機関への調査について
アンケート調査実施 平成 23 年 3 月 4 日 ~ 平成 23 年 3 月 25 日	
第 3 回 策定委員会 平成 23 年 6 月 29 日 (水)	アンケート調査結果について 関係機関への調査について 計画策定スケジュールについて
関係機関への調査実施 平成 23 年 7 月 11 日 ~ 平成 23 年 7 月 27 日	
第 4 回 策定委員会 平成 23 年 10 月 11 日 (火)	アンケート調査等の結果について 計画骨子(案)について
第 5 回 策定委員会 平成 23 年 12 月 12 日 (月)	計画素案について
パブリックコメントの実施 平成 23 年 12 月 28 日 ~ 平成 24 年 1 月 26 日	
第 6 回 策定委員会 平成 24 年 月 日 ( )	
第 7 回 策定委員会 平成 24 年 月 日 ( )	